

第4期県営住宅等指定管理者 募 集 要 項

《業務仕様書等を含む》

(案)

平成30年7月

岩手県県土整備部建築住宅課

目 次

I 本文	
1 趣旨	1
2 対象施設の概要	1
3 指定期間	2
4 業務の範囲	2
5 管理の基準	3
6 管理に係る経費	3
7 申請資格	4
8 募集要項の配布、説明会、質問の受付及び申請書類の受付	4
9 提出書類	5
10 申請に係る留意事項	6
11 選定方法	7
12 指定管理者の指定及び協定締結	9
13 スケジュール	9
14 お問い合わせ先	9
県営住宅等一覧	10
県営住宅等施設一覧	11
II 業務仕様書	
1 対象施設	22
2 実施体制	22
3 業務内容	22
4 管理経費	22
5 業務の適正な実施に関する事項	23
6 立入検査の実施	24
7 協議	24
III 管理業務概要	
1 業務一覧	25
2 指定管理者が行う管理業務	27
IV 維持修繕及び保守点検業務概要	
1 業務一覧	32
2 指定管理者が行う維持修繕業務	32
3 指定管理者が行う保守点検業務	35
V 保守点検業務仕様書	
1 エレベーター保守点検	43
2 給排水設備保守点検、貯水槽清掃・水質検査	47
3 消防設備保守点検	51
4 防火設備保守点検	63
5 浄化槽設備保守点検	65
6 団地内樹木維持保全	67
7 団地内日常点検	69
VI 申請様式	
1 県営住宅等指定管理者指定申請書（様式第1号）	71
2 グループ申請構成表（様式第2号）	72
3 法人等概要書（様式第3号）	73
4 賃貸住宅管理実績書（様式第4号）	74
5 県営住宅等事業計画書（様式第5号）	75
6 支出計画書（様式第6号）	82
7 誓約書（様式第7号）	83
8 質問書（様式第8号）	84
VII 関係法令	
1 県営住宅等条例	85
2 県営特定公共賃貸住宅等条例	102
IX 参考資料	
1 指定管理者制度の概要	109

第 4 期県営住宅等指定管理者 募集要項

1 趣旨

岩手県は、平成 31 年 4 月 1 日から県営住宅及び共同施設並びに県営特定公共賃貸住宅及び共同施設を適切で効率的に維持・管理を行うため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 16 年岩手県条例第 36 号）第 2 条並びに県営住宅等条例第 50 条の規定に基づき、次のとおり指定管理者を募集します。

2 対象施設の概要

(1) 設置目的

ア ①県営住宅

健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより、県民生活の安定と社会福祉の増進に寄与すること。

②災害公営住宅

県営住宅のうち、一定規模の災害が発生した場合に整備を行い住戸提供することによって、災害により住宅を失った被災者等を救援すること。

イ 県営特定公共賃貸住宅

居住環境が良好な賃貸住宅を整備し、これを中堅所得者等に対して賃貸することにより、県民生活の安定と福祉の増進に寄与すること。

(2) 管理戸数等（団地別内訳は 10 ページ）

平成 30 年 5 月 31 日現在

	団地数	住戸数		駐車場台数	
		管理	入居	整備	利用
県営住宅（災害公営住宅以外）	49	5,100	4,302	4,912	3,497
県営住宅（災害公営住宅）	23	1,483	1,283	1,947	1,131
特定公共賃貸住宅	3	34	20	34	16
計	75	6,617	5,605	6,893	4,644

今後の災害公営住宅整備予定

アパート名	管理開始予定	住戸数	駐車場台数
大町（大槌町）	H30.9	23	24
備後第 1（盛岡市）	H30.10	26	26
安渡（大槌町）	H31.1	23	23
本町（大槌町）	H31.4	23	25
駒下（一関市）	H31.4	22	22
桜屋敷（奥州市）	H31.9	14	14
蒲井田（千厩町）	H31.9	13	13
南青山（盛岡市）	H32.1	118	118
黒沢尻（北上市）	H32.1	34	34
計		296	299

3 指定期間

2019年4月1日から2024年3月31日まで（5年間）

ただし、次に掲げるいずれかの事由が生じ、管理を継続することが適当でないと認められるときは、期間満了前において指定を取り消すことがあります。

- (1) 指定管理者が、業務の一部又は全部の履行を怠り、その状態が15日間以上にわたり継続したとき。
- (2) 指定管理者の責めに帰すべき事由により、別途締結する基本協定の履行が困難となったとき。
- (3) 指定管理者が、県に提出する文書に虚偽の記載をしたとき。
- (4) 指定管理者の責めに帰すべき事由により、入居者又は第三者に多大なる損害を発生させたとき。
- (5) 指定管理者の責めに帰すべき事由により、個人情報漏えいしたとき。
- (6) 指定管理者が、破産、会社更生、民事再生、会社整理、特別精算手続開始その他の倒産法制上の手続きについて、その申立てを決議したとき。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）が、代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者にいるとき又は指定管理者の事業活動を支配しているとわかったとき。
- (8) 指定管理者が、暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用したとわかったとき。
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、指定管理者が、適用を受ける法令等若しくは基本協定に違反し、又は不実により指定管理者による管理を継続することが適当でないと県が認めたとき。

4 業務の範囲

公権力の行使に該当する入居許可等の処分行為を除く全ての業務となり、具体的には「県営住宅等指定管理者業務仕様書」（22ページ）により定めます。

(1) 県営住宅等の管理

- ア 入居者募集
- イ 退去手続き
- ウ 入居者からの各種届・申請の受理
- エ 収入調査
- オ 滞納家賃等納入督促
- カ 駐車場管理
- キ 苦情・要望対応
- ク 防火管理

※ 詳細は、仕様書に基づく「管理業務概要」（25ページ）のとおり。

(2) 施設の維持修繕・保守点検

- ア 計画修繕（年度毎に県が指示する修繕計画に基づき実施し、県営住宅等の建物本体や附帯施設設備等の性能及び機能の維持、回復を目的とするもの）

- イ 経常修繕（県営住宅等の住棟建物や附属建物の本体や附帯施設設備に生じた経年劣化・損耗を復旧するもの）
 - ウ 緊急修繕（早急に対応しなければ入居者の安全や生活に支障をきたす恐れがある損傷を復旧するもの）
 - エ 保守点検（県営住宅等における敷地・建物及び附帯施設設備について本来性能や機能を維持することにより事故等を未然に防ぐことを目的とするもの）
- ※ 詳細は、仕様書に基づく「維持修繕及び保守点検業務概要」（32 ページ）のとおり。

5 管理の基準

適正な管理を行う観点から必要不可欠な業務運営上の基本事項は、次のとおりです。

- (1) 県営住宅等の設置目的に沿った管理
 - 2 の (1) に掲げた県営住宅等の設置目的を理解し、目的に沿った管理を行うこと。
- (2) 関係法令の遵守
 - 公営住宅法、県営住宅等条例その他の関係法令を遵守すること。
- (3) 個人情報の保護
 - 個人情報の管理について適正に取り扱うこと。

6 管理に係る経費

指定管理業務は、県が支払う指定管理料のみで行っていただきます。

指定管理料は、維持修繕費（4 の（2）に掲げる業務に要する経費）、人件費、事務費・一般管理費及び消費税相当額から構成します。

このうち災害公営住宅に係る指定管理料については、指定管理期間中に毎年度締結する年度協定において、当該年度に発生する災害公営住宅の管理戸数を精査し、管理戸数に見合う指定管理料を定めます。

維持修繕費に生じた余剰金については、翌年度の5月15日までに県に返納していただきます。

申請に当たっては、人件費及び事務費・一般管理費について、次に掲げる額以内で支出予算書を作成してください。総額が当該額を上回る申請は、受け付けません。

経費の内訳	2019年度	2020年度～2023年度計	5年間合計
人件費	103,238,000	418,676,000	521,914,000
事務費・一般管理費	53,028,000	215,080,000	268,108,000
計	156,266,000	633,756,000	790,022,000

※人件費及び事務費・一般管理費について、実際に支払う指定管理料は、申請者が提案した年度額を上限とし、予算の範囲内で年度協定により定めます。

※第4期指定管理期間における施設の維持修繕・保守点検費用は、次のとおり見込んでいます。

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	計
計画修繕	258,940	258,940	258,940	264,700	280,060	1,321,580
経常・緊急修正	252,410	255,115	255,115	255,115	255,115	1,272,870
保守点検	134,834	139,328	139,328	139,328	139,328	692,146
計	646,184	653,383	653,383	659,143	674,503	3,286,596

※災害公営住宅については完成時期が変更になる場合もあるため、毎年度締結する年度協定において、当該年度の管理戸数を精査し、管理戸数に見合う指定管理料を定めます。

7 申請資格

- (1) 法人その他の団体であること。(法人格の有無は問いません。
 - ア 個人では申請できません。
 - イ 団体は、単独でも複数の団体により構成されたグループ（以下「グループ」といいます。）でも申請できます。
 - ウ 単独で申請する団体は、他のグループの構成団体となって申請することはできません。
 - エ グループで申請する団体の構成団体は、単独又は他のグループの構成団体となって申請することはできません。
 - オ グループで申請する団体は、代表団体を定めるものとし、代表団体及び構成団体を変更することは、原則として認めません。
- (2) 申請団体（グループ申請の場合の代表団体及び構成団体を含む。以下同じ。）が次のいずれかに該当しないこと。
 - ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する団体
 - イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等の規定に基づき更生又は再生手続をしている団体
 - ウ 岩手県から指名停止措置を受けている団体
 - エ 都道府県税、法人税、消費税等を滞納している団体
- (3) 申請団体の役員に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ウ 暴力団員等である者
- (4) 申込日現在で、現に賃貸住宅を管理している実績を有すること。
- (5) 申込日現在で、1 級又は 2 級建築士の有資格者が 1 名以上常勤していること。

8 募集要項の配布、説明会、質問の受付及び申請書類の受付

(1) 募集要項等の配付

- ア 配付期間：平成 30 年 8 月 1 日（水）から平成 30 年 8 月 31 日（金）まで
ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。
午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分まで
- イ 配付場所：岩手県県土整備部建築住宅課公営住宅担当（県庁舎 8 階）
（〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10 番 1 号 電話：019-629-5931）

※ 郵送による配付は行いません。

※ 募集要項等は、岩手県県土整備部建築住宅課ホームページからも取得できます。

県営住宅等募集要項に関するホームページ

<http://www.pref.iwate.jp/kenchiku/kenei/066449.html>

(2) 募集要項の説明会

- ア 日時：平成 30 年 8 月 6 日（月）午後 1 時 30 分から
- イ 場所：岩手県庁舎 8 階 8-L 会議室
- ウ その他：説明会への出席を希望する場合は、開始 5 分前までに来場の上、受付において法人等の名称を記入してください。

(3) 募集要項に関する質問の受付及び回答

ア 質問受付期間：平成30年8月1日（水）から平成30年8月31日（金）

ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

午後5時00分まで

イ 質問受付方法：質問書（様式第8号：84ページ）に記入のうえ、郵送、FAX又は電子メールにより送付してください。

ウ 回答方法：郵送、FAX又は電子メールにより個別に回答するほか、岩手県県土整備部建築住宅課ホームページに掲載します。ただし、御質問の内容に質問者が有する独自のノウハウやアイデア等が含まれる場合には、当該質問及び回答の一部又は全部について公開いたしません。

(4) 申請書類の受付

ア 申請期限：平成30年9月5日（水）午後5時00分まで（必着）

イ 提出先

〒020-8570 盛岡市内丸10番1号 岩手県庁8階

岩手県県土整備部建築住宅課公共住宅担当

ウ 提出方法

持参又は書留郵便により郵送してください。

※FAX、電子メールでの申請は受け付けません。

県に提出された書類の著作権は、申請者に帰属します。ただし、県は、審査結果の公表その他必要な場合には、提出書類の全部又は一部を無償で使用し、又は、提出書類の内容を複製、改編して使用できるものとします。

また、県が保管する提出書類（正本1部）については、岩手県情報公開条例に規定する公文書に該当することになり、情報公開の請求がされた場合、同条例に基づき、情報公開の手続きを行いますので、あらかじめ、ご了承ください。

9 提出書類

下記書類を各7部提出してください。（正本1部、副本6部）

なお、県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

(1) 県営住宅等指定管理者指定申請書（様式第1号：71ページ）

(2) グループ申請構成表（様式第2号：72ページ）※グループで申請する場合のみ

(3) 法人等概要書（様式第3号：73ページ）

(4) 賃貸住宅管理実績書（様式第4号：74ページ）

(5) 県営住宅等事業計画書（様式第5号：75ページ）

(6) 支出計画書（様式第6号：82ページ）

(7) 誓約書（様式第7号：83ページ）

(8) 申請者に関する書類（※グループで申請する場合は、全構成団体分を添付）

ア 団体概要書へ団体の概要を示すパンフレット等がある場合は添付

イ 定款又は寄付行為（又は定款等に代わる規約）

ウ 法人登記簿謄本又は登記事項証明書（又は代表者の住民票の写し）

エ 申請日の属する会計年度の収支予算書

オ 過去3会計年度分の収支計算書、貸借対照表及び損益計算書（又は、過去3会計年度分の収支計算書）

カ 直近の納税証明書（法人税、法人都道府県税、法人事業税、消費税及び地方消費税）

キ 前年度の事業報告書

ク 役員名簿

※ 新設団体等事業報告書のない団体にあつては、総会等の議事録及び設立後申請までの活動内容を記載した書類を添付してください。

10 申請に係る留意事項

(1) 失格又は無効

次に掲げる場合に該当したときは、当該申請は無効又は失格となることがあります。

ア 申請書類の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。

イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていなかったとき。

ウ 申請書類に虚偽の記載があったとき。

エ 選定委員会委員、本県職員並びに本件関係者に対し、本件応募についての不正な接触の事実が認められたとき。

オ 著しく社会的信用を損なう行為等により、申請者が指定管理者として業務を行うことについてふさわしくないと県が認めたとき。

カ その他不正な行為があったと県が認めたとき。

(2) 申請内容変更の禁止

提出期限後の提出書類の再提出及び差し替えは、原則として認めません。（軽易なものを除く。）

(3) 申請書類の取扱い

ア 提出された書類は返却いたしません。

イ 提出された申請書類は、指定管理者を選定する目的以外には使用いたしません。

ウ 提出された申請書類は、選定事務に必要な範囲内で複製することがあります。

エ 本要項において提出を求める内容以外の書類は、受理いたしません。

(4) 申請の辞退

申請書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（様式任意）を提出してください。

(5) 費用負担

申請及び審査に係る経費はすべて申請者の負担とします。

(6) 情報公開

申請書類は、情報公開の請求により個人情報及び開示することが法人の不利益となる情報を除き開示することがあります。

(7) 提出書類の様式等

原則として、A4の大きさの用紙（A3版を折り込んでA4版とすることは可）とし、別途指定した様式に記入してください。

各項目のページ数の制限はありませんが、提出にあたっては、提出書類の下欄にページ数を記載してください。

11 選定方法

選定基準については、「公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例」第3条の規定に基づき次の表のとおり設定し、提出された申請書及びプレゼンテーションについて「(2) 選定基準及び審査内容」の配点により「県営住宅等指定管理者選定委員会」委員が採点し、その結果を選定委員会において審査します。審査結果は、各申請団体あて通知します。

なお、採点の結果、総得点（720点（120点×委員6名））が5割未満の場合は、指定管理基準を満たしていないものとして、申請を不採用とします。

おって、審査の結果、選定された団体については、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者として指定する議案を議会に対して提案し、議決後に指定管理者として指定します。

(1) 選定方法

県営住宅等指定管理者選定委員会において、申請者から提出された書類一式及び申請者によるプレゼンテーションについて審査し、候補者を選定いたします。

<第1次審査>

申請者が4団体以上の場合、第1次審査を行います。第2回選定委員会においては、提出された書類に基づき審査を行い、第2次審査の対象とする3団体を選定いたします。第1次審査の結果については、書面により申請者あて通知いたします。

なお、申請者が4団体に満たない場合、第1次審査は行いません。

<第2次審査>

提出された書類及び申請者によるプレゼンテーションについて第2次審査を行います。プレゼンテーションは、1団体あたり45分（説明30分、質疑応答15分）を予定しております。

<県営住宅等指定管理者選定委員会委員>

分野	氏名	所属及び役職等
建築・住宅	小山田 サナエ	一般社団法人岩手県建築士会理事
福祉政策	高橋 聡	公立大学法人岩手県立大学社会福祉学部 教授
経営・財務	土岐 徹朗	一般社団法人岩手県中小企業診断士協会理事
消費者代表	吉田 敏恵	岩手県消費者団体連絡協議会 常任幹事
行政	南幅 純一	盛岡市 建設部 部長
行政	遠藤 昭人	岩手県 県土整備部 道路都市担当技監

(2) 選定基準及び審査内容

候補者を選定する際の選定基準、審査内容及び配点は次のとおりです。

選定基準	審査項目	内 容	配点	
ア 事業計画に基づく業務運営により、県営住宅等における県民の公平な利用の確保が図られるものであること。	業務運営の考え方	県営住宅等の制度に対する理解は十分か。	10	15
	法令の遵守	関係法令を遵守するための方策や体制は整備されているか。	5	

選定基準	審査項目	内 容	配点	
イ 事業計画の内容が、県営住宅等の設置の目的に合致し、目的を効果的かつ効率的に達成することができるものであること。	支出計画の妥当性	指定管理料に見合った計画となっているか。経費節減に対する取り組みがなされているか。	25	50
	社会的使命への対応	地域に精通し地域経済の活性化等（雇用の維持・創出等）地域に貢献する公共的な業務を担う団体として、より相応しいか。	5	
	サービス向上策	利用者のニーズを把握し、新たな視点によりサービスを向上させる提案がなされているか。	20	
ウ 指定申請法人等が事業計画に基づく県営住宅等の管理を適正かつ確実に実施する能力を有しているものであること。	業務の実施体制	業務に見合う職員が配置されているか。	5	50
		休日・夜間、災害その他緊急時の体制は適切か。	5	
	管理業務の実施方針	管理業務の実施方針は適切か。	5	
	維持修繕・保守点検業務の実施方針	維持修繕・保守点検業務の実施方針は適切か。	5	
		維持修繕業務の公平性・透明性が確保されているか。	5	
	クレーム処理体制	県民・入居者からの苦情処理体制は適切か。	10	
	管理実績	類似の施設管理における良好な管理運営を行った実績を有し、住宅管理に対する知識を十分に有しているか。	5	
組織の安定性	経営基盤が安定しており、事業計画書に沿った管理を行う能力を有しているか。	10		
エ その他	情報管理体制	個人情報の保護体制は万全か。	5	5
計			120	

【採点基準】

区分	優れている	普通	劣っている
5点満点	5～4点	3点	2～0点
10点満点	10～7点	6～5点	4～0点
15点満点	15～12点	11～8点	7～0点

(3) 選定結果の公表

- ア 第1次審査の結果については、第2次審査の対象とする3団体を選定したことのみ（法人等の名称は非公表）を建築住宅課のホームページ上で公表します。
- イ 第2次審査の結果については、3団体の了承を得た上で、法人等の名称及びそれぞれの点数を公表します。

12 指定管理者の指定及び協定締結

(1) 指定管理者候補者との協議等

県は、選定委員会の審査の結果、候補者となった者と基本協定等の細目について協議を行います。協議が調わない場合には、再募集又は次点の候補者と協議を行います。

(2) 指定管理者との基本協定の締結

県議会による指定の議決を得た後、指定管理者となる者と基本協定を締結します。当該協定の内容は、およそ次のとおりとなります。

- ア 総則（目的、指定期間等）
- イ 業務の範囲
- ウ 業務の実施（リスク分担、業務計画書の作成、第三者委託、緊急時の対応等）
- エ 指定管理料
- オ 損害賠償
- カ 指定の取消し
- キ その他（秘密の保持、情報公開、個人情報の保護等）

13 スケジュール

- 平成30年8月～9月 指定管理者の公募
- 平成30年9月～10月 指定管理者候補者の選定
- 平成30年12月 指定管理者を指定する県議会の議決
- 平成31年3月 基本協定締結及び年度協定締結

14 お問い合わせ先

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号 岩手県庁8階
岩手県県土整備部建築住宅課公共住宅担当

電話：019-629-5931

FAX：019-651-4160

Eメール：AG0009@pref.iwate.jp

7 申請資格

- (1) 法人その他の団体であること。(法人格の有無は問いません。)
 - ア 個人では申請できません。
 - イ 団体は、単独でも複数の団体により構成されたグループ（以下「グループ」といいます。）でも申請できます。
 - ウ 単独で申請する団体は、他のグループの構成団体となって申請することはできません。
 - エ グループで申請する団体の構成団体は、単独又は他のグループの構成団体となって申請することはできません。
 - オ グループで申請する団体は、代表団体を定めるものとし、代表団体及び構成団体を変更することは、原則として認めません。
- (2) 申請団体（グループ申請の場合の代表団体及び構成団体を含む。以下同じ。）が次のいずれかに該当しないこと。
 - ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する団体
 - イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等の規定に基づき更生又は再生手続をしている団体
 - ウ 岩手県から指名停止措置を受けている団体
 - エ 都道府県税、法人税、消費税等を滞納している団体
- (3) 申請団体の役員に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ウ 暴力団員等である者
- (4) 申込日現在で、現に賃貸住宅を管理している実績を有すること。
- (5) 申込日現在で、1 級又は 2 級建築士の有資格者が 1 名以上常勤していること。

8 募集要項の配布、説明会、質問の受付及び申請書類の受付

(1) 募集要項等の配付

- ア 配付期間：平成 30 年 8 月 1 日（水）から平成 30 年 8 月 31 日（金）まで
ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。
午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分まで
- イ 配付場所：岩手県県土整備部建築住宅課公営住宅担当（県庁舎 8 階）
〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10 番 1 号 電話：019-629-5931

※ 郵送による配付は行いません。

※ 募集要項等は、岩手県県土整備部建築住宅課ホームページからも取得できます。

県営住宅等募集要項に関するホームページ

<http://www.pref.iwate.jp/kenchiku/kenei/066449.html>

(2) 募集要項の説明会

- ア 日時：平成 30 年 8 月 6 日（月）午後 1 時 30 分から
- イ 場所：岩手県庁舎 8 階 8-L 会議室
- ウ その他：説明会への出席を希望する場合は、開始 5 分前までに来場の上、受付において法人等の名称を記入してください。

県営住宅等一覧

平成30年5月31日

種別	広域振興局等土木	市区町村名	団地名	住所	棟数(棟)	管理戸数(戸)	駐車場整備台数(台)	備考			
県営住宅 〔災害公営住宅除く〕	盛岡	盛岡市	加賀野	加賀野三丁目	2	74	21				
			仙北	仙北三丁目	2	75	75				
			青山	西青山一丁目	7	112	112				
			みたけ	青山四丁目	5	120	120				
			備後第1	月が丘二丁目	21	152	152				
			備後第2	月が丘三丁目	7	192	192				
			つつしが丘	つつしが丘	5	76	77				
			岩崎緑が丘	岩崎町	28	187	140				
			松園	松園三丁目	12	168	231				
			松園東	東松園一丁目	19	360	364				
			松園西	西松園二丁目	10	176	207				
			松園北	東松園四丁目	18	386	391				
			湯沢	湯沢東三丁目	17	253	253				
			みたけ北	みたけ五丁目	14	58	58				
			境田	境田町	3	72	66				
			夕顔瀬	北夕顔瀬町	2	56	44				
			厨川	みたけ四丁目	3	50	50				
			上堂	上堂一丁目	2	32	32				
			緑が丘	緑ヶ丘三丁目	4	82	82				
			厨川北	厨川四丁目	8	136	136				
			月が丘	月が丘二丁目	4	136	155				
			盛岡地区合計					193	2,953	2,958	
			花巻	花巻市	宮野目	西宮野目	5	116	116		
					天下田	西宮野目	5	112	112		
					万丁目	下北万丁目	4	80	80		
					花巻地区合計					14	308
			北上	北上市	藤沢	常盤台四丁目	3	90	90		
					大堤	大堤北二丁目	5	112	112		
藤沢	村崎野	4			72	72					
北上地区合計					12	274	274				
奥南	水沢区	北野	真城字北野17	6	128	128					
		内匠田	内匠田56-1	3	64	64					
		常盤	佐倉河字東沖の目21-6	4	80	80					
		金ヶ崎町	羽沢	3	56	56					
		奥南地区合計					16	328	328		
一関	一関市	駒下	萩荘字駒下1	9	101	106					
		関が丘第1	関が丘41	6	24	24					
		関が丘第2	関が丘110	4	96	96					
		銅谷	銅谷町12-1	3	48	50					
		一関地区合計					22	269	276		
大船渡	大船渡市	長谷堂	猪川町中井沢	6	70	70					
		赤沢	大船渡町山馬越	5	104	104					
		明神前	大船渡町明神前	3	52	52					
		陸前高田市	鳴石	3	20	20					
大船渡地区合計					17	246	246				
釜石	釜石市	大平	大平町2-10	1	58	58					
		日向	鶴住居町日向	5	95	12					
		上平田	大字平田	8	144	121					
釜石地区合計					14	297	191				
宮古	宮古市	山口	山口3丁目、4丁目	14	112	33					
		佐原	佐原1丁目	11	49	49					
		八木沢	八木沢3丁目	4	96	81					
		西ヶ丘	西ヶ丘2丁目	4	72	72					
		西ヶ丘北	西ヶ丘3丁目	3	72	72					
宮古地区合計					36	401	307				
二戸	二戸市	北福岡	石切所字火行塚	1	12	12					
		石切所	石切所字村松	1	12	12					
二戸地区合計					2	24	24				
県営住宅(災害公営住宅除く)合計					326	5,100	4,912				
災害公営住宅	盛岡	盛岡市	備後第1	月が丘2丁目	1	24	24				
			盛岡地区合計					1	24	24	
			大船渡市	上平	大船渡市大船渡町字上平	1	65	75			
				みどり町	大船渡市盛町字みどり町	3	147	229			
				関谷	大船渡市立根町字関谷	1	50	90			
				陸前高田市	柄が沢	2	301	448			
			大船渡地区合計					7	563	842	
			釜石市	平田	釜石市大字平田	1	126	161			
				片尻	釜石市片尻町	1	17	30			
				松原	釜石市松原町三丁目5番22号	2	60	67			
				鳴石第1	釜石市鳴石町二丁目4番5号	1	52	59			
				鳴石第2	釜石市鳴石町三丁目1番12号	1	32	32			
				両石	釜石市両石町	1	24	31			
				大槌町	屋敷前	3	151	177			
			釜石地区合計					10	462	557	
			宮古市	佐原第2	宮古市佐原一丁目	1	50	82			
				宮町	宮古市宮町二丁目	1	20	20			
				磯崎	宮古市磯崎第6地割	3	30	32			
				栗田	宮古市栗田二丁目	1	17	17			
				上巖	宮古市上巖二丁目	1	24	33			
				駒崎	宮古市駒崎町	1	20	21			
				八木沢第2	宮古市八木沢	1	42	55			
				豊岡根	豊岡根	2	72	80			
				織笠	織笠	2	52	52			
				大沢	大沢	1	35	35			
			北浜	山田	1	72	97				
			宮古地区内合計					15	434	524	
			災害公営住宅合計					33	1,483	1,947	
特定公共賃貸住宅	盛岡市	盛岡駅西通	盛岡駅西通1-2	1	24	24					
花巻市	宮野目	西宮野目	公営3号棟内	4	4	4					
北上市	藤沢	常盤台4丁目	公営2号棟内	6	6	6					
特定公共賃貸住宅合計					1	34	34				
合計					360	6,617	6,893				

県営住宅等施設一覧(その1)

種別	地区	所在地	団地名 (敷地面積: ㎡)	棟 (号棟)	戸数	構造階 数	竣工年度 (管理開始)	建築面積: ㎡	延べ面積: ㎡	駐車場 台数	付属施設等(規 模は延べ面積)	給水	排水	エレベーター 台数と積載人 数						
県 営 住 宅	盛 岡	盛岡市	加賀野 二丁目	加賀野	1	34	RC5	S62.12	735.4	3,124.3		加圧 ポン プ給 水	受水 槽	下水 道	無					
				(4,312.14)	2	40	RC4	S61.11	992.8	3,535.2	駐輪場13.7㎡				無					
				集会所			RC1		69.7											
				機械室			RC1		11.4											
			仙北 三丁目	仙北	1	54	RC6	H12.4		2,384.2	9,112.3		加圧 ポン プ給 水	受水 槽	下水 道	日立	1	9人		
				(6,558.39)	2	12	RC4	H19		313.2	1,114.2					日立	1	9人		
				集会所			B1		50.1											
					2	74				1,728.23	6,740.57	21								
			西青山 一丁目	青山	1	16	RC4	H9.1		343.5	1,206.7		加圧 ポン プ給 水	受水 槽	下水 道	オーチス	1	9人		
				(11,332.02)	2	16	RC4	H9.1		343.5	1,206.7					オーチス	1	9人		
					3	16	RC4	H6.11		343.5	1,206.7					オーチス	1	9人		
					4	16	RC4	H6.11		331.5	1,171.9					オーチス	1	9人		
					5	16	RC4	H7.12		343.5	1,206.7					オーチス	1	9人		
					6	16	RC4	H7.12		343.5	1,206.7					オーチス	1	9人		
					7	16	RC4	H7.12		333.7	1,171.9					オーチス	1	9人		
				集会所			RC1		57.7											
			青山 四丁目	みたけ	1	30	RC5	S62.12		540.0	2,243.7		加圧 ポン プ給 水	受水 槽	下水 道	無				
				(9,137.94)	2	20	RC5	S63.10		363.6	1,519.6	駐輪場				無				
					3	20	RC5	S63.10		380.4	1,571.3					無				
					4	20	RC5	H1.9		380.4	1,571.3					無				
					5	30	RC5	H1.9		570.6	2,357.0					無				
				集会所			RC1		69.9											
			月が丘 二丁目		5	120				2,234.96	9,343.58	120								
				備後第1	1	24	RC4	H2.8		499.7	1,930.4		加圧 ポン プ給 水	受水 槽	下水 道	無				
				(25,958.27)	2	16	RC4	H2.8		333.1	1,286.9	物置、駐輪場				無				
					3	16	RC4	H2.8		333.1	1,286.9					無				
					4	16	RC4	H3.3		333.1	1,286.9					無				
					5	24	RC4	H23.11		602.3	1,948.4					三菱	1	9人		
					6	16	RC4	H25.7		393.3	1,382.6					パナソニック	1	9人		
					7	16	RC4	H25.7		390.1	1,368.6									
					11	8	W2	H25.8		401.9	595.1					水道直結給水				
					12	8	W2	H25.8		353.3	567.5									
					13	8	W2	H25.8		429.9	569.0									
				集会所			RC1、B1		138.3			RC99.4+B38.9								
				機械室			RC1		13.0											
				月が丘 三丁目	備後第2	1	24	RC4	H4.11		533.6	1,923.8					加圧 ポン プ給 水	受水 槽	下水 道	無
			(16,252.62)		2	24	RC4	H5.11		529.8	1,902.1					無				
					3	24	RC4	H5.11		550.7	1,985.7		無							
					4	24	RC4	H5.11		550.7	1,985.7		無							
					5	32	RC4	H7.4		713.1	2,748.3		無							
					6	32	RC4	H7.4		713.1	2,748.3		無							
					7	32	RC4	H7.4		713.1	2,748.3		無							
			集会所				RC1		100.0											
			つつじが 丘	つつじが丘	1	10	RC4	S44.12		181.5	725.9		加圧 ポン プ給 水	受水 槽	下水 道	無				
				(11,795.25)	2	16	RC4	S44.12		272.2	1,088.9	物置				無				
					3	16	RC4	S44.12		272.2	1,088.9					無				
					4	18	RC4	S44.12		272.2	1,088.9					無				
	5	16		RC4	S44.12		272.2	1,088.9		無										
集会所				B1		50.1														
機械室			B1		12.9															
団地数小計		7	団地	38	801		1,270.36	5,144.44	77					11						

県営住宅等施設一覧(その2)

種別	地区	所在地	団地名 (敷地面積: ㎡)	棟 (号棟)	戸数	構造階 数	竣工年度 (管理開始)	建築面積: ㎡	延べ面積: ㎡	駐車 場台 数	付属施設等	給水	排水	エレベーター (台数と乗員人数)				
県 営 住 宅	盛 岡 市	岩 脇 町	岩 脇 緑 ヶ 丘 (19,845.95)	1	6	B2簡耐	S46.3	219.3	347.6		物置	加 圧 ポ ン プ 給 水	受 水 槽	下 水 道	無			
				2	6	B2簡耐	S46.3	219.3	347.6	無								
				3	6	B2簡耐	S46.3	219.3	347.6	無								
				4	6	B2簡耐	S46.3	219.3	347.6	無								
				5	6	B2簡耐	S46.3	219.3	347.6	無								
				6	6	B2簡耐	S46.3	219.3	347.6	無								
				7	6	B2簡耐	S46.3	219.3	347.6	無								
				8	6	B2簡耐	S46.3	219.3	347.6	無								
				9	6	B2簡耐	S46.3	219.3	347.6	無								
				10	6	B2簡耐	S46.3	219.3	347.6	無								
				11	5	B2簡耐	S46.3	182.8	289.7	無								
				12	4	B2簡耐	S46.3	146.2	231.7	無								
				13	6	B2簡耐	S46.3	219.3	347.6	無								
				14	6	B2簡耐	S46.3	219.3	347.6	無								
				15	6	B2簡耐	S46.3	219.3	347.6	無								
				16	4	B2簡耐	S46.3	146.2	231.7	無								
				17	6	B2簡耐	S46.3	219.3	347.6	無								
				18	4	B2簡耐	S46.3	146.2	231.7	無								
				19	5	B2簡耐	S46.3	182.8	289.7	無								
				20	6	B2簡耐	S46.3	219.3	347.6	無								
				21	6	B2簡耐	S46.12	219.3	347.6	無								
				22	4	B2簡耐	S46.12	146.2	231.7	無								
				23	4	B2簡耐	S46.12	146.2	231.7	無								
				24	6	B2簡耐	S46.12	219.3	347.6	無								
				25	15	RC4	S46.12	289.6	1,186.9	無								
				26	16	RC4	S46.12	386.1	1,582.4	無								
				27	12	RC4	S46.12	289.6	1,186.9	無								
				28	12	RC4	S46.12	289.6	1,186.9	無								
			集会所		B1		50.1											
			28	187					6,080.07	12,839.45	140							
			松 園 三 丁 目	松 園 (22,941.10)	1	8	RC4	S48.3	188.8	755.0		物置	加 圧 ポ ン プ 給 水	受 水 槽	下 水 道	無		
		2			8	RC4	S48.3	188.8	755.0	無								
		3			8	RC4	S48.3	188.8	755.0	無								
		4			8	RC4	S48.3	188.8	755.0	無								
		5			8	RC4	S48.3	188.8	755.0	無								
		6			8	RC4	S48.3	188.8	755.0	無								
		7			12	RC4	S48.3	183.1	1,132.5	無								
		8			12	RC4	S48.3	183.1	1,132.5	無								
		9			24	RC4	S49.3	323.9	1,266.0	無								
		10			24	RC4	S49.3	323.9	1,266.0	無								
		11			24	RC4	S49.3	323.9	1,266.0	無								
		12			24	RC4	S49.3	323.9	1,266.0	無								
			集会所		S1		50.0											
			12	168					2,794.44	11,909.08	231							
			東 松 園 一 丁 目	松 園 東 (47,247.78)	1	24	RC4	S52.2	455.0	1,481.4		物置	加 圧 ポ ン プ 給 水	受 水 槽	下 水 道	無		
		2			12	RC4	S49.3	323.9	1,266.0	無								
		3			18	RC4	S50.4	352.3	1,376.7	無								
		4			18	RC4	S50.4	352.3	1,376.7	無								
		5			18	RC4	S51.2	352.3	1,376.7	無								
		6			18	RC4	S51.2	352.3	1,376.7	無								
		7			24	RC4	S52.2	455.0	1,481.4	無								
		8			18	RC4	S50.4	352.3	1,376.7	無								
		9			18	RC4	S50.4	352.3	1,376.7	無								
		10			18	RC4	S50.4	352.3	1,376.7	無								
		11			18	RC4	S51.2	352.3	1,376.7	無								
		12			18	RC4	S50.4	352.3	1,376.7	無								
		13			18	RC4	S51.2	352.3	1,376.7	無								
		14			18	RC4	S51.2	352.3	1,376.7	無								
		15			18	RC4	S51.2	352.3	1,376.7	無								
		16			24	RC4	S52.2	455.0	1,481.4	無								
		17			24	RC4	S52.2	455.0	1,481.4	無								
		18			24	RC3	S62.4	680.5	1,896.8	無								
		19			12	RC3	S62.4	340.2	948.4	無								
			集会所		RC1		101.9											
			19	360					7,392.02	26,712.63	364							
			西 松 園 二 丁 目	松 園 西 (26,334.24)	1	16	RC4	S52.2	455.0	1,481.4		物置	加 圧 ポ ン プ 給 水	受 水 槽	下 水 道	無		
		2			16	RC4	S52.2	455.0	1,481.4	無								
		3			16	RC4	S53.4	386.7	1,481.4	無								
		4			16	RC4	S53.4	386.7	1,481.4	無								
		5			16	RC4	S53.4	386.7	1,481.4	無								
		6			24	RC4	S53.4	386.7	1,481.4	無								
		7			16	RC4	S53.4	386.7	1,481.4	無								
		8			16	RC4	S53.4	386.7	1,481.4	無								
		9			24	RC4	S53.4	386.7	1,481.4	無								
		10			16	RC4	S53.4	386.7	1,481.4	無								
			集会所		RC1		101.9											
			10	176					4,003.54	14,915.90	207							
			団地数小計		4 団地	69	891			20,270.07	66,377.06	942						

県営住宅等施設一覧(その3)

種別	地区	所在地	団地名 (敷地面積: ㎡)	棟 (号棟)	戸数	構造階 数	竣工年度 (管理開始)	建築面積: ㎡	延べ面積: ㎡	駐車場 台数	付属施設等	給水	排水	エレベーター (台数と乗員人数)					
県 営 住 宅	盛 岡 市	東松岡 四丁目	松岡北 (56,602.64)	1	128	SRC8	S54.8	1,265.4	8,630.5		物置	高架水槽 給水	受水 槽・高 架水 槽	下 水 道	東芝	2	9人		
				2	16	RC4	S54.4	268.1	1,072.5										
				3	24	RC4	S54.4	402.2	1,608.8										
				4	12	RC3	S54.4	373.4	862.5										
				5	16	RC4	S54.4	268.1	1,072.5										
				6	16	RC4	S54.4	268.1	1,072.5										
				7	16	RC4	S54.4	268.1	1,072.5										
				8	8	RC3	S54.4	253.1	579.1										
				9	8	RC3	S54.4	253.1	579.1										
				10	8	RC3	S54.4	253.1	579.1										
				11	24	RC4	S55.4	421.7	1,608.8										
				12	16	RC4	S55.4	281.2	1,072.5										
				13	16	RC4	S55.4	281.2	1,072.5										
				14	24	RC4	S55.4	421.7	1,608.8										
				15	16	RC4	S55.4	281.2	1,072.5										
				16	12	RC3	S55.4	373.4	862.5										
				17	12	RC3	S55.4	373.4	862.5										
				18	14	RC3	S55.4	442.9	1,013.5										
				集会所		RC1				358.4									
				機械室		RC1				200.0									
				18	386				6,749.33	26,861.12	391							2	
				湯沢東 三丁目	湯沢 (39,529.22)	1	24	RC4	S56.4	460.6	1,759.0		物置	加圧 ポン プ給 水 1~8 及び 17号 棟	受水 槽 1~8 及び 17号 棟	下 水 道			
		2	24			RC4	S56.4	462.0	1,760.7										
		3	24			RC4	S57.4	462.0	1,760.7										
		4	24			RC4	S57.4	462.0	1,760.7										
		5	24			RC4	S57.4	462.0	1,760.7										
		6	24			RC4	S57.4	462.0	1,760.7										
		7	24			RC4	S57.4	462.0	1,760.7										
		8	24			RC4	S58.4	462.0	1,760.7										
		9	6			B2簡耐	S59.4	246.0	403.1										
		10	4			B2簡耐	S59.4	164.0	268.7										
		11	4			B2簡耐	S59.4	164.0	268.7										
		12	6			B2簡耐	S59.4	246.0	403.1										
		13	6			B2簡耐	S59.4	246.0	403.1										
		14	4			B2簡耐	S59.4	164.0	268.7										
		15	3			B2簡耐	S59.4	112.6	191.2										
		16	4			B2簡耐	S59.4	150.2	254.9										
		17	24			RC4	S59.4	465.8	1,780.6										
				集会所		S1				253.9									
				17	253				5,653.50	18,579.69	253								
				みたけ 五丁目	みたけ北 (9,629.95)	1	6	B2簡耐	S59.4	246.0	403.1		物置	水道 直結 給水	下 水 道				
		2	6			B2簡耐	S59.4	246.0	403.1										
		3	2			B2簡耐	S59.4	82.0	134.4										
		4	4			B2簡耐	S59.4	164.0	282.6										
		5	4			B2簡耐	S59.4	164.0	282.6										
		6	6			B2簡耐	S59.4	246.0	403.1										
		7	6			B2簡耐	S59.4	225.2	383.3										
		8	4			B2簡耐	S59.4	164.0	282.6										
		9	4			B2簡耐	S59.4	164.0	282.6										
		10	2			B2簡耐	S59.4	82.0	134.4										
		11	2			B2簡耐	S59.4	82.0	134.4										
		12	4			B2簡耐	S59.4	164.0	268.7										
		13	4			B2簡耐	S59.4	164.0	282.6										
		14	4			B2簡耐	S59.4	164.0	282.6										
				集会所		B1				50.1									
				14	58				2,357.39	4,010.09	58								
				境田町	境田 (6,113.03)	1	48	RC4	S60.4	1,052.9	3,750.8			高架水 槽給 水	受水 槽・高 架水 槽	下 水 道			
		2	12			RC4	S60.10	301.6	1,005.9										
		3	12			RC4	S60.10	301.6	1,005.9										
						集会所		S1				112.2							
				機械室		RC1				113.6									
				3	72				1,656.09	5,988.37	66								
				北夕顔 瀬町	夕顔瀬 (4,850.29)	1	16	RC4	S61.4	363.3	1,272.0			加圧 ポン プ給 水	受水 槽	下 水 道			
		2	40			RC4	S61.4	924.3	3,166.1										
				機械室		RC1				11.4									
				2	56				1,287.50	4,449.48	44								
				みたけ 四丁目	厨川 (5,906.63)	1	18	RC2	S61.10	781.5	1,471.5			水道 直結 給水	下 水 道				
		2	16			RC2	S61.4	658.6	1,293.1										
		3	16			RC2	S61.4	641.8	1,259.7										
						集会所		RC1											
				3	50				2,081.93	4,024.33	50								
				上堂 一丁目	上堂 (2,846.53)	1	16	RC4	S63.8	363.0	1,328.0			加圧 ポン プ給 水	受水 槽	下 水 道			
		2	16			RC4	S63.8	363.0	1,328.0										
						集会所		RC1				49.4							
				機械室		RC1				10.5									
				2	32				726.00	2,715.90	32								
				緑ヶ丘 三丁目	月ヶ丘 (16,281.08)	1	16	RC4	H1.10	319.5	1,243.7			加圧 ポン プ給 水	受水 槽	下 水 道			
		2	24			RC4	H1.10	529.7	1,910.0										
		3	18			RC3	H2.4	473.1	1,386.8										
		4	24			RC4	H2.4	473.1	1,849.0										
						集会所		RC1				70.0							
				機械室		RC1				10.5									
		4	82				1,795.40	6,470.05	82										
		団地数小計	8 団地	63	9891			22,307.14	73,099.03	976						2			

県営住宅等施設一覧(その4)

種別	地区	所在地	団地名 (敷地面積: ㎡)	棟 (号棟)	戸数	構造階 数	竣工年度 (管理開始)	建築面積: ㎡	延べ面積: ㎡	駐車場 台数	付属施設等	給水		排水	エレベーター (台数と積載人数)								
												加圧 ポンプ 給水	受水 槽		日立	台数	積載人数						
県 営 住 宅	盛 岡	盛岡市	厨川北 (11,149.05)	1	16	RC4	H3.10	326.7	1,274.4			加圧 ポンプ 給水	受水 槽	下水 道		無							
				2	16	RC4	H4.6	318.6	1,274.4						無								
				3	12	RC3	H5.4	326.7	955.8						無								
				4	24	RC4	H5.4	502.9	1,965.3						無								
				5	16	RC4	H4.6	318.6	1,274.4						無								
				6	24	RC4	H4.6	491.3	1,965.3						無								
				7	12	RC3	H3.10	326.7	955.8						無								
				8	16	RC4	H3.10	326.7	1,274.4						無								
					集会所																		
					機械室																		
						8	136				2,938.16	11,020.56	136										
			月が丘 二丁目	月が丘 (16,281.08)	1	48	RC6	H7.4	972.2	5,045.9				加圧 ポンプ 給水	受水 槽	下水 道	日立	1	9人				
					2	36	SRC6	H8.4	702.2	3,533.6			日立				1	9人					
					3	40	RC4	H13.5	1,094.0	3,969.4			日立				1	9人					
		4		12	RC4	H13.5	330.7	1,221.3															
					集会所																		
					ポンプ室																		
					4	136				3,099.05	13,850.66	155								4			
		団地数小計			2 団地	12	272			6,037.21	24,871.22	291								4			

県営住宅等施設一覧(その5)

種別	地区	所在地	団地名 (敷地面積:㎡)	棟 (号棟)	戸数	構造階 数	竣工年度 (管理開始)	建築面積: ㎡	延べ面積: ㎡	駐車場 台数	付属施設等	給水	排水	エレベーター (台数と積込人数)								
県 営 住 宅	花 巻	花巻市 西宮野目	宮野目 (11,322.79)	1	24	RC4	H10.4	561.8	2,084.1	24	物置 RC1 6.12×4 棟 駐輪場	加圧 ポン プ給 水	受水 槽	下水 道	三菱	1	9人					
				2	24	RC4	H11.12	561.8	2,084.1	24					三菱	1	9人					
			3	20	RC4	H14.4	577.7	1,933.2	20	有												
			4	24	RC4	H17.6	588.9	2,101.5	24	有												
			5	24	RC3	H19.3	760.9	1,958.3	24	有												
			集会所 LPG他		RC1		70.3	69.9														
		5	116			15.0	15.0															
		3				3,136.42	10,246.19	116														
		西宮野目	天下田 (12,828.73)	1	24	RC4	S53.4	386.7	1,141.4			物置、駐輪場	加圧 ポン プ給 水	受水 槽	浄化 槽		無					
				2	24	RC4	S54.4	402.2	1,608.8							無						
			3	24	RC4	S55.4	421.7	1,608.8			無											
			4	16	RC4	S57.4	281.2	1,072.5			無											
			5	24	RC4	S56.4	421.7	1,608.8			無											
			集会所		RC1			36.0														
		5	112																			
		3				1,913.46	7,076.16	112														
		下北万丁 目	万丁目 (9,368.90)	1	24	RC4	H3.10	502.6	1,911.6			加圧 ポン プ給 水	受水 槽	下水 道		無						
				2	24	RC4	H4.6	502.6	1,911.6						無							
	3		16	RC4	H5.4	344.7	1,319.3			無												
	4		16	RC4	H6.4	356.3	1,345.3			無												
	集会所 機械室			RC1			69.7															
	4		80				13.5															
	4	80			1,706.07	6,570.93	80															
	北 上	北上市 常盤台 四丁目	藤沢 (11,793.47)	1	24	RC3	H11.4	745.8	1,902.4		物置	加圧 ポン プ給 水	受水 槽	下水 道	東芝	1	9人					
				2	30	RC3	H13.1	1,143.4	3,304.6						東芝	1	9人					
			3	36	RC3	H15.5	1,299.7	3,196.2		東芝					1	9人						
			集会所		プ1			50.1														
			3	90																		
			3				3,188.89	8,453.26	90													
		北上市 大堤北 二丁目	大堤 (11,263.02)	1	24	RC4	S53.4	386.7	1,481.4		物置、駐輪場	加圧 ポン プ給 水	受水 槽	下水 道		無						
2				24	RC4	S52.2	455.0	1,481.4							無							
3			24	RC4	S51.4	352.3	1,376.6			無												
4			24	RC4	S54.4	402.2	1,608.8			無												
5			16	RC4	S55.4	281.2	1,072.5			無												
集会所				B1			50.1															
5	112																					
3				1,877.35	7,070.78	112																
北上市 村崎野	蒲沢 (9,797.30)	1	16	RC4	S58.4	310.6	1,187.0		駐輪場	加圧 ポン プ給 水	受水 槽	下水 道		無								
		2	24	RC4	S58.4	465.8	1,780.6							無								
	3	16	RC4	S59.4	314.1	1,187.0							無									
	4	16	RC4	S59.4	314.1	1,187.0							無									
	集会所		B1			50.1																
	ポンベ強		B1			24.5		6.12×4棟														
4	72																					
4				1,404.51	5,416.26	72																
団地数小計			6 団地	26	582			13,226.70	44,833.58	582							6					

県営住宅等施設一覧(その6)

種別	地区	所在地	団地名 (敷地面積:m ²)	棟 (号棟)	戸数	構造階 数	竣工年度 (管理開始)	建築面積: m ²	延べ面積: m ²	駐車場 台数	付属施設等	給水	排水	エレベーター (台数と搭載人数)						
県 営 住 宅	県南	奥州市	真城	北野	1	24	RC4	H7.3	647.6	2,167.6		集会所	加圧ポンプ給水	受水槽	浄化槽	日立	1	9人		
					2	16	RC4	H8.4	355.0	1,345.0						日立	1	9人		
					3	24	RC4	H10.1	554.3	2,182.1						日立	1	9人		
					4	24	RC4	H11.10	554.3	2,178.4						日立	1	9人		
					5	24	RC4	H14.4	536.5	2,166.6						日立	1	9人		
					6	16	RC4	H18.3	384.5	1,408.2						三菱	1	9人		
				集会所		RC1														
				6	128			3,032.20	11,447.91	128			6							
				内匠田	内匠田	内匠田	1	24	RC4	S60.4	465.8	1,780.6		駐輪場	加圧ポンプ給水	受水槽	浄化槽			
						2	24	RC4	S61.9	465.8	1,780.6									
						3	16	RC4	S62.7	296.8	1,187.0									
						集会所		S1			99.6									
			ポンベ室				RC1、B1			15.6								RC(1.93+1.54)186.12		
			3			64			1,228.26	4,863.35	64									
			佐倉河	佐倉河	常盤	1	24	RC4	S60.10	567.6	1,883.1		加圧ポンプ給水	受水槽	浄化槽					
					2	16	RC4	S63.4	364.0	1,256.2										
					3	24	RC4	H1.4	552.0	1,862.0										
					4	16	RC4	H3.4	364.0	1,256.2										
					集会所		RC1			69.7										
					機械室		RC1			15.8										
			4	80			1,847.53	6,342.79	80											
			金ヶ崎町	西根	羽沢	1	24	RC4	S60.4	465.8	1,780.6		駐輪場	加圧ポンプ給水	受水槽	下水道				
					2	16	RC4	H1.4	314.0	1,187.0										
					3	16	RC4	H6.4	369.8	1,347.6										
		集会所				RC1			69.9											
		ポンベ室				B1			10.2								5.23+5.0			
		3			56			1,149.53	4,395.35	56										
		一関市		萩荘	駒下	1	12	RC3	H3.8	352.2	917.5		物置	加圧ポンプ給水	受水槽	浄化槽				
					2	12	RC3	H4.9	352.2	917.5										
					3	12	RC3	H4.9	339.8	884.3										
					4	12	RC3	H5.11	364.7	927.7										
					5	12	RC3	H5.11	364.7	927.7										
					6	9	RC3	H15.2	308.2	848.2										
			7		6	RC2	H15.2	272.0	500.0								日立	1	9人	
			8		20	RC4	H17.1	493.2	1,532.7								三菱	1	9人	
			9		6	RC2	H18.3	269.0	492.2											
			集会所			RC1			120.0								50.1+69.86			
			機械室			RC1			27.8											
			9		101			3,116.08	8,095.44	106										
			関が丘	関が丘	関が丘第1	1	3	2階耐	S47.2	128.2	256.5		物置	水道直結給水	下水道					
					2	3	2階耐	S47.2	128.2	256.5										
					3	6	2階耐	S48.1	128.2	256.5										
					4	3	2階耐	S48.1	128.2	256.5										
					5	3	2階耐	S48.1	128.2	256.5										
					6	6	2階耐	S48.1	128.2	256.5										
		6	24			769.40	1,538.88	24												
		関が丘	関が丘	関が丘第2	1	24	RC4	S49.3	323.9	1,266.0		物置	加圧ポンプ給水	受水槽	下水道					
				2	24	RC4	S50.4	352.3	1,376.6											
	3			24	RC4	S51.4	357.3	1,376.6												
	4			24	RC4	S52.2	455.0	1,481.4												
	集会所				B1			50.1												
	機械室				B1			16.9								12.89+4.0				
	4	96			1,488.49	5,567.58	96													
	銅谷町	銅谷町	銅谷	1	16	RC4	S62.8	360.0	1,181.0		加圧ポンプ給水	受水槽	下水道							
			2	16	RC4	S63.4	360.0	1,181.0												
			3	16	RC4	S63.4	360.0	1,181.0												
			集会所		RC1			60.0												
			機械室		RC1			12.5												
	3	48			1,080.00	3,615.50	50													
	団地数小計		8 団地	38	597			13,711.49	45,866.80	604								8		

県営住宅等施設一覧(その7)

種別	地区	所在地	団地名 (敷地面積: ㎡)	棟 (号棟)	戸数	構造階 数	竣工年度 (管理開始)	建築面積: ㎡	延べ面積: ㎡	駐車場 台数	付属施設等	給水	排水	エレベーター (台数と積載人数)				
県 営 住 宅	大船渡	猪川町	長谷堂 (13,866.60)	1	14	RC2	H11.3	575.1	1,175.6		物置	水道 直結 給水	浄化 槽	無				
				2	8	RC2	H11.3	326.2	668.7					無				
				3	10	RC2	H13.2	442.4	890.5					無				
				4	12	RC2	H13.2	527.7	1,054.8					無				
				5	14	RC2	H16.6	584.9	1,205.3					無				
				6	12	RC2	H16.7	480.4	1,007.8					無				
					集会所		W1		80.3									
					ポンペ室		B1		16.0									
			6	70				2,936.65	6,089.00	70								
			大船渡市	大船渡町	赤沢 (17,308.25)	1	24	RC4	S52.2	386.7	1,484.8		物置、駐輪場	加压 ポン プ給 水	受水 槽	下水 道	無	
						2	24	RC4	S53.3	386.7	1,484.8						無	
						3	24	RC4	S54.4	402.2	1,608.8						無	
		4				16	RC4	S55.4	281.2	1,072.5		無						
		5				16	RC4	S56.4	281.2	1,072.5		無						
							集会所		RC1		50.2							
				ポンペ室		RC1		18.6										
		5	104				1,737.93	6,792.06	104									
		大船渡町	明神前 (9,483.86)	1	18	RC3	H4.11	496.0	1,143.8		加压 ポン プ給 水	受水 槽	下水 道	無				
	2			16	RC4	H6.4	350.2	1,342.0		無								
	3			18	RC3	H5.4	504.5	1,477.5		無								
					集会所		RC1		69.1									
	3	52				1,350.63	4,032.34	52										
	陸前高田市	高田町	鳴石 (3,850.9)	1	6	W1	H20.3	308.1	496.9		水道 直結 給水		下水 道	無				
				2	6	W1	H20.3	308.1	496.9					無				
				3	8	W2	H20.3	316.3	352.8					無				
				3	20			932.41	1,346.47	20								
	釜石	大平町二丁目	大平 (5,955.11)	1	58	RC5	H18.3	1,082.5	4,993.0	58	物置	加压 ポン プ給 水	受水 槽	下水 道	三菱	1	9人	
						集会所			68.2						増築住棟内1階設置			
		大平町二丁目	日向 (6,942.18)	1	58			1,082.48	5,061.14	58							1	
				1	15	RC4	S49.3	323.9	1,266.0		物置、駐輪場	水道 直結 給水		浄化 槽	無			
				2	16	RC4	S49.3	323.9	1,266.0						無			
3				16	RC4	S50.4	352.3	1,376.6		無								
4				24	RC4	S51.2	352.3	1,376.6		無								
5				24	RC4	S52.2	455.0	1,481.4		無								
					集会所		B1		50.1									
					機械室		B1		3.2									
5		95				1,807.41	6,819.89	12										
大字平田		上平田 (27,689.73)	1	24	RC4	S56.4	451.4	1,709.6		物置、駐輪場	加压 ポン プ給 水	受水 槽	下水 道	無				
			2	16	RC4	S56.4	301.0	1,139.7						無				
			3	16	RC4	S58.4	301.0	1,139.7						無				
	4		16	RC4	S57.4	301.7	1,139.7		無									
	5		16	RC4	S57.4	301.7	1,139.7		無									
	6		16	RC4	S56.4	301.0	1,139.7		無									
	7		24	RC4	S56.4	451.4	1,709.6		無									
	8		16	RC4	S58.4	301.0	1,139.7		無									
				集会所		B1		50.1										
				機械室		B1		9.3										
8	144				2,710.16	10,316.88	121											
団地数小計		7	団地	31	543			12,557.67	40,457.78	437					1			

県営住宅等施設一覧(その8)

種別	地区	所在地	団地名 (敷地面積: ㎡)	棟 (号棟)	戸数	構造階 数	竣工年度 (管理開始)	建築面積: ㎡	延べ面積:㎡	駐車場 台数	付属施設等	給水	排水	エレベーター (台数と積載人数)			
県 営 住 宅	宮 古	宮古市	山口 三丁目 四丁目	山 口	1	6	B2階耐	S41	223.1	351.3		物置、駐輪場	加圧 ポン プ給 水	受水 槽	下水 道	無	
				(8,777.44)	2	4	B2階耐	S41	148.7	234.2	無						
				3	6	B2階耐	S41	223.1	351.3	無							
				4	4	B2階耐	S41	148.7	234.2	無							
				5	4	B2階耐	S41	148.7	234.2	無							
				6	18	RC3	S42	268.3	796.7	無							
				7	24	RC4	S43	270.8	1,083.3	無							
				8	16	RC4	S43	180.5	722.2	無							
				9	8	RC4	S43	90.3	361.1	無							
				10	4	B2階耐	S44.10	146.2	231.7	無							
				11	3	B2階耐	S44.10	109.7	173.8	無							
				12	5	B2階耐	S44.10	182.8	289.6	無							
				13	4	B2階耐	S44.10	146.2	231.7	無							
				14	6	B2階耐	S44.10	219.3	347.6	無							
		集会所		RC1		50.1											
		14	112			2,506.52	5,693.01	33									
		宮古市	佐原 一丁目	佐 原	1	3	B2階耐	S46.11	107.7	215.4	258.4		物置	水道 直結 給水	下水 道	無	
				(6,838.40)	2	6	B2階耐	S46.11	129.2	258.4	無						
				3	3	B2階耐	S46.3	128.9	257.7	無							
				4	3	B2階耐	S46.3	128.9	257.7	無							
				5	6	B2階耐	S46.3	216.8	345.7	無							
				6	3	B2階耐	S46.11	129.2	258.4	無							
				7	3	B2階耐	S46.3	108.4	172.8	無							
				8	5	B2階耐	S46.11	181.0	288.7	無							
				9	5	B2階耐	S47.12	183.2	292.9	無							
				10	6	B2階耐	S47.12	220.1	351.7	無							
				11	6	B2階耐	S47.12	219.8	351.4	無							
		集会所		RC1		50.1											
		11	49			1,753.09	3,100.90	49									
		宮古市	八木沢 三丁目	八 木 沢	1	24	RC4	S50.3	344.1	1,376.4	1,376.7		物置、駐輪場	水道 直結 給水	下水 道	無	
				(9,103.67)	2	24	RC4	S51.3	352.3	1,376.7	無						
				3	24	RC4	S51.4	323.9	1,266.0	無							
				4	24	RC4	S52.2	455.0	1,481.4	無							
				集会所		B1		50.2									
		機械室		S1		12.9											
		4	96			1,475.31	5,563.62	81									
		宮古市	西ヶ丘 二丁目	西ヶ丘	1	16	RC4	S58.4	296.8	1,187.0	1,187.0		駐輪場	加圧 ポン プ給 水	受水 槽	下水 道	無
				(8,498.95)	2	24	RC4	S58.4	445.1	1,780.6	無						
				3	16	RC4	S59.4	314.1	1,187.0	無							
				4	16	RC4	S59.4	314.1	1,187.0	無							
		集会所		B1		50.1											
		4	72			1,370.10	5,391.78	72									
		宮古市	西ヶ丘 三丁目	西ヶ丘北	1	24	RC4	S60.4	465.8	1,780.6	1,780.6		駐輪場	加圧 ポン プ給 水	受水 槽	下水 道	無
				(9,390.56)	2	24	RC4	H2.4	465.8	1,780.6	無						
				3	24	RC4	H3.4	465.8	1,780.6	無							
				集会所		RC1		81.0									
		3	72			1,397.25	5,422.68	72									
		二戸市	石切所	北 福 岡	1	12	RC3	S62.4	340.2	960.6	960.6		加圧 ポン プ給 水	受水 槽	下水 道	無	
				(1,072.00)													
1	12					340.20	960.60	12									
石切所	1	12	RC3	H2.10	340.9	922.2	922.2		加圧 ポン プ給 水	受水 槽	浄化 槽	無					
(1,699.68)																	
1	12			340.90	922.22	12											
団地数小計			7	団地	38	425		9,183.37	27,054.81	331							
団地数合計			49	団地	315	5,100		115,981.02	391,016.03	4,912					32		

県営住宅等施設一覧(その9)

種別	地区	所在地		団地名 (敷地面積: ㎡)	棟 (号棟)	戸数	構造階 数	竣工年度 (管理開始)	建築面 積: ㎡	延べ面積: ㎡	駐車場 台数	付属施設等	給水			排水	エレベーター (台数と積載人数)		
													加压 ポンプ 給水	受水 槽	下水道		日立	1	9人
特定 公共 賃貸 住宅	盛岡	盛岡市	盛岡駅 西通 一丁目	盛岡駅西通 (4,004.98)	1	24	SRC8	H10.4	293.1	1,905.5			加压 ポンプ 給水	受水 槽	下水道		日立	1	9人
					1	24			293.13	1,905.46	24								
	花巻	花巻市	西宮野 目	宮野目 (11,322.79)	公営3 号棟内	4	RC4	H14.4	577.7	1,933.2		物置、駐輪場	加压 ポンプ 給水	受水 槽	下水道		三菱	公営	9人
					集会所 機械室								公営住宅と共用 公営住宅と共用						
	北上	北上市	常盤台 四丁目	藤沢 (11,793.47)	公営2 号棟内	6	RC3	H13.2	1,143.4	3,304.6		物置	加压 ポンプ 給水	受水 槽	下水道		東芝	公営	9人
					集会所 機械室								公営住宅と共用 公営住宅と共用						
				0	6					1,143.38	3,304.59	6							
団地数合計				3 団地	1	34			2,014.17	7,143.21	34								1

県営住宅等施設一覧(その10)

種別	地区	所在地	団地名 (敷地面積: ㎡)	棟 (号棟)	戸数	構造階 数	竣工年度 (管理期 限)	建築面積: ㎡	延べ面積: ㎡	駐車場 台数	付随施設等	給水		排水		エレベーター (台数と乗入人数)																	
												加压ポンプ給水	受水槽	下水道	浄化槽																		
盛岡	盛岡市	月が丘二丁目	(25,958.27)	1	8	24	RC3	1130.2	779.19	1,788.78		駐輪場	加压ポンプ給水	受水槽	下水道	東芝	1	9人															
				2	9	18	RC3		538.35	1,221.54		駐輪場	加压ポンプ給水	受水槽	下水道	東芝	1	9人															
				3	10	8	W2		429.88	532.61		駐輪場	水道直結給水		下水道																		
				4	3	50			1,747.42	3,542.93	50									2													
		青山一丁目	(11,971.00)	集会所	1	1	52	RC4	未定	1,249.84	3,856.68		駐輪場	加压ポンプ給水	受水槽	下水道	未定	1	9人														
					2	2	66	RC4		1,539.16	4,781.11		駐輪場	加压ポンプ給水	受水槽	下水道	未定	1	9人														
					3	2		RC1		124.95	124.95																						
					4	2	118			2,913.95	8,765.74	118									2												
					5	1	34	RC4	未定	719.70	2,382.21		駐輪場	加压ポンプ給水	受水槽	浄化槽	未定	1	9人														
					6	1		住棟内																									
北上市	黒沢尻四丁目	(2,649.79)	集会所	1	1	34	RC4	未定	719.70	2,382.21	34		加压ポンプ給水	受水槽	下水道			1															
				2	1	34																											
				3	1	2	W1	未定	116.14	111.06		駐輪場			水道直結給水		下水道			無													
				4	2	2	W1		116.14	111.06		駐輪場			水道直結給水		下水道			無													
				5	3	2	W1		116.14	111.06		駐輪場			水道直結給水		下水道			無													
				6	4	2	W1		116.14	111.06		駐輪場			水道直結給水		下水道			無													
				7	5	2	W1		136.63	133.19		駐輪場			水道直結給水		下水道			無													
				8	6	2	W1		125.87	122.11		駐輪場			水道直結給水		下水道			無													
				9	7	2	W1		136.63	133.19		駐輪場			水道直結給水		下水道			無													
				10	7	14			863.69	832.73	14									0													
奥州市	桜屋敷	(1,969.36)	集会所	1	10	10	RC2	H31.3	339.14	642.88		駐輪場	水道直結給水		下水道			無															
				2	11	7	W2		350.89	434.18		駐輪場	水道直結給水		下水道			無															
				3	12	5	W2		250.63	349.87		駐輪場	水道直結給水		下水道			無															
				4	3	22			940.66	1,426.93	22								0														
				5	1	1	W1		68.88	57.96					水道直結給水		下水道			無													
				6	2	1	W1		68.88	57.96					水道直結給水		下水道			無													
				7	3	1	W1		68.88	57.96					水道直結給水		下水道			無													
				8	4	1	W1		68.88	57.96					水道直結給水		下水道			無													
				9	5	1	W1		68.88	57.96					水道直結給水		下水道			無													
				10	6	1	W1		68.88	57.96					水道直結給水		下水道			無													
一関市	萩荘	(2,579.58)	集会所	1	1	1	W1		68.88	57.96					水道直結給水		下水道		無														
				2	2	1	W1		68.88	57.96					水道直結給水		下水道		無														
				3	3	1	W1		68.88	57.96					水道直結給水		下水道		無														
				4	4	1	W1		68.88	57.96					水道直結給水		下水道		無														
				5	5	1	W1		68.88	57.96					水道直結給水		下水道		無														
				6	6	1	W1		68.88	57.96					水道直結給水		下水道		無														
				7	7	1	W1		68.88	57.96					水道直結給水		下水道		無														
				8	8	1	W1		68.88	57.96					水道直結給水		下水道		無														
				9	9	1	W1		68.88	57.96					水道直結給水		下水道		無														
				10	10	1	W1		68.88	57.96					水道直結給水		下水道		無														
一関	千瓶町	(3,768.71)	集会所	1	1	1	W1		68.88	57.96					水道直結給水		下水道		無														
				2	2	1	W1		68.88	57.96					水道直結給水		下水道		無														
				3	3	1	W1		68.88	57.96					水道直結給水		下水道		無														
				4	4	1	W1		68.88	57.96					水道直結給水		下水道		無														
				5	5	1	W1		68.88	57.96					水道直結給水		下水道		無														
				6	6	1	W1		68.88	57.96					水道直結給水		下水道		無														
				7	7	1	W1		68.88	57.96					水道直結給水		下水道		無														
				8	8	1	W1		68.88	57.96					水道直結給水		下水道		無														
				9	9	1	W1		68.88	57.96					水道直結給水		下水道		無														
				10	10	1	W1		68.88	57.96					水道直結給水		下水道		無														
大船渡	大船渡市	(3,975.70)	集会所	1	1	65	RC7	H27.7	858.57	4,222.62		駐輪場	加压ポンプ給水	受水槽	下水道	三菱	1	9人															
				2	1	65			858.57	4,222.62	75								1														
				3	1	47	RC6	H27.11	807.71	3,800.90		駐輪場	加压ポンプ給水	受水槽	下水道	東芝	1	11人															
				4	2	50	RC6	H27.11	779.90	3,800.00			加压ポンプ給水	受水槽	下水道	東芝	1	11人															
				5	3	50	RC6	H28.1	779.90	3,800.00			加压ポンプ給水	受水槽	下水道	東芝	1	11人															
				6	3	147			2,367.51	11,400.90	229								3														
				7	1	50	RC5	H28.3	869.10	3,050.40		駐輪場	加压ポンプ給水	受水槽	浄化槽	東芝	1	9人															
				8	1	50			957.22	3,119.90	90								1														
				9	1	150	RC8	H28.6	1,419.16	9,209.77		駐輪場	加压ポンプ給水	受水槽	下水道	日立	2	11人															
				10	2	151	RC9	H28.6	1,259.48	9,213.04			加压ポンプ給水	受水槽	下水道	日立	2	11人															
大船渡	陸前高田市	(19,109.60)	集会所	1	2	301	S1	H28.6	333.29	269.16			加压ポンプ給水	受水槽	下水道			4															
				2	2	301			3,011.93	18,691.97	448								4														
				3	1	126	RC7	H26.2	1,454.31	7,805.43		駐輪場	加压ポンプ給水	受水槽	下水道	三菱	2	9人															
				4	1	126	RC1	H26.2	175.79	164.23			加压ポンプ給水	受水槽	下水道				2														
				5	1	126			1,630.10	7,969.66	161								2														
				6	1	17	RC4	H29.2	547.44	1,553.97		駐輪場	加压ポンプ給水	受水槽	浄化槽	東芝	1	11人															
				7	1	17			547.44	1,553.97	30								1														
				8	1	52	RC5	H29.3	1,246.47	4,100.14		駐輪場	加压ポンプ給水	受水槽	下水道	東芝	1	11人															
				9	1	52			1,246.47	4,100.14	59								1														
				10	1	32	RC5	H29.3	716.10	2,697.60		駐輪場	加压ポンプ給水	受水槽	下水道	東芝	1	11人															
釜石	釜石市	姉石第1	(4,483.51)	集会所	住棟内			1,246.47	4,100.14	59	駐輪場	加压ポンプ給水	受水槽	下水道	東芝	1	11人																
																		1	1	52			1,246.47	4,100.14	59					1			
																		2	1	32	RC5	H29.3	716.10	2,697.60		駐輪場	加压ポンプ給水	受水槽	下水道	東芝	1	11人	
																		3	1	32			716.10	2,697.60	32							1	
		松原	(3,872.75)	集会所	住棟内				631.43	3,165.66	67	駐輪場	加压ポンプ給水	受水槽	下水道	東芝	1	11人															
																			1	2	18	RC6	H29.3	306.21	1,446.29						1		
																			2	2	60			937.64	4,611.95	67							2
																			3	1	24	RC5	未定	460.36	1,865.25		駐輪場	加压ポンプ給水	受水槽	浄化槽	東芝	1	9人
		4	1	24			460.36	1,865.25	31								1																
		団地数小計		20	団地	43	1,125			20,838.60	77,957.86	1,473								22													

県営住宅等施設一覧(その11)

種別	地区	所在地	団地名 (敷地面積: ㎡)	棟 (号棟)	戸数	構造階 数	竣工年度 (管理開始)	建築面積: ㎡	延べ面積: ㎡	駐車場 台数	付属施設等	給水		排水	エレベーター (台数と積載人数)					
												加圧 ポンプ 給水	受水 槽		東芝	11人				
県営 公営 住宅	益石	大槌町	屋敷前 (14,616.34)	1	47	RC5	H27.10	1,227.34	4,413.77		駐輪場	加圧 ポンプ 給水	受水 槽	下水道	東芝	1	11人			
				2	52	RC5	H27.10	1,106.82	4,319.95		東芝				1	11人				
			3	52	RC5	H27.10	1,118.82	4,369.80		東芝	1	11人								
			集会所		住棟内															
		3	151			3,452.98	13,103.52	177									3			
		安渡	(1,452.93)	1	23	RC5	未定	450.46	1,713.33			駐輪場	加圧 ポンプ 給水	受水 槽	下水道	東芝	1	9人		
				集会所		住棟内														
		1	23			450.46	1,713.33	23										1		
		大町	(1,447.75)	1	23	RC5	未定	455.25	1,689.70			駐輪場	加圧 ポンプ 給水	受水 槽	下水道	東芝	1	9人		
				集会所		住棟内														
		1	23			455.25	1,689.70	24										1		
		木町	(1,518.22)	1	23	RC5	未定	468.26	1,664.47			駐輪場	加圧 ポンプ 給水	受水 槽	下水道	東芝	1	9人		
	集会所				住棟内															
	1	23			468.26	1,664.47	25										1			
	宮古市	宮町	(1,668.35)	1	20	S3	H27.1	562.76	1,688.28			駐輪場	水道 直結 給水		下水道	三菱	1	9人		
				集会所		住棟内														
		1	20			562.76	1,688.28	20									1			
		佐原	(12,976.07)	1	50	RC5	H27.3	1,007.17	3,326.33			駐輪場	直結 増圧 方式		下水道	日立	1	13人		
				集会所		住棟内														
		1	50			1,007.17	3,326.33	82									1			
		磯鷄	(4,621.19)	1	10	S2	H27.3	429.11	635.51			駐輪場	水道 直結 給水		下水道			無		
				2	10	S2	H27.3	368.63	586.53										無	
				3	10	S2	H27.3	368.63	586.53											無
				集会所		住棟内														
3		30			1,166.37	1,808.57	32									0				
上鼻		(2,480.39)	1	24	RC4	H27.8	462.82	1,457.50			駐輪場	加圧 ポンプ	受水 槽	下水道	三菱	1	9人			
	集会所			木造平屋		57.13	49.60													
1	24			519.95	1,507.10	33										1				
実田	(1,408.34)	1	17	S3	H27.7	501.63	1,327.93			駐輪場	増圧 直結 給水		下水道	三菱	1	9人				
		集会所		住棟内																
1	17			501.63	1,327.93	17										1				
鴨崎町	(2,760.25)	1	20	S3	H27.10	571.57	1,511.10			駐輪場	水道 直結 給水		下水道	三菱	1	9人				
		集会所		住棟内																
1	20			571.57	1,511.10	21										1				
八木沢	(3,986.47)	1	42	RC5	H27.11	755.70	2,654.33			駐輪場	増圧 直結 給水		下水道	東芝	1	9人				
		集会所		住棟内																
1	42			755.70	2,654.33	55										1				
豊間根	(7,792.70)	1	36	S3	H26.7	1,074.32	2,361.12			駐輪場	加圧 ポンプ 給水	受水 槽	浄化 槽	東芝	1	9人				
		2	36	S3	H26.7	1,074.32	2,361.12									東芝	1	9人		
		集会所		RC1		118.10	118.10													
		2	72			2,266.74	4,840.34	80											2	
織笠	(6,096.89)	1	24	RC4	H26.10	435.10	1,490.44			駐輪場	加圧 ポンプ 給水	受水 槽	浄化 槽	三菱	1	9人				
		2	28	RC4	H26.10	486.56	1,674.00									三菱	1	9人		
集会所		木造平屋		92.80	91.50															
2	52			1,014.46	3,255.94	52										2				
大沢	(2,682.81)	1	35	RC5	H27.2	801.82	2,799.80			駐輪場	加圧 ポンプ 給水	受水 槽	下水道	東芝	1	11人				
		集会所		住棟内		118.10	118.10													
1	35			919.92	2,917.90	35										1				
北浜	(8,028.85)	1	72	RC4	H28.8	1,599.48	4,808.41			駐輪場	加圧 ポンプ 給水	受水 槽	下水道	東芝	1	9人				
		集会所		住棟内																
1	72			1,599.48	4,808.41	97										1				
団地数小計			11 団地	21	654			15,712.70	47,817.25	773							18			
団地数合計			31 団地	64	1,779			36,551.30	125,775.11	2,246							40			

県営住宅等指定管理者業務仕様書

指定管理者が行う業務は、この仕様書による。

1 対象施設

施設一覧のとおり。ただし、災害公営住宅の建設や建替事業等により増減する場合があること。

2 実施体制

(1) 事務所

岩手県内に、指定管理者が占有する一つ以上の事務所を置く。ただし、県営住宅等が集中する盛岡市内には、職員が常勤する事務所を必ず置くものとする。

(2) 県営住宅管理システム

ア システムの設置

対象施設に係る最新の情報をオンラインで検索・更新し、効率的な管理を実施するため、県が導入しているものと同様の県営住宅管理システムを設置する。

同システムの設置に当たっては、県が保守管理を委託している業者とリース契約を締結し、システムへの接続に伴うネットワークの構築については、行政情報ネットワークから独立した専用回線を保守管理する業者と契約を締結する。

なお、システムの設置に要する経費は、指定管理者の負担とする。

イ システムの運用

県営住宅管理システムを適正かつ効率的に運用するために、県と協議のうえ、システム管理要領を定める。

(3) 業務時間

最低限の業務時間は、平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

ただし、この業務時間以外においても、入居者等への対応が迅速に行えるよう夜間、休日等の体制を整備するものとする。

3 業務内容

(1) 県営住宅等の管理

「管理業務概要」のとおり。

(2) 施設の維持修繕・保守点検

「維持修繕及び保守点検業務概要」のとおり。

4 管理経費

(1) 人件費及び事務費・一般管理費

県営住宅及び特定公共賃貸住宅に係る人件費及び事務費・一般管理費は、応募の際に提案のあった年度毎の額を上限として、予算の範囲内で支払う。

このうち災害公営住宅に係る人件費及び事務費・一般管理費は、毎年度 3 月に次年度に管理する戸数を精査し設定する。

(2) 維持修繕費及び保守点検費

予算の範囲内で支払い、精算の結果、余剰金が生じたときは、翌年度の5月15日までに県へ返納する。

(3) 請求期日

県が四半期毎に承認する業務執行計画書に掲げた額の範囲内において、毎月請求することができる。

(4) その他

ア 災害等により緊急に対応しなければならないときは、県と協議の上、追加措置することがある。

イ 管理の対象施設に増減（災害公営住宅を除く。）があった場合においても、管理経費の増額又は減額は行わない。

5 業務の適正な実施に関する事項

(1) 責任の所在

指定管理者は、本管理業務の実施主体として責任を負う。

ただし、指定管理者の責めに帰し得ない事由によるリスクは、次のとおり分担する。

項目	内容	負担者	
		県	指定管理者
物価・金利変動	人件費・事務費等に係る経費の増		○
法令の変更	県営住宅等の管理に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の変更	消費税・地方消費税等毎年度支払う指定管理料に影響を及ぼす税制変更	○	
	上記以外の税制変更		○
政治的、行政的理由による事業変更	政治的、行政的理由から県営住宅等の管理業務の内容を変更する場合における増加経費	○	
管理対象施設の増減	既存の団地以外における県営住宅等の新規建設等に伴う経費の増	○	
不可抗力	暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他の県又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な不可抗力に伴う経費の増	○	
書類の不備	業務仕様書等県が責任を持つ書類の不備によるもの	○	
	業務計画書等指定管理者が責任を持つ書類の不備によるもの		○
第三者への損害	損害の発生が明らかに指定管理者の管理瑕疵に基づく場合 (例)入居者から再三にわたり危険性を指摘されていた箇所について点検を怠り、又は点検に基づく適切な措置を取らなかった場合。		○
	損害の発生が指定管理者及び県以外の他者による ことが明らかである場合	当該他者	

	上記以外の場合	○	
セキュリティ	警備不備による情報漏えい、犯罪の発生		○
事業終了時の費用	指定期間終了又は期間途中における指定取消しによる本事業の終了に伴い発生する費用		○

(2) 業務の全部委託の禁止

指定管理者は、本管理業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(3) 法令の遵守

本管理業務の遂行上必要な法令を遵守すること。

- ① 県営住宅等条例（平成 9 年岩手県条例第 47 号）
- ② 県営住宅等条例施行規則（平成 9 年岩手県規則第 65 号）
- ③ 県営特定公共賃貸住宅等条例（平成 9 年岩手県条例第 76 号）
- ④ 県営特定公共賃貸住宅等条例施行規則（平成 9 年岩手県規則第 144 号）
- ⑤ 公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）
- ⑥ 公営住宅法施行令（昭和 26 年政令第 240 号）
- ⑦ 公営住宅法施行規則（昭和 26 年建設省令第 19 号）
- ⑧ 情報公開条例（平成 10 年岩手県条例第 49 号）
- ⑨ 個人情報保護条例（平成 13 年岩手県条例第 7 号）
- ⑩ その他関係法令

6 立入検査の実施

- (1) 県は、随時、立入検査等を実施し、指定管理者による業務の実施状況について、確認及び検査を行うことができる。
- (2) 県は、立入検査等の結果、業務の実施についての改善を求めることができ、指定管理者は速やかにこの指示に従わなければならない。

7 協議

この仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じたときは、県と協議するものとする。

【管 理 業 務 概 要】

1 業務一覧

管 理 業 務 の 流 れ	分 担		県営住宅管理システム関連
	県	指 定 管 理 者	
<入居者募集> ① 空家調査 ② 入居者募集住戸決定 ③ 入居者募集(案内書作成・配布、新聞・ホームページ等広告) ④ 入居相談 ⑤ 入居申込書の審査 ⑥ 入居者予定者の決定(公開抽せん) ⑦ 入居予定者の審査 ⑧ 入居予定者の登録 ⑨ 入居者の決定 ⑩ 入居説明会の開催(入居許可書の交付) ⑪ 入居請書の受領(鍵の交付)	○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	・空家照会 ・入居予定者登録 ・入居者登録
<退去手続き> ① 退去相談 ② 住宅返還届の受理 ③ 退去確認検査 ④ 敷金還付請求書の受理 ⑤ 敷金還付又は未払家賃への敷金充当	 ○	○ ○ ○ ○ ○	・退去予定者登録 ・退去者登録
<入居者からの各種届> ① 各種届の受理 ② 届に基づく処理	○	○	・入居者データ変更
<入居者からの各種申請> ① 各種申請書の受理 ② 申請内容の承認 ③ 承認書の交付	○ ○	○	・入居者データ変更
<収入調査> ① 収入申告書の配布等 ② 収入申告書の回収、未申告者への督促 ③ 収入申告入力票の作成 ④ 収入認定及び翌年度の家賃決定、通知書作成 ⑤ 収入認定・家賃決定通知書の交付	○ ○ ○	○ ○ ○ ○	・バッチ処理
<滞納家賃等納入督促> ① 督促状の送付 ② 督促対象滞納者のリストアップ ③ 納入督促 ④ 家賃等直接収納	○ ○ ○	○ ○ ○ ○	
<駐車場利用許可> ① 利用許可申込書の受理 ② 利用許可証の交付	○	○	・空き駐車場照会 ・許可登録
<苦情・要望対応> ① 苦情・要望への対応 ② 対応方法の協議(適宜) ③ 苦情処理対応票の作成 ④ 対応状況の報告(建築住宅課、関係広域振興局土木部等へ)	○ ○	○ ○ ○ ○	
<防火管理> ① 防火管理者の任命・届出 ② 消防計画の作成・提出 ③ 消防施設の点検・補修(保守点検を含む) ④ 消防訓練の計画・実施	右記以外 の地区 ○ ○	事務所が 所在する 地区 ○ ○ ○	

<その他> ① 住宅の明渡しに係る強制執行への立会い ② 入居者アンケートの配布	○	○ ○	
--	---	--------	--

2 指定管理者が行う管理業務

次に掲げる管理業務を実施する。

<入居者募集>

- ① 空家調査（災害公営住宅を除く。）
定期募集（5月、7月、9月、11月、3月）に向け、空家状況を調査する。
 - ・県営住宅管理システムによる空家照会
- ② 入居者募集住戸決定
災害公営住宅を除く県営住宅等の空家調査に基づき入居者募集住戸を決定し、建築住宅課に報告の上、その確認を受ける。
災害公営住宅については、建築住宅課が募集する団地及び住戸について予め指定する。
- ③ 入居者募集
入居者募集住戸について、公募する。申込受付期間は、建築住宅課が予め指定する期間とする。また、災害公営住宅に係る申込要件（入居資格等）については建築住宅課が予め指定する。
 - ・入居者募集案内書を作成し、配布する。
 - ・定期募集については岩手日報に広告を掲載する。
 - ・災害公営住宅に係る募集については募集する団地の所在に応じ適切な広告を掲載等行う。
 - ・ホームページに募集情報を掲載する。
- ④ 入居相談
入居希望者からの問い合わせに対応する。
- ⑤ 入居申込書の審査
入居希望者からの申込書を受領し、入居者資格について審査する。なお、入居者資格がない者からの申込書は、本人あて返却する。
 - ・申込みの方法は、郵送又は持参による。
- ⑥ 入居予定者の決定
入居申込者数が入居者を募集する住戸数を上回った場合は、公開による抽せんを行う。
- ⑦ 入居予定者審査（災害公営住宅に限る。）
入居予定者から災害公営住宅の入居に係る必要な書類の提出を求め、入居資格等、再度審査する。
- ⑧ 入居予定者の登録
決定した入居予定者を県営住宅管理システムに登録する。
- ⑨ 入居者の決定
（所管する広域振興局土木部又は土木センター（以下「所管広域振興局土木部等」という。）において行う。）
- ⑩ 入居説明会の開催
 - ア 所管広域振興局土木部等が発した入居許可書及び入居請書の様式を入居決定者に交付する。
 - イ 家賃未払時における連帯保証人請求や、収入が増えた場合の措置、退去時の修繕費用など入居に当たっての注意事項について説明する。
- ⑪ 入居請書の受領
入居決定者から入居請書を受領し、鍵を交付する。

<退去手続き>

① 退去相談

- ア 退去時の修繕について説明する。
- イ 敷金還付又は家賃未払時の敷金充当について説明する。

② 住宅返還届の受理

- ア 退去予定者から提出された返還届を受理し、対象住戸の所管広域振興局土木部等に送付する。
- イ 退去予定者を県営住宅管理システムに登録する。
- ウ 退去予定者と退去検査の日時等を打ち合わせる。

③ 退去確認検査

退去予定者の立会いの下、確認検査を行う。検査に適合しない場合は、適切な指示を行い、再度、確認検査を実施する。

※「県営住宅等維持修繕及び保守管理業務概要」も参照のこと。

④ 敷金還付請求書の受理

退去者から提出された敷金還付請求書を受理し、対象住戸の所管広域振興局土木部等に送付する。

<入居者からの各種届>

① 各種届の受理

入居者から提出された各種届を受理し、当該入居者の所管広域振興局土木部等に送付する。

<入居者からの各種申請>

① 各種申請書の受理

入居者から提出された各種申請書を受理し、当該入居者の所管広域振興局土木部等に送付する。

<収入調査>

① 収入申告書の配布等

毎年7月上旬に、住宅管理人を通じて同月末日を提出期限とする収入申告書を各入居者あて配布し、併せて、連帯保証人に係る現況確認を実施する。

② 収入申告書の回収、未申告者への督促

- ア 入居者から収入申告書を回収する。
- イ 未申告者に対しては催告書を送付し、収入申告を督促する。

③ 収入申告入力票の作成

- ア 入居者から回収した収入申告書を基に、収入申告入力票を作成する。
- イ 作成した入力票は、県営住宅管理システムの保守管理受託者に送付する。

④ 収入認定及び翌年度の家賃決定、通知書作成

(所管広域振興局土木部等において行う。)

⑤ 収入認定・家賃決定通知書の交付

所管広域振興局土木部等が発した収入認定・家賃決定通知書を各入居者あて交付する。

<滞納家賃等納入督促>

- ① 督促状の送付
(所管広域振興局土木部等において行う。)
- ② 督促対象滞納者のリストアップ
滞納額、滞納月数、過去の督促結果等を勘案し、納入督促の対象者を選定する。
- ③ 納入督促
 - ア ②で選定した滞納者に対し、滞納家賃等の納入を督促する。
 - イ 納入督促は、滞納者に応じた効果的な時間において行う。
 - ウ 専門的・計画的な納入督促を推進するため、少なくとも4名の納入督促員を雇用し、そのうち2名を盛岡市内に配置、1名を盛岡市内若しくは県央市町に配置、残りの1名を沿岸地区に配置する。
 - エ 納入督促に当たっては、所管広域振興局土木部等と情報を交換するなど必要な連携を図る。
 - オ 納入督促の基準は、次のとおりとする。

納入督促員 配置場所	滞納月数	地区名	納入督促の頻度
盛岡地区	4ヶ月以上	盛岡地区	盛岡地区以外で活動する日を除き、毎日行う。
		二戸地区	3ヶ月に1回以上の頻度で行う。
		上記以外の地区	毎月1回以上の頻度で行う。
	3ヶ月以下	盛岡地区	全ての勤務日において行う。
沿岸地区	4ヶ月以上	沿岸地区	全ての勤務日において行う。
	3ヶ月以下	沿岸地区	全ての勤務日において行う。

- ④ 家賃等直接収納
 - ア 現金を取り扱うことができる者をあらかじめ指名し、その者が収納業務を行う。
 - イ 指名は、指定管理者の長が指名した現金取扱員を建築住宅課あて報告する。県は、指名された者に対し、身分証明書を交付する。
 - ウ 家賃等の直接収納業務に当たっては、「県営住宅家賃等に係る直接収納事務取扱要領」に従うものとする。

<駐車場利用許可>

- ① 利用許可申込書の受理
駐車場の利用を希望する入居者から駐車場利用申込書が提出され、当該入居者が住む団地に空き駐車場が存在するときは、当該申込書を受理し、当該入居者の所管広域振興局土木部等に送付する。

<苦情・要望対応>

- ① 苦情・要望への対応
入居者等から寄せられる苦情・要望を的確に把握し、対応する。
- ② 対応方法の協議

過去に類似の案件がないなど苦情・要望への対応方法に検討を要すると判断したときは、相手にその旨を伝えた後、速やかに建築住宅課に協議する。

③ 苦情処理対応票の作成

入居者等から苦情・要望を受け、対応した場合は、苦情処理対応票を作成し、苦情等の内容と処理状況を明らかにしておく。

④ 対応状況の報告

作成した苦情処理対応票のうち、②の協議を行った案件、今後の事例になると思われる案件、対応が長引きそうな案件等については、速やかに建築住宅課及び所管広域振興局土木部等に送付する。

<防火管理>

① 防火管理者の任命・届出

事業所又は営業所が所在する県営住宅等については、消防法第8条に基づき、同市内に置く事務所に常勤する者であって、甲種防火管理者の資格を有する者の中から1名以上を防火管理者に任命し、遅滞なく当該県営住宅等を管轄する消防長又は消防署長あて届け出るものとする。

② 消防計画の作成・提出

事業所又は営業所が所在する県営住宅等については、消防法第8条及び消防法施行規則第3条に基づき、県営住宅等に係る消防計画を作成し、当該県営住宅等を管轄する消防長又は消防署長あて届け出るものとする。消防計画を変更するときも、同様とする。

その他の地域に所在する県営住宅等については、所管広域振興局土木部等の対応を支援するものとする。

③ 消防施設の点検・補修

ア 防火管理者は、消防の用に供する設備、消防用水若しくは消火活動上必要な施設の点検及び整備又は火気の使用若しくは取扱いに関する監督を行う。

イ 消防設備等の適正な維持管理のため、消防法第17条の3の3に基づき、保守点検を実施する。

※「県営住宅等維持修繕及び保守管理業務概要」も参照のこと。

④ 消防訓練の計画・実施

事業所又は営業所が所在する県営住宅等については、②で作成した消防計画に基づいて消火、通報及び避難の訓練を実施し、入居者の防火・消防に対する意識を啓発する。

その他の地域に所在する県営住宅等については、所管広域振興局土木部等の対応を支援するものとする。

<その他>

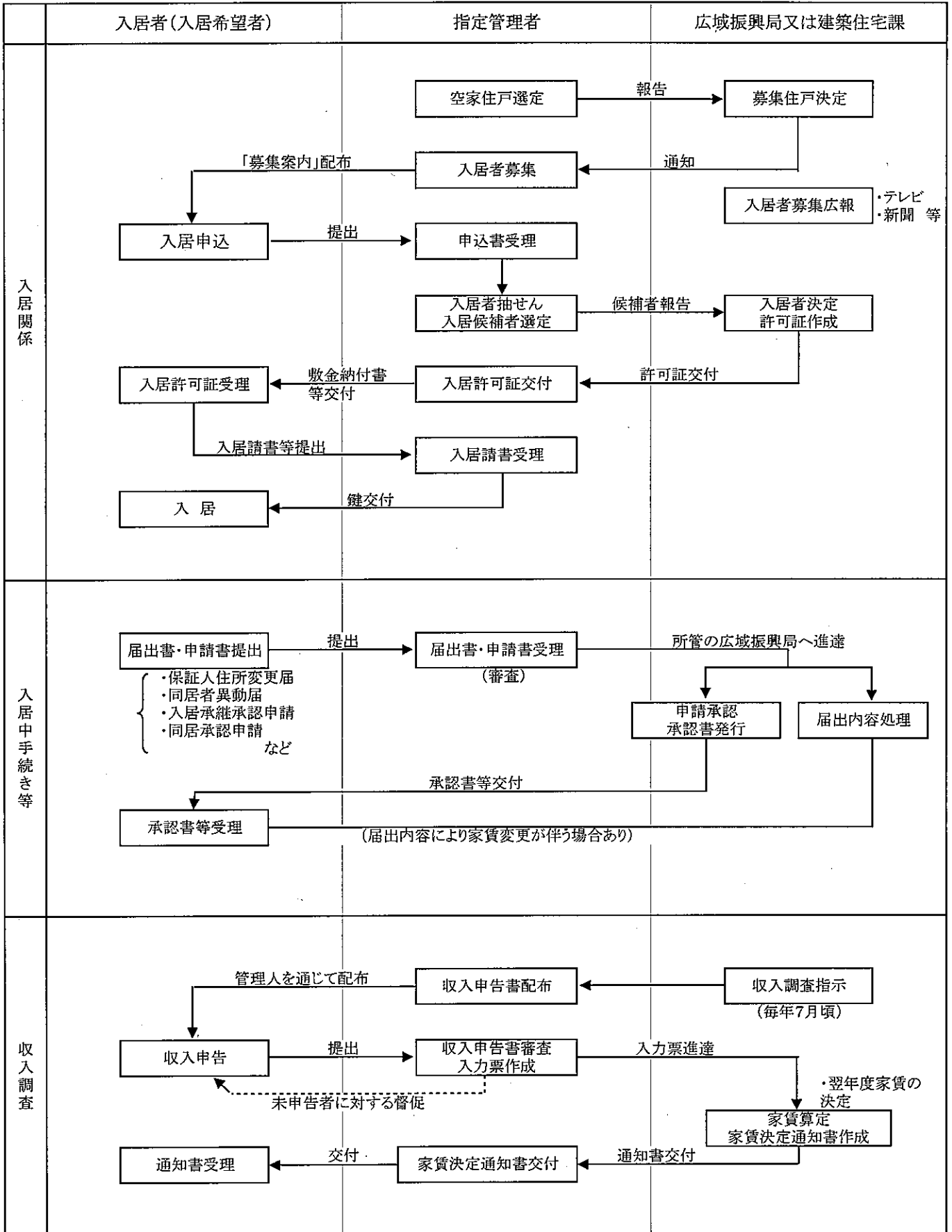
① 住宅の明渡しに係る強制執行への協力

家賃等滞納者に対する法的措置として県営住宅等の明渡しを強制的に執行する場合には、対象住戸の鍵を持参の上、建築住宅課及び当該住戸の所管広域振興局土木部等とともに、地方裁判所の執行官の指示に従うものとする。

② 入居者アンケート実施への協力

建築住宅課が入居者アンケートを実施するときは、調査票の配布に協力するものとする。

県営住宅管理業務フローチャート



【維持修繕及び保守点検業務概要】

1 業務一覧

維持修繕及び保守点検業務の流れ	分 担		分 担
	県	指 定 管理者	
<計画修繕>※災害公営住宅は実施しないこと。 ① 入居者対応 ② 設計書の作成 ③ 請負者の選定及び契約 ④ 工事監理 ⑤ 完成確認 ⑥ 完成報告 ⑦ 代金支払	確認 受理 受理	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	修繕計画 計画修繕工事実施設計協議書 計画修繕工事着工報告書 計画修繕工事完成報告書
<経常・緊急修繕> ※経常修繕について、災害公営住宅は実施しないこと。 ① 入居者対応 ② 設計書の作成 ③ 請負者の選定及び契約 ④ 工事監理 ⑤ 完成確認 ⑥ 完成報告 ⑦ 代金支払	受理	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	緊急連絡先一覧 経常・緊急修繕実施報告書
<退去修繕> ① 入居者対応 ② 完了確認		○ ○	退去検査チェックリスト
<保守点検> ① 入居者対応 ② 設計書の作成 ③ 受託者の選定及び契約 ④ 完了確認 ⑤ 完了報告 ⑥ 業務料支払	受理	○ ○ ○ ○ ○ ○	保守点検業務完了報告書

2 指定管理者が行う維持修繕業務

維持修繕業務とは、計画修繕、経常修繕、緊急修繕及び退去修繕をいい、緊急修繕を除く修繕工事については、外注することを原則とする。

なお、災害公営住宅については、完成後年月が経過していないことから計画修繕及び経常修繕は実施しないこととする。

<計画修繕>

計画修繕とは、年度毎に県が指示する修繕計画（以下「修繕計画」という。）に基づき実施する、県営住宅等の建物本体や附帯施設設備等の性能及び機能の維持、回復を目的とするもの

である。

① 入居者対応

ア 計画修繕工事において、必要に応じて入居者説明会などを開催し、工事の内容について入居者に周知を図る。また、問い合わせや苦情に対し速やかに対応する。

イ 計画修繕工事に際し工事請負者を指導し、入居者の安全を確保する。

② 設計書の作成

ア 修繕計画に基づき、設計図書（別冊の図面、内訳書、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）を作成する。

イ 設計価格については、刊行物（建設物価、積算資料等）及び市場取引価格等を参考として適正な価格を決定する。

ウ 計画修繕工事に着手しようとするときは、入札公告前までに計画修繕工事実施設計協議書【様式第1号】により、当該住宅を所管する広域振興局土木部又は土木センター（以下「所管広域振興局土木部等」という。）の確認を受ける（工事内容を変更する場合も同様とする）。

③ 請負者の選定及び契約

ア 原則として請負者に関係企業等を選定してはならない。

ここで関係企業等とは、次のいずれかに該当する企業、団体等をいう。

a 指定管理者又はその代表権を有する役員（以下「代表者」という。）若しくはその親族が、総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。以下同じ。）又は総出資者の議決権の100分の5以上を有している企業、団体等

b 企業、団体等又はその代表権を有する役員若しくはその親族が、指定管理者の総株主又は総出資者の議決権の100分の5以上を有している企業、団体等

c 指定管理者の代表者が所属する企業、団体等（過去2年間に所属していた企業、団体等を含む。）

d その代表者が指定管理者に所属する企業、団体等（過去2年間に所属していた企業、団体等を含む。）

e 指定管理者の代表者の配偶者又は2親等以内の血族及び姻族が役員である企業、団体等（過去2年間に役員であった企業、団体等を含む。）

f その代表者の配偶者又は2親等以内の血族及び姻族が指定管理者の役員である企業、団体等（過去2年間に役員であった企業、団体等を含む。）

イ 請負者は、県内業者を選定するよう努めるものとする。

ウ 請負契約は、競争入札により行うものとする。

エ 次の規定のいずれかに該当するときは、前号の規定にかかわらず随意契約により行うことができる。

a 予定価格が250万円を超えないものをするとき。

b 契約の性質又は目的が指名競争入札に適しないものをするとき。

c 緊急の必要により指名競争入札に付することができないとき。

d 指名競争入札に付することが不利と認められるとき。

e 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

f 指名競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

g 落札者が契約を締結しないとき。

オ 委託業務に係る工事について指名競争入札をしようとするときは、県が作成した入札参加資格者名簿のうちから、入札に参加する者を原則として10者以上指名する。

カ 随意契約により契約を締結しようとするときは、見積書を徴する。

キ 指名競争入札又は随意契約の方法により契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項は、岩手県会計規則（平成4年岩手県規則第21号。以下「会計規則」という。）の定めるところに準じて取扱う。

a 予定価格の作成

b 入札

c 開札結果表

d 落札者の決定

ク 契約の相手方を決定したときは、特別の事情がない限り、当該決定の日から7日以内に次に定める工事請負契約書に準じて必要な事項を詳細かつ正確に記載する。

a 契約書は、会計規則第109条第2項に定める事項を詳細かつ正確に記載する。

b 契約金額が50万円を超え150万円以下の契約をする場合は、前号に規定する契約書の作成を省略し、請書によることができる。

④ 工事監理

ア 工事に着手したときは、計画修繕工事着工報告書【様式第2号】により所管広域振興局土木部等に報告する。

イ 工事期間中は進捗状況と工事内容の確認に努め、工事請負者に対して必要な指示を行う。

⑤ 完成確認

工事請負者の工事が完成したときは、速やかに完成確認検査を行う。検査に適合しない場合は、適切な指示を行い、再度、完成確認検査を行う。

⑥ 完成報告

完成確認検査後は、計画修繕工事完成報告書【様式第3号】により所管広域振興局土木部等及び建築住宅課に報告する。

⑦ 代金支払

工事の完成確認検査後、契約条件に基づき修繕工事代金を工事請負者に支払う。

<経常修繕>

経常修繕とは、県営住宅等の住棟建物や附属建物の本体や附帯施設設備に生じた経年劣化・損耗を復旧するものである。

① 入居者対応

ア 修繕工事に係る依頼や苦情に対し速やかに入居者に対応する。

イ 必要な措置を講ずるとともに、工事請負者を指導し、入居者の安全を確保する。

② 設計書の作成

ア 原則として設計図書を作成する。

イ 設計価格については、刊行物（建設物価、積算資料等）及び市場取引価格等を参考として適正な価格を決定する。

③ 請負者の選定及び契約

<計画修繕>③請負者の選定及び契約により、工事請負者を決定し契約する。

④ 工事監理

工事期間中は進捗状況と工事内容の確認に努め、工事請負者に対して必要な指示を行う。

⑤ 完成確認

工事請負者の工事が完成したときは、速やかに完成確認検査を行う。検査に適合しない場合は、適切な指示を行い、再度、完成確認検査を行う。

⑥ 完成報告

四半期毎に県営住宅経常・緊急修繕台帳【様式第4号】により所管広域振興局土木部等及び建築住宅課に報告する。

⑦ 代金支払

工事の完成確認検査後、契約条件に基づき修繕工事代金を工事請負者に支払う。

<緊急修繕>

緊急修繕とは、早急に対応しなければ入居者の安全や生活に支障をきたす恐れがある修繕で、入居者から連絡を受けた当日又は翌日に着手する必要があるものである。

① 入居者対応

<経常修繕>①に同じ。

② 設計書の作成

<経常修繕>②に同じ。

③ 請負者の選定及び契約

外注する場合にあっては、<計画修繕>③請負者の選定及び契約（アを除く）により、工事請負者を決定し契約する。

④ 工事監理

<経常修繕>④に同じ。

⑤ 完成確認

<経常修繕>⑤に同じ。

⑥ 完成報告

<経常修繕>⑥に同じ。

⑦ 代金支払

<経常修繕>⑦に同じ。

<退去修繕>

退去修繕とは、入居者が退去したときに住宅室内の原状回復を目的とした修繕である。畳の表替え、襖の張替え、入居者の原因による汚損、破損等の修繕に要した費用は入居者の負担とする。

① 入居者対応

入居者からの退去する旨の連絡を受けたときは、現地を確認し、修繕内容を退去予定者に指示する。

② 完了確認

工事が完成したときは、完了確認検査を実施する。検査に適合しない場合は、適切な指示を行い、再度、完了確認検査を実施する。

3 指定管理者が行う保守点検業務

保守点検とは、県営住宅等における敷地・建物及び附属施設設備について、本来の性能や機能を維持することにより事故等を未然に防ぐことを目的として、定期的に清掃・点検及び調整する

業務である。

<業務の項目>

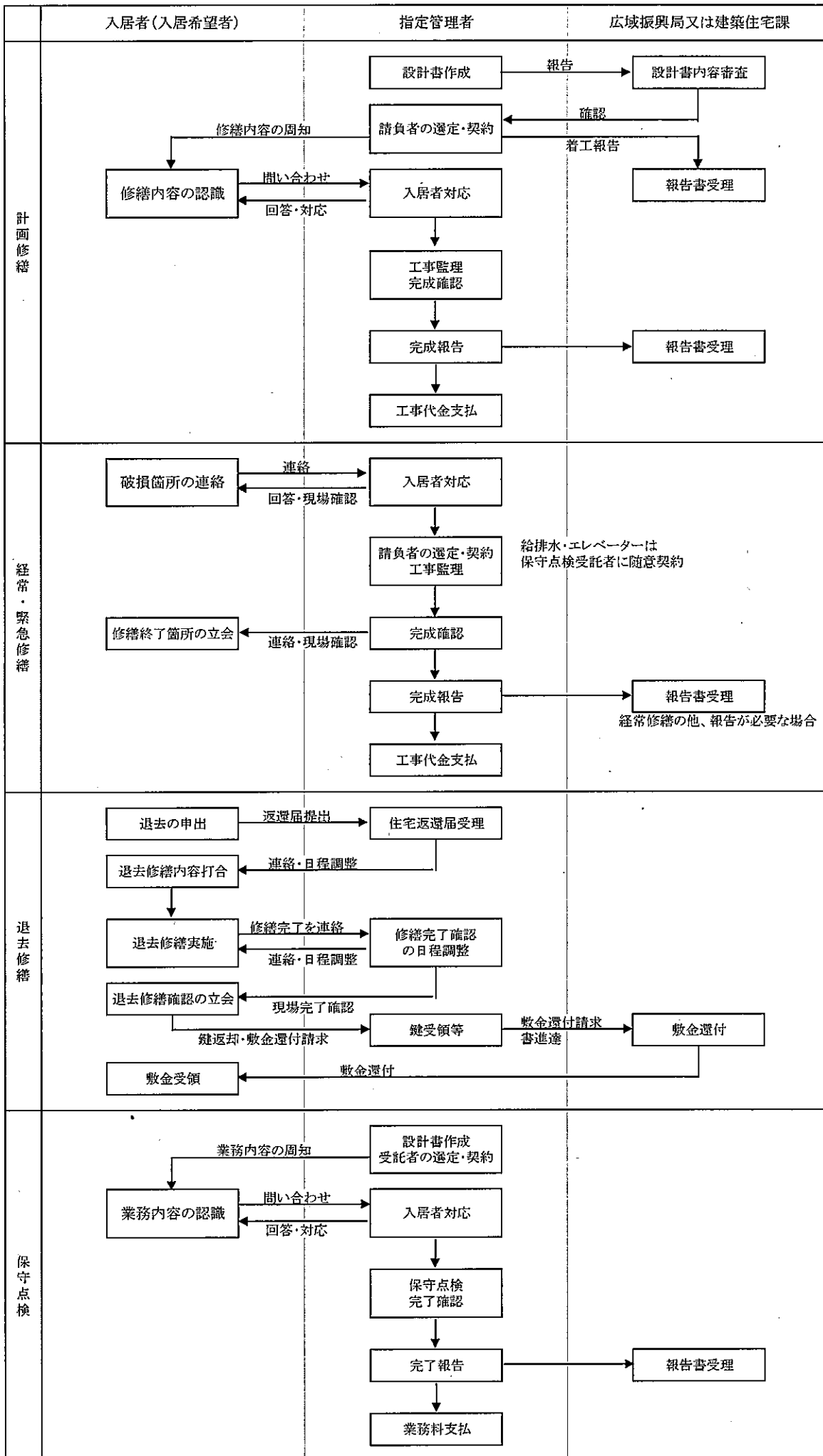
詳しくは、保守点検業務仕様書を参照のこと。

- ① エレベーター保守点検（法定点検含む）
県の指示する団地（以下「対象団地」という。）について、建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）に基づく点検を行い、建築基準法第 12 条第 4 項による定期点検を行う。
- ② 給排水設備保守点検（法定点検を含む）
対象団地について、給排水の保守点検をする。
- ③ 貯水槽清掃・水質検査（法定検査含む）
対象団地について、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 34 条の 2 の規定による貯水槽の清掃及び消毒を行い、同法同条の規定による検査を受ける。
- ④ 浄化槽設備保守点検（法定点検含む）
対象団地について、浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）第 8 条及び第 9 条の規定による浄化槽の保守点検及び清掃を行い、同法第 11 条の規定による検査を受ける。
- ⑤ 消防設備保守点検（法定点検含む）
対象団地について、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 17 条の 3 の 3 の規定による消防用設備等の点検をする。
- ⑥ 防火設備保守点検（法定点検含む）
対象団地について、建築基準法第 12 条第 4 項による定期点検を行う。
- ⑦ 団地内樹木維持管理
対象団地について、樹木の維持管理をする。
- ⑧ 団地内日常点検（建物、附帯施設設備及び敷地）
対象団地の建物、附帯施設設備及び敷地について、日常点検をする。

<業務の内容>

- ① 入居者対応
保守点検業務に係る問い合わせや苦情に対し、速やかに対応する。
- ② 設計書の作成
ア 保守点検項目に係る設計図書を作成する。
イ 設計価格については、刊行物（建設物価、積算資料等）及び市場取引価格等を参考として適正な価格を決定する。
- ③ 受託者の選定及び契約
<計画修繕>③請負者の選定及び契約により、受託者を決定し契約する。
- ④ 完了確認
受託者の業務が完了したときは、速やかに完了確認検査を行う。検査に適合しない場合は、適切な指示を行い、再度、完了確認検査を行う。
- ⑤ 完了報告
保守点検業務完了報告書【様式第 5 号】により所管広域振興局土木部等に報告する。
- ⑥ 業務料支払
業務の完了確認検査後、契約条件に基づき業務料を受託者に支払う。

県営住宅修繕・保守点検業務フローチャート



様式第1号

番 号
年 月 日

岩手県知事 様

法人名
代表者名

計画修繕工事実施設計協議書

県営住宅等維持修繕及び保守点検業務概要の規定により、次の通り協議します。

記

工 事 名	
設 計 額	円
工 事 概 要	
発 注 方 法	
入 札 予 定 日	年 月 日

【添付書類】
実施設計書

岩手県知事 様

法人名
代表者名

計画修繕工事着工報告書

年 月 日付 第 号で通知のありました次の工事について、着工しましたので、県営住宅等維持修繕及び保守点検業務概要の規定により、報告します。

記

工 事 名			
請 負 人 氏 名		設 計 額	
契 約 年 月 日		請 負 額	
契 約 方 法		請 負 率	
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日		
摘 要			

【添付書類】

請負契約書の写し

入札による場合は入札調書

岩手県知事 様

法人名
代表者名

計画修繕工事完成報告書

年 月 日付 第 号で報告しました次の工事について、完成しましたので県営住宅等維持修繕及び保守点検業務概要の規定により、報告します。

記

工 事 名	
工 事 請 負 者	
完 成 検 査 年 月 日	年 月 日
検 査 員 氏 名	
摘 要	

【添付書類】

工事設計図書・工事写真

番 号
年 月 日

岩手県知事 様

法人名
代表者名

保守点検業務完了報告書

県営住宅等維持修繕及び保守点検業務概要の規定により、次の通り報告します。

記

保守点検業務名	
団 地 名	
保守点検年月日	年 月 日
保守点検受託者	
保守点検委託料	円
完了検査年月日	年 月 日
検査員氏名	
摘 要	

【添付書類】

保守点検結果の記載された書類

【保守点検業務仕様書】

1 エレベーター保守点検（法定点検含む）

(1) 目的

エレベーターの日常管理と定期的な保守業務によって安全で快適な性能保持を目的とする。

(2) 対象団地等

団地名、棟名、機器概要は次ページのとおり。

(3) 方法

計画的な点検・手入れ保全（給油、調整、清掃、機能を維持するための修理工事を含む。）
建築基準法第 12 条第 4 項に基づき、平成 20 年 3 月 10 日国土交通省告示第 283 号に定める
定期点検を実施し、同告示に定める検査結果表を作成・報告する。

(4) 業務内容

① 点検・手入れ保全（月 1 回）

ア 点検・手入れ保全（給油、調整、清掃等）を実施し、作業報告書を提出する。

イ 点検・手入れ保全の箇所は、機械室、かご、かごの周囲及び昇降路、ピット、付加装置とする。

② リモート点検及び異常監視

ア 対象設備の運行状態の記録収集と運転機能の点検

イ 変調発生後の処理と作業報告

③ 消耗部品の供給

作業に必要な消耗部品（油脂類）

④ 機能維持工事

機器の損耗、劣化を予測し、予測に基づいて機器の構成部品の修理、取替を行う。

⑤ 品質検査

総合的な機能確認を行い、結果を報告する。

⑥ 緊急時の対応

異常又は事故等が発生した場合は、直ちに出向いて必要な処置を行うとともに、閉じ込め
等人身に関係する場合は、速やかに報告する。

団地施設一覧:エレベーター

地区	団地	設置場所	設置台数	エレベータ仕様	備 考
盛岡	仙北	1号棟	1	60m/min 6停止	(株)日立ビルシステム
	"	2号棟	1	45m/min 4停止	"
	青山	1号棟	1	45m/min 4停止	日本オーチスエレベーター(株)
	"	2号棟	1	45m/min 4停止	"
	"	3号棟	1	45m/min 4停止	"
	"	4号棟	1	45m/min 4停止	"
	"	5号棟	1	45m/min 4停止	"
	"	6号棟	1	45m/min 4停止	"
	"	7号棟	1	45m/min 4停止	"
	備後第1	5号棟	1	45m/min 4停止	三菱電機ビルテクノサービス(株)
	"	6号棟	1	45m/min 4停止	フジテック(株)
	松園北	1号棟	2	60m/min 8停止	東芝エレベータ(株)
	月が丘	1号棟	1	60m/min 6停止	(株)日立ビルシステム
	"	2号棟	1	60m/min 6停止	"
	"	3号棟	1	45m/min 4停止	"
	"	4号棟	1	45m/min 4停止	"
	駅西特公賃		1	60m/min 8停止	"
		設置台数小計	18		
花巻	宮野目	1・3号棟	1	45m/min 4停止	三菱電機ビルテクノサービス(株)
	"	2・4号棟	1	45m/min 4停止	"
	"	5号棟	1	45m/min 3停止	"
		設置台数小計	3		
北上	藤沢	1号棟	1	45m/min 3停止	東芝エレベータ(株)
	"	2号棟	1	45m/min 3停止	"
	"	3号棟	1	45m/min 3停止	"
		設置台数小計	3		
県南	北野	1号棟	1	45m/min 4停止	(株)日立ビルシステム
	"	2号棟	1	45m/min 4停止	"
	"	3号棟	1	45m/min 4停止	"
	"	4号棟	1	45m/min 4停止	"
	"	5号棟	1	45m/min 4停止	"
	"	6号棟	1	45m/min 4停止	三菱電機ビルテクノサービス(株)
		設置台数小計	6		
一関	駒下	6号棟	1	45m/min 3停止	(株)日立ビルシステム
	"	8号棟	1	45m/min 4停止	三菱電機ビルテクノサービス(株)
		設置台数小計	2		
釜石	大平	1号棟	1	45m/min 5停止	三菱電機ビルテクノサービス(株)
設置台数合計(台)			33		

【災害公営住宅】

地区	団地	設置場所	設置台数	エレベータ仕様	備考
盛岡	備後第1	8号棟	1	45m/min 3停止	東芝エレベータ(株)
		9号棟	1	45m/min 3停止	東芝エレベータ(株)
	設置台数小計		2		
	南青山	1号棟	1	45m/min 4停止	未定
		2号棟	1	45m/min 4停止	未定
	設置台数小計		2		
北上	黒沢尻	1号棟	1	45m/min 4停止	未定
	設置台数小計		1		
大船渡	上平	1号棟	1	45m/min 7停止	三菱電機(株)
	設置台数小計		1		
	みどり町	1号棟	1	45m/min 6停止	東芝エレベータ(株)
		2号棟	1	45m/min 6停止	東芝エレベータ(株)
		3号棟	1	45m/min 6停止	東芝エレベータ(株)
	設置台数小計		3		
	関谷	1号棟	1	45m/min 5停止	東芝エレベータ(株)
	設置台数小計		1		
	栃ヶ沢	1号棟	2	60m/min 8停止	(株)日立ビルシステム
		2号棟	2	60m/min 9停止	(株)日立ビルシステム
設置台数小計		4			
釜石	平田	1号棟	2	45m/min 7停止	三菱電機(株)
	設置台数小計		2		
	片岸	1号棟	1	45m/min 4停止	東芝エレベータ(株)
	設置台数小計		1		
	嬉石第1	1号棟	1	45m/min 5停止	東芝エレベータ(株)
	設置台数小計		1		
	嬉石第2	1号棟	1	45m/min 5停止	東芝エレベータ(株)
	設置台数小計		1		
	松原	1号棟	1	60m/min 6停止	東芝エレベータ(株)
		2号棟	1	60m/min 6停止	東芝エレベータ(株)
	設置台数小計		2		
	両石	1号棟	1	45m/min 5停止	東芝エレベータ(株)
	設置台数小計		1		
	屋敷前	1号棟	1	45m/min 5停止	東芝エレベータ(株)
		2号棟	1	45m/min 5停止	東芝エレベータ(株)
		3号棟	1	45m/min 5停止	東芝エレベータ(株)
	設置台数小計		3		

【災害公営住宅】

地区	団地	設置場所	設置台数	エレベータ仕様	備考
	安渡	1号棟	1	45m/min 5停止	東芝エレベータ(株)
	設置台数小計		1		
	大町	1号棟	1	45m/min 5停止	東芝エレベータ(株)
	設置台数小計		1		
	本町	1号棟	1	45m/min 5停止	東芝エレベータ(株)
	設置台数小計		1		
宮古	宮町	1号棟	1	45m/min 3停止	三菱電機(株)
	設置台数小計		1		
	佐原第2	1号棟	1	45m/min 5停止	日立
	設置台数小計		1		
	上鼻	1号棟	1	45m/min 4停止	三菱電機(株)
	設置台数小計		1		
	実田	1号棟	1	45m/min 3停止	三菱電機(株)
	設置台数小計		1		
	鳴崎	1号棟	1	45m/min 3停止	三菱電機(株)
	設置台数小計		1		
	八木沢第2	1号棟	1	45m/min 5停止	東芝エレベータ(株)
	設置台数小計		1		
	豊間根	1号棟	1	45m/min 3停止	東芝エレベータ(株)
		2号棟	1	45m/min 3停止	東芝エレベータ(株)
	設置台数小計		2		
	織笠	1号棟	1	45m/min 4停止	三菱電機(株)
		2号棟	1	45m/min 4停止	三菱電機(株)
	設置台数小計		2		
	大沢	1号棟	1	45m/min 5停止	東芝エレベータ(株)
	設置台数小計		1		
	北浜	1号棟	1	45m/min 4停止	東芝エレベータ(株)
設置台数小計		1			
設置台数合計(台)			40		

2 給排水設備保守点検（法定点検含む）、貯水槽清掃・水質検査（法定検査含む）

(1) 目的

水道法、建築物に関する衛生的環境の確保に関する法律及び建築基準法に基づき、給排水設備の機能を十分に発揮させ、衛生的環境を確保することを目的とする。

(2) 対象団地等

団地名、棟名、設備概要は次ページのとおり。

(3) 業務内容

① 保守点検（年2回：6月、12月）

施設名	点検項目	
住戸内部	給水	各器具の状況
		給水管のつまり・漏水状況
		各バルブの作業状況（PS 内部共）
		錆水の状況
	汚水排水	各器具の状況
		排水のつまり・漏水状況 汚水のつまり・漏水状況
外部	給水	各バルブの作動状況
		給水管のつまり・漏水状況
		錆水の状況
		（遠隔）メーターの作動状況
	汚水排水	枘の状況
		汚水管のつまり・漏水状況 排水管のつまり・漏水状況
ポンプ室	ポンプ	軸封装置
		メタル（ベアリング）
		軸継等
		騒音
		外観
		フート弁
		圧力タンク
	バルブ類	ゲート弁
		チャッキ弁
		圧力計
		連成計
	計器盤	真空計
		作動
電圧		
配管	電流	
	給水管の状況	
受水槽（高架水槽）	受水槽（高架水槽）の状況	

このほか建築基準法第 12 条第 4 項に基づき、平成 20 年 3 月 10 日国土交通省告示第 283 号に定める定期点検を実施し、同告示に定める検査結果表を作成・報告する。

② 調整修理

点検の結果、必要に応じ調整又は修理を行う。

③ 緊急修繕

給排水設備に事故が生じた場合は、ただちに出向いて必要な処置をとる。

(4) 清掃等の内容

① 清掃（年1回）

受水槽及び高置水槽

② 水質検査（年1回）

水道法(昭和32年法律第177号)第34条の2の規定による貯水槽の清掃及び消毒を行い、同法同条の規定による検査を受ける。

- ア 施設の外観検査：受水槽の周辺や内部等の施設検査
- イ 水質検査：臭気、味、色及び濁り、残留塩素の有無等
- ウ 書類検査：水槽の管理記録等書類の整理保存状況

団地施設一覧:貯水槽

地区	団地	戸数 (戸)	対象住棟	給水施設		備考
				受水槽	高架水槽	
盛岡	加賀野	74		54 t		(加圧ポンプ方式)
	仙北	63	1号棟	30 t		(加圧ポンプ方式)
	"	12	2号棟	8 t		(加圧ポンプ方式)
	青山	112		54 t		(加圧ポンプ方式)
	みたけ	120		90 t		(加圧ポンプ方式)
	備後第1	72	1~4号棟	45 t		(加圧ポンプ方式)
	"	56	5~7号棟	40 t		(加圧ポンプ方式)
	備後第2	96	1~4号棟	54 t		(加圧ポンプ方式)
	"	96	5~7号棟	54 t		(加圧ポンプ方式)
	つつじが丘	76		52 t		(加圧ポンプ方式)
	岩脇緑が丘	187		36 t		(加圧ポンプ方式)
	松園	168		90 t		(加圧ポンプ方式)
	松園東	324	1~17号棟	162 t		(加圧ポンプ方式)
	"	36	18~19号棟	24 t		(加圧ポンプ方式)
	松園西	176		96 t		(加圧ポンプ方式)
	松園北	386		210 t	36 t	
	湯沢	229	1~8号棟	90 t		(加圧ポンプ方式)
	"	24	17号棟	40 t		(加圧ポンプ方式)
	境田	48	1号棟	36 t	8 t	
	"	24	2・3号棟	20 t	3 t×2基	
	夕顔瀬	56		36 t		(加圧ポンプ方式)
	上堂	32		16 t		(加圧ポンプ方式)
	緑が丘	82		35 t		(加圧ポンプ方式)
	厨川北	136		62.5 t		(加圧ポンプ方式)
	月ヶ丘	136		62.5 t		(加圧ポンプ方式)
	駅西特公賃	24		24 t		(加圧ポンプ方式)
	計	2,845		26 基	4 基	計 30 基
花巻	宮野目	120		50 t		(加圧ポンプ方式)
	天下田	112		54 t		(加圧ポンプ方式)
	万丁目	80		60 t		(加圧ポンプ方式)
	計	312		3 基	0 基	計 3 基
北上	藤沢	96		50 t		(加圧ポンプ方式)
	大堤	112		52 t		(加圧ポンプ方式)
	蒲沢	72		40 t		(加圧ポンプ方式)
	計	280		3 基	0 基	計 3 基
県南	北野	128		60 t		(加圧ポンプ方式)
	内匠田	64		40 t		(加圧ポンプ方式)
	常盤	80		50 t		(加圧ポンプ方式)
	羽沢	56		40 t		(加圧ポンプ方式)
	計	328		4 基	0 基	計 4 基
一関	駒下	60	1~5号棟	32 t		(加圧ポンプ方式)
	"	20	8号棟	8 t		(加圧ポンプ方式)
	関が丘第2	96		48 t		(加圧ポンプ方式)
	銅谷	48		40 t		(加圧ポンプ方式)
	計	224		4 基	0 基	計 4 基
大船渡	赤沢	104		54 t		(加圧ポンプ方式)
	明神前	52		40 t		(加圧ポンプ方式)
	計	156		2 基	0 基	計 2 基
釜石	大平	58		30 t		(加圧ポンプ方式)
	上平田	144		90 t		(加圧ポンプ方式)
	計	202		2 基	0 基	計 2 基
宮古	山口	66	6~9号棟	27 t		(加圧ポンプ方式)
	計	66		1 基	0 基	計 1 基
二戸	北福岡	12		10 t		(加圧ポンプ方式)
	石切所	12		10 t		(加圧ポンプ方式)
	計	24		2 基	0 基	計 2 基
施設合計		4,437		47 基	4 基	計 51 基

【災害公営住宅】

地区	団地	戸数 (戸)	対象住棟	給水施設		備考
				受水槽	高架水槽	
盛岡	備後第1	24	8号棟	18 t		(加圧ポンプ方式)
		18	9号棟	8号棟と共用		
	南青山	118	1~2号棟	50 t		(加圧ポンプ方式)
計		160		2基	0基	
北上	黒沢尻	34	1号棟	15 t		(加圧ポンプ方式)
計		34		1基	0基	
一関	駒下					
計						
大船渡	上平	65	1号棟	35 t		(加圧ポンプ方式)
	みどり町	147	1~3号棟	56 t		(加圧ポンプ方式)
	関谷	50	1号棟	25 t		(加圧ポンプ方式)
	栃ヶ沢	150	1号棟	75 t		(加圧ポンプ方式)
		151	2号棟	75 t		(加圧ポンプ方式)
計		563		11基	0基	計11基
釜石	平田	126	1号棟	65 t		(加圧ポンプ方式)
	片岸	17	1号棟	10 t		(加圧ポンプ方式)
	嬉石第1	52	1号棟	30 t		(加圧ポンプ方式)
	嬉石第2	32	1号棟	16 t		(加圧ポンプ方式)
	松原	42	1号棟	22.5 t		(加圧ポンプ方式)
		18	2号棟	10 t		(加圧ポンプ方式)
	両石	24	1号棟	14 t		(加圧ポンプ方式)
	屋敷前	151	1~3号棟	70 t		(加圧ポンプ方式)
	安渡	23	1号棟	14 t		(加圧ポンプ方式)
	大町	23	1号棟	15 t		(加圧ポンプ方式)
	本町	23	1号棟	12 t		(加圧ポンプ方式)
計		531		11基	0基	計11基
宮古	豊間根	72	1・2号棟	36 t		(加圧ポンプ方式)+受水槽
	織笠	52	1・2号棟	24 t		(加圧ポンプ方式)
	大沢	35	1号棟	15 t		(加圧ポンプ方式)
	北浜	72	1号棟	40 t		(加圧ポンプ方式)
計		231		4基	0基	計4基
施設合計		1,519		29基	0基	計29基

3 消防設備保守点検（法定点検含む）

(1) 目的

消防設備等の適正な維持管理のため、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 17 条の 3 の 3 の規定による保守点検を実施する。

(2) 対象団地等

団地名、棟名、設備概要は次ページのとおり。

(3) 点検内容（年 2 回：6 月、12 月）

- ① 外観・機能及び総合点検
- ② 避難器具の機能点検

(4) 点検報告

点検結果については、消防法第 17 条の 3 の 3 により、定期的に消防署に報告する。

団地施設一覧:消防設備(その3)

地区	団地名 (敷地面積: ㎡)	棟 (号棟)	戸数	消防設備															
				消火器	避難器具	火災報知設備 (自火報)	非常警報 設備	誘導標識 (誘導灯)	防火戸 (扉)	連結送水 設備	消火ポン プ	非常放送 設備							
盛 岡	松園北 (56,602.64)	1	128	有					24	139	9	1							
		2	16	無															
		3	24	無															
		4	12	有	12														
		5	16	無															
		6	16	無															
		7	16	無															
		8	8	有	8														
		9	8	有	8														
		10	8	有	8														
		11	24	無															
		12	16	無															
		13	16	無															
		14	24	無															
		15	16	無															
				16	12	有	12												
				17	12	有	12												
				18	14	有	14												
	集会所			有	5			18		9							1		
	機械室			有	3					2									
	18	386		82	0	0	0	18	0	24	0	150	0	9	0	1	0	0	
盛 岡	湯沢 (39,529.22)	1	24	無															
		2	24	無															
		3	24	無															
		4	24	無															
		5	24	無															
		6	24	無															
		7	24	無															
		8	24	無															
		9	6	無															
		10	4	無															
		11	4	無															
		12	6	無															
		13	6	無															
		14	4	無															
		15	3	無															
		16	4	無															
				17	24	有		6											
	集会所			有	5					1	4								
	機械室			無															
	17	253		5	0	6	0	0	0	1	0	4	0	0	0	0	0	0	
盛 岡	みたけ北 (9,629.95)	1	6	無															
		2	6	無															
		3	2	無															
		4	4	無															
		5	4	無															
		6	6	無															
		7	6	無															
		8	4	無															
		9	4	無															
		10	2	無															
		11	2	無															
		12	4	無															
		13	4	無															
		14	4	無															
	集会所			有					1										
	機械室			無															
	14	58		0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
盛 岡	境田 (6,113.03)	1	48	有		6					30								
		2	12	無															
		3	12	無															
			集会所			有					1								
	機械室			無															
	3	72		0	0	6	0	0	0	1	0	30	0	0	0	0	0	0	
盛 岡	夕顔瀬 (4,850.29)	1	16	無															
		2	40	有							21								
			集会所			有					1								
	機械室			無															
盛 岡	厨川 (5,906.63)	2	56		0	0	0	0	0	1	0	21	0	0	0	0	0	0	
		1	18	有		1													
		2	16	有	8	2													
		3	16	有	8	4													
	集会所			有						1									
盛 岡	上堂 (2,846.53)	3	50		16	0	7	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
		1	16	無															
		2	16	無															
			集会所			有					1								
	機械室			無															
	2	32		0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	59	907		103	0	19	0	18	0	30	0	205	0	9	0	1	0	0	

団地施設一覧:消防設備(その4)

地区	団地名 (敷地面積: ㎡)	棟 (号棟)	戸数		消防設備									
					消火器	避難器具	火災報知設備 (自火報)	非常警報 設備	誘導標識 (誘導灯)	防火戸 (扉)	連結送水 設備	消火ポン プ	非常放送設備	
盛 岡	緑ヶ丘 (9,250.7)	1	16	無										
		2	24	無										
		3	18	無										
		4	24	無										
		集会所			無									
		機械室			無									
		4	82		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	厨川北 (11,149.1)	1	16	有	8									
		2	16	有	8									
		3	12	有	6									
		4	24	有	12									
		5	16	有	8									
		6	24	有	12									
		7	12	有	6									
		8	16	有	8									
		集会所			有			1						
		機械室			無									
		8	136		68	0	0	1	0	0	0	0	0	0
	月が丘 (16,281.1)	1	48	有										
		2	36	有										
3		40	有	78	12		40	40						
4		12	有											
	集会所			有			1	1						
	4	136		78	12	0	41	41	0	0	0	0	0	
	計	16	354		146	12	0	42	41	0	0	0	0	

団地施設一覧:消防設備(その5)

振興局	団地名 (敷地面積: ㎡)	棟 (号棟)	戸数		消防設備							非常放送設備			
					消火器	避難器具	火災報知設備 (自火報)	非常警報 設備	誘導標識 (誘導灯)	防火戸 (扉)	連結送水 設備		消火ポン プ		
花巻	宮野目 (11,322.79)	1	24	有	8										
		2	24	有	8										
		3	20	有	8										
		4	24	有	8	6									
		5	24	有	6	2									
		集会所													
		機械室				1									
	5	116		39	8	756	38	128	0	0	0	0	0	0	
	天下田 (12,828.73)	1	24	無											
		2	24	無											
		3	24	無											
		4	16	無											
		5	24	無											
		集会所													
		機械室													
5	112		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
万丁目 (9,368.90)	1	24	無												
	2	24	無												
	3	16	無												
	4	16	無												
		集会所													
	機械室														
4	80		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
北上	藤沢 (11,793.47)	1	24	有											
		2	30	有	46			24	10						
		3	36	有											
			集会所												
	3	90		47	2	0	24	10	0	0	0	0	0		
	大堤 (11,263.02)	1	24	無											
		2	24	無											
		3	24	無											
		4	24	無											
		5	16	無											
		集会所													
		機械室													
	5	112		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	蒲沢 (9,797.30)	1	16	有		6									
		2	24	有		6									
3		16	有		6										
4		16	有		6										
		集会所													
	機械室														
	ポンペ室														
4	72		0	24	0	0	0	0	0	0	0	0			
計	26	582		86	34	756	62	138	0	0	0	0			

団地施設一覧:消防設備(その6)

地区	団地名 (敷地面積: ㎡)	棟 (号棟)	戸数		消防設備							非常放送設備		
					消火器	避難器具	火災通知設備 (自火報)	非常警報 設備	誘導標識 (誘導灯)	防火戸 (扉)	連結送水 設備		消火ポン プ	
県南	北野 (13,794.35)	1	24	有						8				
		2	16	有						4				
		3	24	有	8					4				
		4	24	有	8					4				
		5	24	有	8					4				
		6	16	有	16					4				
		集会所			無									
	6	128		40	30	226	16	0	44	0	0	0	0	
	内匠田 (5,525.88)	1	24	有		6								
		2	24	無										
		3	16	無										
			集会所											
			機械室											
			ポンペ室											
	3	64		0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	
	常盤 (10,037.11)	1	24	有		6								
		2	16	有		6								
		3	24	有		6								
		4	16	有		6								
			集会所											
		機械室												
4	80		0	24	215	0	0	0	0	0	0	0		
羽沢 (5,649.03)	1	24	無											
	2	16	無											
	3	16	無											
		集会所												
		機械室												
		ポンペ室												
3	56		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
一関	駒下 (13,331.14)	1	12	無										
		2	12	無										
		3	12	無										
		4	12	無										
		5	12	無										
		6	9	有	6	6	121			9				
		7	6	有	5									
		8	20	有	12	15	98	4						
		9	6	有	4	3				5				
		集会所												
		機械室												
	9	101		27	24	219	4	14	0	0	0	0	0	
	関が丘第1 (4,977.74)	1	3	無										
		2	3	無										
		3	6	無										
		4	3	無										
		5	3	無										
		6	6	無										
	6	24		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	関が丘第2 (9,658.48)	1	24	有	12									
2		24	有	12										
3		24	有	12										
4		24	無											
		集会所												
		機械室												
4	96		36	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
銅谷 (4,092.25)	1	16	無											
	2	16	有											
	3	16	有				130							
		集会所												
	機械室													
3	48		0	0	130	0	0	0	0	0	0	0		
計	38	597		103	84	790	20	14	44	0	0	0	0	

団地施設一覧:消防設備(その7)

地区	団地名 (敷地面積: ㎡)	棟 (号棟)	戸数		消防設備									
					消火器	避難器具	火災報知設備 (自火報)	非常警報 設備	誘導標識 (誘導灯)	防火戸 (扉)	屋内消火栓(速 結水設備)	消火ポン プ	非常放送設備	
大船渡	長谷堂 (13,866.60)	1	14	有	3		42	4						
		2	8	有	2		24	2						
		3	10	有	4		32	2						
		4	12	有	6		39	2						
		5	14	有	6	1	46	4						
		6	12	有	6	2	40	2						
		集会所			無									
		ポンベ室			無									
		6	70		27	3	223	16	0	0	0	0	0	0
	赤沢 (17,308.25)	1	24	有	3									
		2	24	有	3									
		3	24	有	3									
		4	16	有	2									
		5	16	有	2									
			集会所			1								
	機械室													
	ポンベ室			無										
	5	104		14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
明神前 (9,483.86)	1	18	無											
	2	16	無											
	3	18	無											
		集会所												
	3	52		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		鳴石 (3,850.9)	1	6	無									
	2	6	無											
	3	8	有	2										
	3	20		2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
釜石	大平 (5,955.11)	1	58	有	35	26		20	61	5	15	1		
			集会所											
		ポンベ室			無									
		1	58		35	26	0	20	61	5	15	1	0	0
	日向 (6,942.18)	1	15	有	12		145	12						
		2	16	有	12		163	12						
		3	16	有	12		179	12						
		4	24	無										
		5	24	無										
			集会所			1								
		機械室												
		5	95		37	0	487	36	0	0	0	0	0	0
	上平田 (27,689.73)	1	24	無										
		2	16	無										
		3	16	無										
4		16	無											
5		16	無											
6		16	無											
7		24	無											
8		16	無											
		集会所			1									
	機械室													
	8	144		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	31	543		116	29	710	72	61	5	15	1	0	0

団地施設一覧:消防設備(その9)

地区	団地名 (敷地面積: ㎡)	棟 (号棟)	戸数		消防設備									
					消火器	避難器具	火災報知設備 (自火報)	非常警報 設備	誘導標識 (誘導灯)	防火戸 (扉)	連結送水 設備	屋内消火 栓	非常放送設備	
盛岡	盛岡駅西通 (4,004.98)	1	24	有	24	21	86		25		1	8	1	
		1	24		24	21	86	0	25	0	1	8	1	0
花巻	宮野目 (11,322.79)	3	4	無	公営住宅の3号棟に含む									
				無										
		集会所 機械室	1	4	無	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北上	藤沢 (11,793.47)	2	6	無	公営住宅の2号棟に含む									
				無										
		集会所 機械室	1	6	無	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		3	34		24	21	86	0	25	0	1	8	1	0

団地施設一覧:消防設備(その10)【災害公営住宅】

地区	団地名 (敷地面積: ㎡)	棟 (号棟)	戸数		消防設備									
					消火器	避難器具	火災報知設備 (自火報)	非常警報 設備	誘導標識 (誘導灯)	防火戸 (扉)	屋内消火栓(連 動送水設備)	消火ポン プ	非常放送設備	
盛岡	備後第1 (25,741.51)	8	24	有	15		110							
		9	16	有	6	4	80							
		10	8	無										
		3	48		21	4	190	0	0	0	0	0	0	0
	南青山 (11,971.00)	1	52	未定										
		2	66	未定										
北上	黒沢尻 (2,649.79)	1	34	未定										
		1	34	未定	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
県南	桜屋敷 (1,969.36)	1	2	未定										
		2	2	未定										
		3	2	未定										
		4	2	未定										
		5	2	未定										
		6	2	未定										
		7	2	未定										
		7	14		0	0	0	0	0	0	0	0	0	
一関	駒下 (4,977.74)	10	10	無										
		11	7	無										
		12	5	無										
		3	22		0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	溝井田 (3,768.71)	1	1	未定										
		2	1	未定										
		3	1	未定										
		4	1	未定										
		5	1	未定										
		6	1	未定										
		7	1	未定										
		8	1	未定										
		9	1	未定										
	10	1	未定											
	11	1	未定											
	12	1	未定											
	13	1	未定											
	13	13		0	0	0	0	0	0	0	0	0		
大船渡	上平 (3,975.70)	1	65	有	40	12	218	14			5			
		1	65	有	2		7							
	みどり町 (12,000.00)	1	47	有	42	12	225	14	0	0	5	0	0	
		2	50	有	20		181	12						
		2	50	有	20		178	12						
		3	50	有	20		158	12						
		3	147		60	0	517	36	0	0	0	0	0	
	関谷 (7,777.29)	1	50	有	20	8	163	10						
		1	50	有	2		7							
	栃ヶ沢 (19,109.60)	1	150	有	22	8	163	10	0	0	0	0	0	
		2	151	有	79	7	511	32			12			
	2	151	有	80	8	506	36			14				
	2	301		1		1								
	2	301		159	15	1,017	69	0	0	26	0	0		
釜石	平田 (15,408.89)	1	126	有	77		400	28						
		1	126	有	2		2							
	片岸 (2,390.76)	1	17	有	79	0	400	28	0	0	0	0		
		1	17	有	16		15	8						
		1	17	有	1		7							
		1	17	有	18	0	22	8	0	0	0	0	0	
	燿石第1 (4,483.51)	1	52	有	21		183	14						
		1	52	有	1		8							
		1	52	有	22	0	191	14	0	0	0	0	0	
	燿石第2 (2,929.82)	1	32	有	18	4	119	10						
		1	32	有	1		8							
		1	32	有	19	4	127	10	0	0	0	0	0	
	松原 (3,872.75)	1	42	有	30	10	166	12						
		2	18	有	11	9	85	6						
		2	60		6		6							
		2	60		41	19	257	18	0	0	0	0	0	
	両石 (3,125.36)	1	24	有	15		88	10						
		1	24	有	5		5							
		1	24	有	15	0	93	10	0	0	0	0	0	
屋敷前 (14,616.34)	1	47	有	44		195	15							
	2	52	有	44		199	15							
	3	52	有	44		203	15							
	3	151		132	0	597	45	0	0	0	0	0		
安渡 (1,452.93)	1	23	有	16		81	10							
	1	23	有	5		5								
	1	23	有	16	0	86	10	0	0	0	0	0		
大町 (1,447.75)	1	23	有	10		72	5							
	1	23	有	0		9								
	1	23	有	10	0	81	5	0	0	0	0	0		
本町 (1,518.22)	1	23	有	16										
	1	23	有	16	0	0	0	0	0	0	0	0		
計	491	1,343		672	62	3,966	277	0	0	31	0	0		

団地施設一覧:消防設備(その10)【災害公営住宅】

地区	団地名 (敷地面積: ㎡)	棟 (号棟)	戸数		消防設備									
					消火器	避難器具	火災報知設備 (自火報)	非常警報 設備	誘導標識 (誘導灯)	防火戸 (扉)	屋内消火栓(連 結送水設備)	消火ポン プ	非常放送設備	
宮古	宮 町 (1,668.35)	1	20	有	6	2								
	集会所	1	20		6	2	0	0	0	0	0	0	0	0
	佐原第2 (12,976.07)	1	50	有	20									
	集会所	1	50	有	2									
	磯 鶏 (4,621.19)	1	10	有	10									
	集会所	2	10	有	7									
	集会所	3	10	有	7									
	集会所	3	30	有	1									
	上 鼻 (2,480.39)	1	24	有	16									
	集会所	1	24		16	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	実 田 (1,408.34)	1	17	有	6									
	集会所	1	17		6	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	鶴 崎 (2,760.25)	1	20	有	9									
	集会所	1	20		9	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	八木沢第2 (3,986.47)	1	42	有	24									
	集会所	1	42		24	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	豊 間 根 (7,792.70)	1	36	有	18									
	集会所	2	36	有	18									
	集会所	2	72		36	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	織 笠 (6,096.89)	1	24	有	12									
	集会所	2	28	有	12									
	集会所	2	52	有	2									
	大 沢 (2,682.81)	1	35	有	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	集会所	1	35		25	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北 浜 (8,028.85)	1	72	有	48		260	20							
集会所	1	72	有	1										
集会所	1	72		49	0	260	20	0	0	0	0	0	0	
計	15	434		244	2	260	20	0	0	0	0	0	0	
合計	64	1,777	0	916	64	4,226	297	0	0	31	0	0	0	

4 防火設備保守点検

(1) 目的

防火設備等の適正な維持管理のため、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 12 条第 4 項の規定による定期点検を実施する。

(2) 対象団地等

団地名、棟名、設備概要は次ページのとおり。

(3) 点検内容（年 1 回）

次の防火設備について、国土交通省告示第 723 号告示による点検を実施し、同告示に定める検査結果表を作成・報告する。

- ①防火扉
- ②防火シャッター
- ③連動機構

団地施設一覧: 防火設備

地区	団地名	棟 (号棟)	戸数	構造 階数	防火設備					備考
					防火戸 (扉)	防火 シャッター	感知器	手動開閉 装置	盤	
盛岡	備後第1	5	24	RC4		1	1		1	防火シャッター 4階のみ
	松園北	1	128	SRC8	9		9		1	防火戸及び感知器 1階～8階及び屋上塔屋 各階1箇所
計					9	1	10	0	2	
県南	北野	1	24	RC4	8		12		1	防火戸 各階2箇所、感知器 各階3箇所
		2	16	RC4	4		8		1	防火戸 各階1箇所、感知器 各階2箇所
		3	24	RC4	8		8		1	防火戸 各階2箇所、感知器 各階2箇所
		4	24	RC4	8		8		1	防火戸 各階2箇所、感知器 各階2箇所
		5	24	RC4	8		8		1	防火戸 各階2箇所、感知器 各階2箇所
		6	16	RC4	4		8		1	防火戸 各階1箇所、感知器 各階2箇所
計					40	0	52	0	6	
沿岸	大平	1	58	RC5		5	5	5	1	防火シャッター及び感知器 各階1箇所
計					0	5	5	5	1	
合計					49	6	67	5	9	

【災害公営住宅】

地区	団地名	棟 (号棟)	戸数	構造 階数	防火設備					備考
					防火戸 (扉)	防火 シャッター	感知器	手動開閉 装置	盤	
盛岡	南青山	1	52	RC4	未定	未定	未定	未定	未定	
		2	66	RC4	未定	未定	未定	未定	未定	
計										
北上	黒沢尻	1	34	RC4	未定	未定	未定	未定	未定	
計										
沿岸	屋敷前	1	47	RC5	5		10		1	防火戸 各階1箇所、感知器 各階2箇所
		2	52	RC5	5		10		1	防火戸 各階1箇所、感知器 各階2箇所
		3	52	RC5	5		10		1	防火戸 各階1箇所、感知器 各階2箇所
	礪石第1	1	52	RC5	5		10		1	防火戸 各階1箇所、感知器 各階2箇所
	礪石第2	1	32	RC5	5		5		1	防火戸及び感知器 各階1箇所
計					25	0	45	0	5	
合計					25	0	45	0	5	

5 浄化槽設備保守点検（法定点検含む）

(1) 目的

浄化槽設備の日常管理と定期的な保守業務によって安全で快適な性能保持を目的とする。

(2) 対象団地等

団地名、棟名、設備概要は次ページのとおり。

(3) 業務内容

① 保守点検（週1回：浄化槽管理士）

- ア 浄化槽の運転、操作管理
- イ 機器の点検
- ウ 汚泥の引抜き、搬出及び脱水処理
- エ 水質管理
- オ 関係公共機関に対する報告

② 調整修理

点検の結果、必要に応じ調整又は修理を行う。

③ 緊急修繕

浄化槽設備に事故が生じた場合は、ただちに出向いて必要な処置をとる。

(4) 水質検査（年1回）

浄化槽法（昭和58年法律第43号）第8条及び第9条の規定による浄化槽の保守点検及び清掃を行い、同法第11条の規定による検査を受ける。

団地施設一覧:浄化槽

地区	団地	対象人員 (人)	処理方式	備考
県南	内匠田	256	合併	
	常盤	320	合併	
一関	駒下	224	合併	
	〃	300	合併	
大船渡	長谷堂	330	合併	
釜石	日向	100	合併	
	〃	400	合併	
二戸	石切所	48	合併	
施設合計			8	基

【災害公営住宅】

地区	団地	対象人員 (人)	処理方式	備考
大船渡	関谷	173	合併	
釜石	平田	435	合併	
	片岸	55	合併	
	両石	80	合併	
宮古	豊間根	234	合併	
	織笠	176	合併	
施設合計			6	基

6 団地内樹木維持保全

(1) 目的

団地内の樹木等の保守業務により、快適な住環境の維持を目的とする。

(2) 対象団地等

団地名、棟名は次ページのとおり。

(3) 業務内容

団地内樹木の保全巡回、剪定整枝、刈り込み、消毒及び法面除草とする。

① 保全巡回（月1回）は、以下の項目について実施する。

- ア 外灯照明の障害になっている木
- イ 隣接道路、歩道及び団地内道路で通行の障害になっている木
- ウ 電線及び電話線の障害になっている木
- エ 隣接地に対して障害になっている木
- オ 病・害虫が発生している木
- カ 枯損木及び倒木の状況
- キ その他（上記以外で樹木の維持保全上必要とするもの。）

② 剪定整枝及び刈り込み

高木・中木の剪定及び寄植の刈り込み

③ 消毒（年2回）

桜類薬剤散布

④ 法面除草（年1回）

法面除草のほか、投棄物処分も併せて実施

団地施設一覧:樹木

種別	地区	市区町村名	団地名	団地内樹木数			備 考
				高木	中木	低木	
県営住宅	盛岡	盛岡市	仙北		102	317	
			青山	15	18	1,150	
			備後第1	17		391	
			備後第2		105	1,350	
			夕顔瀬	15			
			盛岡地区内合計	47	225	3,208	
	花巻	花巻市	宮野目	18		281	
			天下田	2		96	
			万丁目		28		
			花巻地区内合計	20	28	377	
	北上	北上市	藤沢	5			
			大堤	7			
			蒲沢	10			
			北上地区内合計	22	0	0	
	県南	奥州市	北野		19		
			内匠田	5			
			常盤		32	25	
			奥州地区内合計	5	51	25	
	一関	一関市	駒下	10		97	
			関が丘第1	7		22	
			関が丘第2	15		10	
			銅谷	15		39	
					一関地区内合計	47	0
大船渡	大船渡市	赤沢	58	39	286		
	陸前高田市	鳴石	2	3	310		
		大船渡地区内合計	60	42	596		
沿岸	釜石市	大平	48				
		日向	29	21			
		上平田	32	51			
		釜石地区内合計	109	72	0		
宮古	宮古市	佐原	3				
		八木沢	8				
		西ヶ丘北	6				
		宮古地区内合計	17	0	0		
二戸	二戸市	北福岡		3			
		石切所	8	2			
			二戸地区内合計	8	5	0	
		合計	335	423	4,374		

【災害公営住宅】

種別	地区	市区町村名	団地名	団地内樹木数			備 考
				高木	中木	低木	
県営住宅	盛岡	盛岡市	備後第1			1,014	未定
			南青山				
			盛岡地区合計	0	0	1,014	
	北上	北上市	黒沢尻				未定
					北上地区合計	0	
	県南	奥州市	桜屋敷				未定
					県南地区合計	0	
	一関	一関市	駒下			160	未定
			千厩町				
			構井田				
			一関地区合計	0	0	160	
	沿岸	釜石市	岡石		10	204	
					0	10	204
		大槌町	安渡		8	390	
			大町		4	95	
			本町		17	225	
			大槌地区内合計	0	29	710	
	宮古	宮古市	佐原第2	10			
			宮町	3			
			磯鶏	1			
			実田	30			
			八木沢第2			729	
				鴨崎	33		
山田町		豊間根	5				
		織笠	20				
	大沢	3					
		宮古地区内合計	105	0	729		
		合計	105	39	2,817		

7 団地内日常点検（建物、附帯施設設備及び敷地）

(1) 目的

団地内の建物、附帯施設設備及び敷地を定期的に点検し、異常箇所等を早期に発見し、安全で快適な住環境の維持を目的とする。

(2) 対象団地等

① 建物関係

屋根、外壁、ひさし、とい、軒天井、床、階段、廊下、バルコニー及び建具等

② 共同施設関係

遊具、駐車場、フェンス、擁壁、団地内道路及び排水施設等

③ その他

上記以外で団地の維持保全上必要となるもの

(3) 業務内容

① 巡回点検（月1回）

目視やテストハンマー等の軽微な道具により実施

② 遊具の点検（年1回）

「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」に基づき実施

団地施設一覧:遊具

種別	地区	市区町村名	団地名	団地内遊具数						
				回転遊具	ブランコ	シーソー	滑り台	ジャングルジム	鉄棒	その他遊具
県営住宅	盛岡	盛岡市	加賀野					1		
			青山				1		ロッキング遊具2	
			みたけ	1			1	1		
			備後第1	1		1		1		
			備後第2				2		ロッキング遊具4	
			つつじが丘	1						
			岩脇緑が丘	2		1			1	
			松園	1			4			
			松園東	3		2	1		3	
			松園西	2		5	2		2	
			松園北	4			1	2	3	
			湯沢	3		2	5		2	
			みたけ北			1	2		1	
			夕顔瀬			1	1		ロッキング遊具2	
			厨川			1	1			
	上堂				1		ロッキング遊具2、コンビネーション1			
	緑が丘						ロッキング遊具2、ウッドステーション			
	厨川北				2		ロッキング遊具2、ウッドステーション			
	月が丘				1		ロッキング遊具2			
	盛岡地区内合計				0	18	13	25	5	12
	花巻	花巻市	宮野目		1			1	1	スツール4
			天下田		1					1
			万丁目		1			1		
	花巻地区内合計				0	3	0	2	1	1
	北上	北上市	藤沢		1			1		1
			大堤		1					1
			蒲沢					1		
	北上地区内合計				0	2	0	2	0	2
	県南	水沢区	北野		1			1		スツール1
			内匠田		1	1	1		スツール2	
			常盤		1	1	1		1	
			金ヶ崎町		1	1	1		1	
			羽沢		1	1	1		1	
	奥州地区内合計				0	4	3	4	0	2
	一関	一関市	駒下		1			1	1	
			関が丘第2		1		1	1		
			銅谷		1		1		1	リンク遊具2
	一関地区内合計				0	3	0	3	2	0
	大船渡	大船渡市	長谷堂		1			1		1
赤沢				1			1		1	
明神前						1	1			
大船渡地区内合計				0	2	1	3	0	2	
釜石	釜石市	大平		1						
		日向		1	1					
		上平田		1	1	2		1	リンク遊具2	
釜石地区内合計				0	3	2	2	0	1	
宮古	宮古市	山口		1						
		佐原		2						
		八木沢		1			1			
		西ヶ丘				1	1		1	リンク遊具3
		西ヶ丘北					1	1		1
宮古地区内合計				0	4	1	3	1	2	
二戸	二戸市	石切所				1				
		二戸地区内合計				0	0	1	0	0
県営住宅合計				0	39	21	44	9	22	

様式第 1 号

平成 年 月 日

岩手県知事 達増 拓也 様

申請者（代表団体）

所在地

団体名

代表者氏名

印

県営住宅等指定管理者指定申請書

県営住宅及び県営特定公共賃貸住宅（共同施設含む。）に係る指定管理者の指定を受けたいので、公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第 2 条の規定に基づき、下記書類を添付して申請します。

記

申請書類一覧

○県営住宅等指定管理者指定申請書（様式第 1 号）
○グループ申請構成表（様式第 2 号）
○法人等概要書（様式第 3 号）
○賃貸住宅管理実績書（様式第 4 号）
○県営住宅等事業計画書（様式第 5 号）
○支出計画書（様式第 6 号）
○誓約書（様式第 7 号）
○申請者に係る書類
①法人等概要書（様式第 3 号）へ団体概要を示すパンフレット等があれば添付
②定款又は寄付行為（又は定款等に代わる規約）
③法人登記簿謄本又は登記事項証明書（又は代表者の住民票の写し）
④申請日の属する会計年度の収支予算書
⑤過去 3 会計年度分の収支計算書、貸借対照表及び損益計算書（又は、過去 3 会計年度分の収支計算書）
⑥前年度の事業報告書
⑦直近の納税証明書その 1（法人税、法人都道府県税、法人事業税、消費税及び地方消費税）
⑧役員名簿

グループ申請構成表

平成 年 月 日

代表団体	団体名	
	所在地	
	代表者名	
	主に担当する業務	
構成団体A	団体名	
	所在地	
	代表者名	
	主に担当する業務	
構成団体B	団体名	
	所在地	
	代表者名	
	主に担当する業務	

様式第3号

法人等概要書

平成 年 月 日作成

本社若しくは本部	団体の名称				
	所在地		電話番号		
	代表者氏名		FAX 番号		
岩手県内の事業所	名称				
	所在地		電話番号		
	代表者氏名		FAX 番号		
従業者数					
1級又は2級建築士の数					
沿革					
業務内容					
主な業務実績					
財務状況 (単位：千円)		年 度	27年度	28年度	29年度
		総収入			
		総支出			
		当期損益			
		累積損益			
連絡先	担当者氏名		電話番号		
	部署・職名		FAX番号		
	メールアドレス				

県営住宅等事業計画書

法人等の名称

1 県営住宅等の管理に当たっての基本方針

(1) 業務運営の考え方

(県営住宅等制度の趣旨を実現するための基本的な姿勢などを記入すること。)

(2) 法令の遵守

(法令遵守のための体制、研修計画などを記入すること。)

2 業務の実施体制

(1) 職員の体制

(法人等の職員のうち、指定管理業務に従事する者の体制を記入すること。)

(2) 緊急時の体制

(休日・夜間や災害発生時の体制を記入してください。)

3 「管理業務」の実施方針

(1) 入居者募集に関する業務

ア 入居者の募集

(広報の方法、郵送又は窓口での受付方法などを記入すること。)

イ 入居希望者等への説明

(入居希望者への対応、入居予定者への説明方法などを記入すること。)

(2) 滞納家賃等納入督促業務

ア 納入督促の体制

(納入督促員の数、分担などを記入すること。)

イ 滞納者への対応

(家賃等滞納者への接し方、効果的な督促方法などを記入すること。)

ウ 家賃等の直接収納体制

(現金の管理・保管体制などを記入すること。)

(3) 駐車場管理業務

(駐車場の管理方法、迷惑駐車対策などを記入すること。)

4 「維持修繕及び保守点検業務」の実施方針

(1) 方針とそれに向けた工夫

(維持修繕及び保守点検を実施するに当たっての方針とそれを実現するために工夫する点などを記入すること。)

(2) 適正な維持修繕に向けた取組み

(維持修繕費用の執行について公平性・透明性の確保に向けた取組みなどを記入すること。)

5 入居者等からの苦情・要望に対する方針

(1) 苦情・要望への対応

(入居者等からの苦情・要望へ対応するに当たっての考え方などを記入すること。)

(2) 担当職員の配置と育成

(担当職員の配置、育成方法などを記入すること。)

6 情報の管理

(1) 個人情報保護の体制

(個人情報の管理方法、情報保護の体制などを記入すること。)

(2) 県営住宅管理システムの設置及び処理体制

(セキュリティ体制、システムの運用方針などを記入すること。)

7 収支計画の妥当性

(別紙支出予算書を補足する内容、経費節減策などを記入してください。)

8 社会的使命への対応

(法人等による社会貢献活動や環境に配慮した取組みなどを記入してください。)

9 その他

(業務仕様書に掲げる業務について、入居者サービスの向上につながる独自の提案があれば記入してください。)

様式第6号

支 出 計 画 書

(単位：千円)

項 目		2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	合計
人 件 費	正 職 員						
	臨 時 職 員						
	非 常 勤 職 員						
	小 計						
事 務 費 ・ 一 般 管 理 費	旅 費						
	消 耗 品 費						
	印 刷 費						
	通 信 運 搬 費						
	事 務 所 賃 借 料						
	パ [。] リコリース料						
	車 両 リ ー ス 料						
	そ の 他						
	一 般 管 理 費						
	小 計						
合 計							

注：税抜きで記載のこと。

様式第7号

誓約書

平成 年 月 日

岩手県知事

様

所在地

団体名

代表者氏名

印

県営住宅及び県営特定公共賃貸住宅（共同施設含む。）の指定管理者の申請を行うにあたり、下記について真実に相違ありません。

記

- 1 第4期県営住宅等指定管理者募集要項7の申請資格要件を満たしています。
- 2 提出した申請書類には虚偽又は不正はありません。

県営住宅等指定管理者募集に関する質問書

所在地：
 団体名：
 所属・職名：
 担当者氏名：
 電話番号：
 FAX番号：
 メールアドレス：

No.	日付	資料名	ページ	項目番号	質問内容	回答	回答日
1						県記入欄	県記入欄
2						県記入欄	県記入欄
3						県記入欄	県記入欄
4						県記入欄	県記入欄
5						県記入欄	県記入欄

※電子メールに添付して提出してください。

改正

平成11年3月23日条例第48号
平成12年3月28日条例第46号
平成12年7月14日条例第59号
平成12年10月12日条例第70号
平成12年12月18日条例第84号
平成14年7月5日条例第51号
平成15年3月19日条例第30号
平成15年7月14日条例第54号
平成16年10月14日条例第53号
平成17年7月11日条例第55号
平成17年10月11日条例第65号
平成17年12月15日条例第96号
平成18年7月10日条例第51号
平成19年10月19日条例第61号
平成20年3月27日条例第14号
平成24年10月18日条例第93号
平成25年3月29日条例第31号
平成25年10月18日条例第70号
平成25年12月13日条例第74号
平成26年3月28日条例第65号
平成26年7月11日条例第95号
平成26年10月20日条例第104号
平成26年12月22日条例第120号
平成27年3月27日条例第39号
平成27年12月21日条例第82号
平成28年3月25日条例第45号
平成28年7月15日条例第65号
平成29年7月18日条例第37号
平成29年12月21日条例第53号

県営住宅等条例をここに公布する。

県営住宅等条例

県営住宅条例（昭和35年岩手県条例第15号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 県営住宅等の設置（第3条）
- 第2章の2 県営住宅等の整備基準（第3条の2－第3条の16）
- 第3章 県営住宅の管理（第4条－第33条）
- 第4章 社会福祉事業等への使用（第34条－第39条）
- 第5章 駐車場の管理（第40条－第49条）
- 第6章 雑則（第50条－第53条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、県営住宅等の設置、整備及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。
一部改正〔平成24年条例93号〕

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 県営住宅 県が建設、買取り又は借上げを行い、県民に賃貸し、又は転貸するための住宅及びその附帯施設で、公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）の規定による国の補助に係るものをいう。
- (2) 共同施設 法第2条第9号に規定する共同施設をいう。
- (3) 県営住宅等 県営住宅及び共同施設をいう。
- (4) 収入 公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号。以下「政令」という。）第1条第3号に規定する収入をいう。
- (5) 県営住宅建替事業 県が施行する法第2条第15号に規定する公営住宅建替事業及び県営住宅若しくは県営住宅等が災害その他の特別の事由によりこれらを引き続いて管理することが不適当であると認める場合又は県営住宅若しくは県営住宅等が法第44条第3項の国土交通大臣の定める期間を経過した場合において、当該県営住宅又は県営住宅等の用途の廃止を行い、これらを除却した後の跡地を利用して、新たに県営住宅又は県営住宅等を建設する事業をいう。
- (6) 県営住宅住戸改善事業 床面積の増加等による居住水準の向上等を図るため、県が現に存する県営住宅を適切な規模、構造又は設備のものに改善する事業をいう。
- (7) 住宅監理員 法第33条の規定に基づき知事が任命する者をいう。

一部改正〔平成12年条例46号・84号〕

第2章 県営住宅等の設置

(設置)

第3条 県営住宅等を別表のとおり設置する。

第2章の2 県営住宅等の整備基準

追加〔平成24年条例93号〕

(健全な地域社会の形成)

第3条の2 県営住宅等は、その周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するように考慮して整備しなければならない。

追加〔平成24年条例93号〕

(良好な居住環境の確保)

第3条の3 県営住宅等は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者等にとって便利で快適なものとなるように整備しなければならない。

追加〔平成24年条例93号〕

(費用の縮減への配慮)

第3条の4 県営住宅等の建設に当たっては、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努めることにより、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮しなければならない。

追加〔平成24年条例93号〕

(位置の選定)

第3条の5 県営住宅等の敷地（以下「敷地」という。）の位置は、災害の発生のおそれが多い土地及び公害等により居住環境が著しく阻害されるおそれがある土地をできる限り避け、かつ、通勤、通学、日用品の購買その他入居者の日常生活の利便を考慮して選定されたものでなければならない。

追加〔平成24年条例93号〕

(敷地の安全等)

第3条の6 敷地が地盤の軟弱な土地、崖崩れ又は出水のおそれがある土地その他これらに類する土地であるときは、当該敷地に地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置が講じられていなければならない。

2 敷地には、雨水及び汚水を有効に排出し、又は処理するために必要な施設が設けられていなければならない。

追加〔平成24年条例93号〕

(住棟等の基準)

第3条の7 住棟その他の建築物は、敷地内及びその周辺の地域の良い居住環境を確保するために必要な日照、通風、採光、開放性及び入居者の私生活、災害の防止、騒音等による居住環境の阻害の防止等を考慮した配置でなければならない。

追加〔平成24年条例93号〕

(住宅の基準)

- 第3条の8 住宅には、防火、避難及び防犯のための適切な措置が講じられていなければならない。
- 2 住宅には、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止その他の住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るための措置として規則で定めるものが講じられていなければならない。ただし、法第2条第4号に規定する公営住宅の買取り又は同条第6号に規定する公営住宅の借上げ（県営住宅の用に供することを目的として建設された住宅及びその附帯施設の買取り又は借上げを除き、地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成17年法律第79号）第2条第1項に規定する公的賃貸住宅等を買取り、又は賃借する場合にあっては、同法第6条第1項に規定する地域住宅計画に基づき実施される買取り又は借上げに限る。）に係る県営住宅については、この限りでない。
- 3 住宅の床及び外壁の開口部には、当該部分の遮音性能の確保を適切に図るための措置として規則で定めるものが講じられていなければならない。ただし、前項ただし書に規定する県営住宅については、この限りでない。
- 4 住宅の構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。）及びこれと一体的に整備される部分には、当該部分の劣化の軽減を適切に図るための措置として規則で定めるものが講じられていなければならない。ただし、第2項ただし書に規定する県営住宅については、この限りでない。
- 5 住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管には、構造耐力上主要な部分に影響を及ぼすことなく点検及び補修を行うことができるための措置として規則で定めるものが講じられていなければならない。ただし、第2項ただし書に規定する県営住宅については、この限りでない。

追加〔平成24年条例93号〕

(住戸の基準)

- 第3条の9 県営住宅の一戸の床面積の合計（共同住宅においては、共用部分の床面積を除く。）は、25平方メートル以上とする。ただし、共用部分に共同して利用するための適切な台所及び浴室を設ける場合は、この限りでない。
- 2 県営住宅の各住戸には、台所、水洗便所、洗面設備及び浴室並びにテレビジョン放送（放送法（昭和25年法律第132号）第2条第18号に規定するテレビジョン放送をいう。）を受信するための設備及び電話の配線が設けられていなければならない。ただし、共用部分に共同して利用するための適切な台所又は浴室を設けることにより、各住戸部分に設ける場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあっては、各住戸部分に台所又は浴室を設けることを要しない。
- 3 県営住宅の各住戸には、居室内における化学物質の発散による衛生上の支障の防止を図るための措置として規則で定めるものが講じられていなければならない。ただし、前条第2項ただし書に規定する県営住宅については、この限りでない。

追加〔平成24年条例93号〕

(住戸内の各部)

- 第3条の10 住戸内の各部には、移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置その他の高齢者等が日常生活を支障なく営むことができるための措置として規則で定めるものが講じられていなければならない。ただし、第3条の8第2項ただし書に規定する県営住宅については、この限りでない。

追加〔平成24年条例93号〕

(共用部分)

- 第3条の11 県営住宅の通行の用に供する共用部分には、高齢者等の移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置として規則で定めるものが講じられていなければならない。ただし、第3条の8第2項ただし書に規定する県営住宅については、この限りでない。

追加〔平成24年条例93号〕

(附帯施設)

- 第3条の12 敷地内には、必要な自転車置場、物置、ごみ置場等の附帯施設が設けられていなければならない。
- 2 前項の附帯施設は、入居者の衛生、利便等及び良好な居住環境の確保に支障が生じないように考

慮されたものでなければならない。

追加〔平成24年条例93号〕

(児童遊園)

第3条の13 児童遊園の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟の配置等に応じて、入居者の利便及び児童等の安全を確保した適切なものでなければならない。

追加〔平成24年条例93号〕

(集会所)

第3条の14 集会所の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟及び児童遊園の配置等に応じて、入居者の利便を確保した適切なものでなければならない。

追加〔平成24年条例93号〕

(広場及び緑地)

第3条の15 広場及び緑地の位置及び規模は、良好な居住環境の維持増進に資するように考慮されたものでなければならない。

追加〔平成24年条例93号〕

(通路)

第3条の16 敷地内の通路は、敷地の規模及び形状、住棟その他の建築物の配置並びに周辺状況に応じて、日常生活の利便、通行の安全、災害の防止、環境の保全等に支障がないような規模及び構造で合理的に配置されたものでなければならない。

2 通路における階段は、高齢者等の通行の安全に配慮し、必要な補助手すり又は傾斜路が設けられていなければならない。

追加〔平成24年条例93号〕

第3章 県営住宅の管理

(入居者の公募)

第4条 入居者は、法第22条第1項に規定する場合において特定の者を県営住宅に入居させる場合を除くほか、公募する。

(入居者資格)

第5条 県営住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件（老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者については第2号から第7号までに掲げる条件、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第20条に規定する被災者等並びに福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第27条に規定する特定帰還者及び同法第39条に規定する居住制限者については第3号から第7号までに掲げる条件）を具備する者でなければならない。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下この条、第7条第3項、第11条第1項及び附則第8項において同じ。）があること。

(2) その者の収入がアからオまでに掲げる場合に応じ、それぞれアからオまでに掲げる金額を超えないこと。

ア 入居者又は同居者に次のいずれかに該当する者がある場合 214,000円

(ア) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの

(イ) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの

(ウ) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

(エ) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

(オ) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

イ 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合 214,000円

ウ 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合 214,000円

エ 災害により滅失した住宅に居住していた者が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚(じん)災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定に基づく国の補助に係る県営住宅又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において県が当該災害により滅失した住宅に居住していた者に転貸するため借り上げた県営住宅に入居する場合 214,000円(当該災害の発生の日から3年を経過した後は、158,000円)

オ アからエまでに掲げる場合以外の場合 158,000円

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

(4) 住宅の明渡し(第32条第1項第1号から第6号までのいずれかに該当し、かつ、同項の規定に基づく県営住宅の明渡し請求を受けたことによる当該県営住宅の明渡し又は県営特定公共賃貸住宅等条例(平成9年岩手県条例第76号)第25条第1項の規定に基づく県営特定公共賃貸住宅の明渡し請求を受けたことによる当該県営特定公共賃貸住宅の明渡しをいう。以下この条において同じ。)を行った者が入居しようとする場合又は同居しようとする者に含まれる場合にあっては、当該住宅の明渡しのあった日から2年を経過し、かつ、次に掲げる債務を負っていないこと。

ア 当該住宅の明渡しの原因となった行為に係る県に対する金銭債務

イ 第18条第3号又は県営特定公共賃貸住宅等条例第17条第3号の費用に係る債務

ウ 第32条第3項又は県営特定公共賃貸住宅等条例第25条第2項の金銭に係る債務

(5) 住宅の明渡しを行った者と同居していた者のうち当該住宅の明渡しの原因となった行為をした者(当該行為をした時成年であった者(婚姻により成年に達したものとみなされていた者を含む。))に限る。)が入居しようとする場合又は同居しようとする者に含まれる場合にあっては、当該住宅の明渡しのあった日から2年を経過していること。

(6) 住宅の明渡し(第32条第1項第2号又は県営特定公共賃貸住宅等条例第25条第1項第2号に規定する家賃の滞納により行われた場合において当該家賃について民法(明治29年法律第87号)第761条の規定により債務を負っていた者が入居しようとする場合又は同居しようとする者に含まれる場合にあっては、当該家賃に係る債務を負っていないこと。

(7) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。

一部改正〔平成12年条例70号・15年54号・19年61号・24年93号・25年70号・27年82号〕

(入居許可の申請)

第6条 県営住宅に入居しようとする者は、知事に申請し、その許可を受けなければならない。

(入居予定者の選考)

第7条 入居の申込みをした者の数が入居させるべき県営住宅の戸数を超える場合の入居予定者の選考は、政令第7条各号のいずれかに該当する者について行う。

2 前項の規定により選考された者の数が、入居させるべき県営住宅の戸数を超える場合は、公開抽せんによってその戸数に相当する入居予定者を決定する。

3 知事は、20歳未満の子を扶養している配偶者のない者、引揚者、北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律(平成14年法律第143号)第2条第1項第5号に規定する帰国被害者等又は規則で定める要件を備えている老人、心身障害者(現に同居し、又は同居しようとする親族が心身障害者である者を含む。)、配偶者からの暴力の被害者、犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)第2条第2項に規定する犯罪被害者等(配偶者からの暴力の被害者を除く。)
若しくは平成23年3月11日において東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律(平成24年法律第48号)第8条第1項に規定する支援対象地域に居住していた者で速やかに住宅に入居することを必要としているものについては、前項の規定にかかわらず、優先的に、入居予定者として決定することができる。

一部改正〔平成15年条例30号・16年53号・18年51号・25年31号・26年104号・27年82号〕

(入居補欠者)

第8条 前条の規定に基づいて入居予定者を選考する場合においては、知事が必要と認める数の入居補欠者を、入居順位を定めて決定するものとする。

2 前項の入居補欠者は、入居予定者が棄権し、若しくは失格したとき、又は入居を許可された者が

第10条の規定による許可の取消しを受けたときは、その入居順位に従って入居予定者となる。

(入居の許可)

第9条 知事は、入居予定者について、第5条に定める入居者資格について実態調査を行い、適当と認められた者に対して入居を許可する。

(入居許可の取消し)

第10条 知事は、入居を許可された者(以下「入居者」という。)が規則で定めるところにより入居しないときは、入居の許可を取り消すことができる。

(同居の承認)

第11条 入居者は、県営住宅の入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、知事の承認を得なければならない。

2 知事は、前項の入居者が同居させようとする者が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。

一部改正〔平成19年条例61号〕

(入居の承継)

第12条 入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該県営住宅に居住しようとするときは、当該入居者と同居していた者は、知事の承認を得なければならない。

2 知事は、前項の引き続き居住しようとする者(同居者を含む。)が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。

一部改正〔平成19年条例61号〕

(家賃)

第13条 県営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第2項の規定により認定された収入(同条第3項の規定により更正された場合にあっては、その更正後の収入。第24条において同じ。)に基づき、近傍同種の住宅の家賃(第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。)以下で、政令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、法第34条の規定に基づく請求を行ったにもかかわらず、県営住宅の入居者がその請求に応じないときは、当該県営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。

2 政令第2条第1項第4号に規定する事業主体の定める数値は、知事が別に定める。

3 第1項の近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、政令第3条に規定する方法により算出した額とする。

(収入の申告等)

第14条 入居者は、毎年度、知事に対し、収入を申告しなければならない。

2 知事は、前項の規定による収入の申告に基づき、収入の額を認定し、当該額を入居者に通知する。

3 入居者は、知事に対し、前項の認定について、規則で定めるところにより、意見を述べることができる。この場合において、知事は、当該意見に理由があると認めるときは、当該認定を更正するものとする。

(家賃の減免等)

第15条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、規則で定めるところにより、家賃を減免し、敷金を免除し、又は家賃若しくは敷金の徴収を猶予することができる。

(1) 収入が著しく低額であるとき。

(2) 入居者又は同居者が病気にかかっているとき。

(3) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。

(4) その他前3号に準ずる特別の事情があるとき。

(家賃の徴収)

第16条 家賃は、知事が入居を指定した日又は知事の承認を得た日から県営住宅を返還した日又は知事が明渡しを指定した日(当該指定をした日前に明け渡したときは、その日)までの期間について、徴収する。

2 家賃は、月の末日(月の途中で返還し、又は明け渡した場合は、その日)までにその月分を納付しなければならない。

3 県営住宅の使用期間が1月に満たないときは、その月の家賃は、日割計算とする。

4 入居者が第31条第1項の届出をしないで住宅を立ち退いたときは、第1項の規定にかかわらず、

知事が返還した日を認定し、その日までの家賃を徴収する。

(敷金)

第17条 敷金は、入居の際徴収するものとし、その額は、入居時における家賃の3月分に相当する額とする。

2 前項の敷金は、入居者が県営住宅を返還し、又は明け渡したときに還付する。この場合において、未納の家賃、損害賠償金又は第27条第2項若しくは第32条第3項の金銭があるときは、敷金のうちからこれらを控除して還付するものとする。

3 敷金には、利子をつけない。

(入居者の費用負担義務)

第18条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。

(1) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料

(2) 汚物及びじんかいの処理に要する費用

(3) 畳及びふすまの表替え、障子の張替え、ガラス、給水栓、点滅器等の取替えその他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用

(4) 共同施設の通常の維持に要する費用

(入居者の保管義務)

第19条 入居者は、県営住宅又は共同施設の使用について必要な注意を払い、正常な状態において維持しなければならない。

2 入居者は、自己の責めに帰すべき事由によって県営住宅又は共同施設を滅失し、又は毀(き)損したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

第20条 入居者は、県営住宅を引き続き15日以上使用しないときは、あらかじめ知事に届け出なければならない。

第21条 入居者は、県営住宅を他の者に貸し、又は入居の権利を他の者に譲渡してはならない。

第22条 入居者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、知事の承認を得なければならない。

(1) 県営住宅の一部を住宅以外の用途に使用しようとするとき。

(2) 県営住宅を模様替えし、又は増築しようとするとき。

2 前項第2号の場合において、承認を得ずに県営住宅を模様替えし、又は増築したときは、知事は、入居者に対し、原状の回復又は撤去を命ずることができる。

第23条 入居者は、騒音、振動、悪臭等により、他の入居者に迷惑をかけ、又は生活環境を乱す行為をしてはならない。

(収入超過者等の認定)

第24条 知事は、毎年度、第14条第2項の規定により認定した入居者の収入の額が第5条第2号の金額を超え、かつ、当該入居者が県営住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知する。

2 知事は、第14条第2項の規定により認定した入居者の収入の額が最近2年間引き続き政令第9条に規定する金額を超え、かつ、当該入居者が県営住宅に引き続き5年以上入居しているときは、当該入居者を高額所得者として認定し、その旨を通知する。

3 入居者は、知事に対し、前2項の認定について、規則で定めるところにより、意見を述べることができる。この場合において、知事は、当該意見に理由があると認めるときは、当該認定を更正するものとする。

(収入超過者に対する家賃)

第25条 前条第1項の規定により、収入超過者と認定された入居者は、第13条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該入居者が期間中に県営住宅を返還し、又は明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該返還の日又は明渡しの日までの間)、毎月の家賃として、近傍同種の住宅の家賃以下で、政令第8条第2項に規定する方法により算出した額を支払わなければならない。

2 第15条及び第16条の規定は、前項の家賃について準用する。

(高額所得者に対する明渡しの請求)

第26条 知事は、第24条第2項の規定により、入居者を高額所得者と認定した場合においては、当該入居者に対し、期限を定めて、当該県営住宅の明渡しを請求するものとする。

- 2 前項の期限は、同項の規定による請求をする日の翌日から起算して6月を経過した日以後の日でなければならない。
- 3 第1項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに、当該県営住宅を明け渡さなければならない。
- 4 知事は、第1項の規定による請求を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合において、その者から申出があったときは、同項の期限を延長することができる。
 - (1) 入居者又は同居者が病気にかかっているとき。
 - (2) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。
 - (3) その他特別の事情があるとき。

(高額所得者に対する家賃等)

第27条 第24条第2項の規定により、高額所得者と認定された入居者は、第13条第1項及び第25条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該入居者が期間中に県営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間)、毎月の家賃として、近傍同種の住宅の家賃を支払わなければならない。

- 2 知事は、前条第1項の規定による請求を受けた入居者が同項の期限が到来しても県営住宅を明け渡さない場合には、同項の期限が到来した日の翌日から当該県営住宅の明渡しを行う日までの期間について、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で、別に定める額の金銭を徴収することができる。
- 3 第15条の規定は第1項の家賃及び前項の金銭について、第16条の規定は第1項の家賃について準用する。

(建替事業による明渡しの請求)

第28条 知事は、県営住宅建替事業のうち法第2条第15号に規定する公営住宅建替事業の施行に伴い、現に存する県営住宅を除却するため必要があると認めるときは、法第37条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定による通知をした後、当該県営住宅の入居者に対し、期限を定めて、その明渡しを請求するものとする。

- 2 前項の期限は、同項の規定による請求をする日の翌日から起算して3月を経過した日以後の日でなければならない。
- 3 第1項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに、当該県営住宅を明け渡さなければならない。

一部改正〔平成12年条例46号・24年93号〕

(新たに整備される県営住宅への入居)

第29条 県営住宅建替事業のうち法第2条第15号に規定する公営住宅建替事業の施行により除却すべき県営住宅の除却前の最終の入居者が、当該事業により新たに整備される県営住宅に入居しようとするときは、規則で定めるところにより、入居の申出をしなければならない。

- 2 前項の規定による入居の申出をした者については、第5条及び第6条の規定は、適用しない。

(県営住宅建替事業等に係る家賃の特例)

第30条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合において、新たに入居した県営住宅の家賃が従前の県営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第13条第1項、第25条第1項又は第27条第1項の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。

- (1) 県営住宅建替事業の施行に伴い、除却すべき県営住宅の入居者が新たに整備された県営住宅又は他の県営住宅に入居したとき。
- (2) 県営住宅住戸改善事業の施行に伴い、改善すべき県営住宅の入居者が新たに改善された県営住宅又は他の県営住宅に入居したとき。
- (3) 県営住宅の用途の廃止による県営住宅の除却に伴い、当該県営住宅の入居者が他の県営住宅に入居したとき。

(検査等)

第31条 入居者は、県営住宅を返還しようとするときは、返還しようとする日前10日までに知事に届け出て、住宅監理員又は知事の指定する職員の検査を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による場合のほか、県営住宅の管理上必要があると認めるときは、住宅監理

員又は知事の指定する職員に、随時県営住宅の検査をさせ、又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。

3 前項の検査において、現に使用している県営住宅に立ち入るときは、あらかじめ県営住宅の入居者の承諾を得なければならない。

4 検査に当たる者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(住宅の明渡し請求)

第32条 知事は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該入居者に対して、県営住宅の明渡しを請求することができる。

(1) 不正の行為によって入居したとき。

(2) 家賃を3月分以上滞納したとき。

(3) 正当な事由によらないで30日以上県営住宅を使用しないとき。

(4) 県営住宅又は共同施設を故意に毀(き)損したとき。

(5) 第11条第1項及び第19条から第23条までの規定に違反したとき。

(6) その者又はその同居者が暴力団員であるとき。

(7) 県営住宅の借上げの期間が満了するとき。

2 入居者は、前項の規定により、県営住宅の明渡し請求を受けたときは、速やかに、当該県営住宅を明け渡さなければならない。

3 入居者は、第1項第1号から第6号までのいずれかに該当することにより県営住宅の明渡し請求を受けたときは、知事が明渡しを指定した日の翌日から明渡しの日までの期間の近傍同種の住宅の家賃の2倍に相当する額以下で、知事が定める額の金銭を支払わなければならない。

一部改正〔平成19年条例61号〕

(住宅管理人)

第33条 知事は、住宅監理員の職務を補佐させるため、住宅管理人を置くことができる。

2 住宅管理人は、県営住宅入居者のうちから知事が任命する。

第4章 社会福祉事業等への使用

(社会福祉法人等による県営住宅の使用等)

第34条 知事は、県営住宅を法第45条第1項に規定する社会福祉法人等(以下「社会福祉法人等」という。)に住宅として使用させることが必要であると認める場合においては、県営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、当該県営住宅を社会福祉法人等に使用させることができる。

一部改正〔平成11年条例48号・12年59号・14年51号・15年30号・17年65号・18年51号〕

(使用の許可)

第35条 前条の規定に基づき県営住宅を使用しようとする社会福祉法人等は、知事の許可を受けなければならない。

2 知事は、前項の許可に条件を付することができる。

(使用料)

第36条 使用料は、近傍同種の住宅の家賃以下で知事が定める。

(準用)

第37条 社会福祉法人等による県営住宅の使用については、第16条、第18条から第23条まで、第28条及び第31条第1項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「使用料」と、「入居者」とあるのは「社会福祉法人等」と読み替えるものとする。

(報告の請求)

第38条 知事は、県営住宅の適正かつ合理的な管理を行うために必要があると認めるときは、県営住宅を使用している社会福祉法人等に対して、当該県営住宅の使用状況を報告させることができる。

(使用許可の取消し等)

第39条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第35条第1項の許可を受けた社会福祉法人等に対し、当該許可を取り消し、同条第2項の条件を変更し、又は県営住宅の明渡しを命ずることができる。

(1) 第35条第2項の条件に違反したとき。

(2) 県営住宅の適正かつ合理的な管理に支障があると認めるとき。

第5章 駐車場の管理

(利用の許可)

第40条 駐車場を利用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 知事は、前項の利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の許可をしてはならない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。
- (3) 入居者又は同居者の利用でないと認めるとき。
- (4) 家賃を滞納している入居者又はその同居者の利用であると認めるとき。
- (5) その他駐車場の管理上適当でないと認めるとき。

3 知事は、駐車場の管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付することができる。
(行為の禁止)

第41条 駐車場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失すること。
- (2) 指定された駐車場以外の場所に自動車を乗り入れ、又は駐車すること。
- (3) 駐車場の現状を変更し、又はこれに工作物等を設置すること。
- (4) 発火性若しくは引火性の物品又は他の者の駐車に支障となる物品を持ち込むこと。
- (5) 駐車場を自動車の駐車以外の用途に供すること。
- (6) 駐車場を他の者に貸すこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼす行為をすること。

(利用者の決定)

第42条 第40条第1項の許可の申請者の数が利用させるべき駐車場の区画の数を超える場合は、公開抽せんによって駐車場を利用する者（以下「利用者」という。）を決定する。

2 心身障害者（同居者が心身障害者である者を含む。）で駐車場を特に必要としているもの等については、前項の規定にかかわらず、優先的に、利用者として決定することができる。

(利用許可の取消し等)

第43条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第40条第1項の許可を受けた者に対し、当該許可を取り消し、同条第3項の条件を変更し、又は駐車場の明渡しを命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定による処分に違反したとき。
- (2) 第40条第3項の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他の不正な手段により第40条第1項の許可を受けたとき。
- (4) 利用料を滞納したとき。
- (5) 正当な事由によらないで引き続き15日以上駐車場を利用しないとき。
- (6) 家賃を滞納したとき。
- (7) 駐車場の管理上必要があると認めるとき。
- (8) その他公益上やむを得ない必要が生じたとき。

(利用料)

第44条 利用料は、償却費、修繕費、管理事務費等について別に定める方法により算出した額の合計額に公課を加えたものの月割額を限度として、近傍同種の駐車場の料金を勘案の上、知事が定める。

(利用料の減免等)

第45条 知事は、第15条各号のいずれかに該当する場合は、規則で定めるところにより、利用料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。

(利用料の徴収)

第46条 利用者が第48条第2項の届出をしないで駐車場の利用を中止したときは、知事が認定した日までの利用料を徴収することができる。

2 第16条第1項から第3項までの規定は、利用料について準用する。

(利用料の不還付)

第47条 既納の利用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 第43条第7号又は第8号の規定に基づき知事が利用の許可を取り消したとき。

(2) 利用者の責めに帰することができない理由により利用することができなくなったとき。

(3) その他知事が特別の理由があると認めるとき。

(不使用及び返還)

第48条 利用者は、駐車場を引き続き15日以上利用しないときは、あらかじめ知事に届け出なければならない。

2 利用者は、駐車場を返還しようとするときは、返還しようとする日前7日までに知事に届け出なければならない。

(自動車等の盗難等に対する免責)

第49条 県は、駐車場内における自動車等の盗難、損傷等について、その責めを負わない。

第6章 雑則

(指定管理者による管理)

第50条 県営住宅等の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

一部改正〔平成17年条例96号〕

(指定管理者が行う業務の範囲)

第50条の2 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 県営住宅等の維持管理に関する業務

(2) 県営住宅等の利用の促進に関する業務

(3) その他県営住宅等の円滑な利用の確保に関する業務

追加〔平成17年条例96号〕

(許可等に関する意見聴取)

第51条 知事は、第9条の許可若しくは第11条第1項若しくは第12条第1項の承認をしようとするとき、又は現に県営住宅に入居している者(同居している者を含む。)について特に必要があると認めるときは、第5条第7号、第11条第2項、第12条第2項及び第32条第1項第6号に該当する事由の有無に関し、警察本部長の意見を聴くことができる。

追加〔平成19年条例61号〕

(知事への意見)

第52条 警察本部長は、現に県営住宅に入居している者(同居している者を含む。)について、第32条第1項第6号に該当する事由の有無に関し、知事に対し、意見を述べることができる。

追加〔平成19年条例61号〕

(補則)

第53条 この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定める。

一部改正〔平成19年条例61号〕

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の県営住宅条例(以下「改正前の条例」という。)別表に掲げる県営住宅若しくは共同施設又は駐車場については、平成10年3月31日までの間は、この条例による改正後の県営住宅等条例(以下「改正後の条例」という。)第2条第4号、第5条、第9条、第11条から第15条まで、第17条、第21条、第24条から第28条まで、第30条、第32条、第40条、第42条、第43条、第45条及び第47条の規定は適用せず、改正前の条例第2条第6号、第5条、第9条、第11条から第12条まで、第14条、第18条、第19条の3から第20条の3まで、第22条、第24条、第26条、第27条、第28条の2及び第30条の規定は、なおその効力を有する。

3 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の条例の規定の適用については、これらの規定のうち次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条第6号	政令第1条第3号	公営住宅法施行令の一部を改正する政令(平成8年政令第248号。以下「平成8年改正政令」という。)附
--------	----------	---

		則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成8年改正政令による改正前の公営住宅法施行令（以下「旧政令」という。）第1条第3号
第5条	法第17条	公営住宅法の一部を改正する法律（平成8年法律第55号。以下「平成8年改正法」という。）附則第3項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成8年改正法による改正前の公営住宅法（以下「旧法」という。）第17条
第11条	法第12条第1項	平成8年改正法附則第3項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第12条第1項
	政令第4条	平成8年改正政令附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧政令第4条
第11条の2	法第13条第1項各号	平成8年改正法附則第3項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第13条第1項各号
第12条第1項第2号	法第17条第1号	平成8年改正法附則第3項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第17条第1号
第20条第1項	法第21条の2第1項	平成8年改正法附則第3項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第21条の2第1項
第20条第3項	第13条第2項	県営住宅等条例第16条第2項
第20条の2第1項	法第21条の3第1項	平成8年改正法附則第3項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第21条の3第1項
第20条の3第1項	法第2条第11号	平成8年改正法による改正後の公営住宅法第2条第15号
	法第23条の5第6項	平成8年改正法附則第3項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第23条の5第6項
第22条第1項第5号	第16条から第19条の2まで	第18条並びに県営住宅等条例第19条、第20条、第22条及び第23条
第26条第2項	法第17条第1号	平成8年改正法附則第3項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第17条第1号

- 4 附則第2項の県営住宅に、平成10年3月31日までに入居した者から徴収した敷金に係る改正後の条例第17条第2項の適用については、同項中「家賃」とあるのは、「家賃、改正前の条例第20条の規定による割増賃料」とする。
- 5 改正後の条例第13条第1項、第25条第1項又は第27条第1項の規定による家賃の決定に関し必要な手続その他の行為は、附則第2項の県営住宅については同項の規定にかかわらず、平成10年3月31日以前においても、改正後の条例の例によりすることができる。
- 6 平成10年4月1日において現に附則第2項の県営住宅に入居している者の平成10年度から平成12年度までの各年度の家賃の額は、その者に係る改正後の条例第13条第1項本文又は第15条の規定による家賃の額が改正前の条例第11条、第11条の2又は第12条第1項の規定による家賃の額を超える場合にあっては改正後の条例第13条第1項本文又は第15条の規定による家賃の額から改正前の条例第11条、第11条の2又は第12条第1項の規定による家賃の額を控除して得た額に次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ同表の右欄に定める負担調整率を乗じて得た額に、改正前の条例第11条、第11条の2又は第12条第1項の規定による家賃の額を加えて得た額とし、その者に係る改正後の条例第25条又は第27条第1項若しくは第3項の規定による家賃の額が改正前の条例第11条、第11条の2又は第12条第1項の規定による家賃の額に改正前の条例第20条の規定による割増賃料を加えて得た額を超える場合にあっては改正後の条例第25条又は第27条第1項若しくは第3項の規定による家賃の額から改正前の条例第11条、第11条の2又は第12条第1項の規定による家賃の額及び改正前の条例第20条の規定による割増賃料の額を控除して得た額に同表の左欄に掲げる年度の区分に応じ同表の右欄に定める負担調整率を乗じて得た額に、改正前の条例第11条、第11条の2又は第12条第1項の規定による家賃の額及び改正前の条例第20条の規定による割増賃料の額を加えて得た額とする。

年度の区分	負担調整率
平成10年度	0.25
平成11年度	0.5
平成12年度	0.75

7 平成10年4月1日前に改正前の条例の規定によってした処分、手続その他の行為は、改正後の条例の相当規定によってしたものとみなす。

8 当分の間、第5条の規定の適用については、県営住宅に入居しようとする者が、現に同居し、又は同居しようとする親族がない場合においても、同条第1号の条件を具備する者とみなす。

附 則（平成11年3月23日条例第48号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月28日条例第46号抄）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年7月14日条例第59号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年10月12日条例第70号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年12月18日条例第84号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成14年7月5日条例第51号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年3月19日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第34条の改正規定は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年7月14日条例第54号抄）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の県営住宅等条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた入居許可の申請に係る入居の許可について適用する。

附 則（平成16年10月14日条例第53号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、「炭鉱離職者」を削る部分は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年7月11日条例第55号抄）

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1)～(4) (省略)

(5) (前略)第54条(中略)の規定 平成18年2月20日

(6) (省略)

附 則（平成17年10月11日条例第65号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、「第5条の2第5項」を「第5条の2第6項」に改める部分は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成17年12月15日条例第96号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年7月10日条例第51号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年10月19日条例第61号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成19年11月1日から施行する。

（県営住宅等条例の一部改正に伴う経過措置）

2 第1条の規定による改正後の県営住宅等条例（以下「改正後の住宅等条例」という。）第32条第

1 項第 6 号の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に改正後の住宅等条例第 9 条の規定による入居を許可された者、改正後の住宅等条例第 11 条第 1 項の規定による同居の承認を得て同居する者及び改正後の住宅等条例第 12 条第 1 項の規定による入居の承継の承認を得た者について適用する。

- 3 施行日前に第 1 条の規定による改正前の県営住宅等条例（以下「改正前の住宅等条例」という。）第 9 条の規定による入居を許可された者が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、改正後の住宅等条例第 32 条第 1 項の適用がある場合を除き、知事は、当該許可を受けた者に対して、県営住宅の明渡しの勧告をすることができる。
- 4 施行日前に改正前の住宅等条例第 9 条の規定による入居を許可された者が暴力団員と同居していることが判明したときは、改正後の住宅等条例第 32 条第 1 項の適用がある場合を除き、知事は、当該許可を受けた者に対して、当該暴力団員を退去させる措置をとることを勧告することができる。
- 5 知事は、前 2 項の勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該勧告を受けた者に対して、県営住宅の明渡しを請求することができる。
- 6 前 3 項の規定にかかわらず、施行日前に改正前の住宅等条例第 9 条の規定による入居の許可を受けた者又はその同居者が暴力団員である場合であって、他の入居者に著しい被害が生ずるおそれがあり、当該被害を防止するため緊急の必要があると認められるときは、知事は、当該許可を受けた者に対して、県営住宅の明渡しを請求することができる。
- 7 前 2 項の規定による明渡しの請求については、改正後の住宅等条例第 32 条第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。

附 則（平成 20 年 3 月 27 日条例第 14 号）

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 10 月 18 日条例第 93 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、表 2 の項の改正部分は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正後の県営住宅等条例第 2 条第 3 号に規定する県営住宅等の整備を行っている場合の当該県営住宅等の整備基準については、同条例第 2 章の 2 の規定にかかわらず、公営住宅法施行規則及び公営住宅等整備基準の一部を改正する省令（平成 23 年国土交通省令第 103 号）第 2 条の規定による改正前の公営住宅等整備基準（平成 10 年建設省令第 8 号）の規定を適用する。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日条例第 31 号）

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、表 2 の項の改正部分は、規則で定める日から施行する。（平成 26 年 1 月規則第 1 号で、同 26 年 2 月 1 日から施行）

附 則（平成 25 年 10 月 18 日条例第 70 号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、表 2 の項の改正部分は、規則で定める日から施行する。（平成 26 年 7 月規則第 53 号で、県営豊間根アパートに係る改正部分は同 26 年 7 月 15 日から施行。平成 27 年 10 月規則第 85 号で、県営屋敷前アパートに係る改正部分は同 27 年 10 月 14 日から施行）

附 則（平成 25 年 12 月 13 日条例第 74 号）

この条例は、規則で定める日から施行する。（平成 27 年 3 月規則第 8 号で、県営佐原第 2 アパートに係る改正部分は同 27 年 3 月 13 日、県営宮町アパートに係る改正部分は同月 27 日から施行。平成 27 年 4 月規則第 64 号で、県営磯鷄アパートに係る改正部分は同 27 年 4 月 17 日から施行。平成 27 年 7 月規則第 75 号で、県営実田アパートに係る改正部分は同 27 年 7 月 24 日、県営上鼻アパートに係る改正部分は同月 31 日から施行。平成 27 年 10 月規則第 86 号で、県営鳴崎アパートに係る改正部分は同 27 年 10 月 14 日から施行。平成 27 年 11 月規則第 93 号で、県営八木沢第 2 アパートに係る改正部分は同 27 年 11 月 13 日から施行）

附 則（平成 26 年 3 月 28 日条例第 65 号）

この条例は、規則で定める日から施行する。（平成 27 年 7 月規則第 74 号で、県営上平アパートに係る改正部分は同 27 年 7 月 22 日から施行。平成 27 年 12 月規則第 97 号で、県営みどり町アパートに係る改正部分は同 27 年 12 月 11 日から施行。平成 28 年 4 月規則第 48 号で、県営関谷アパートに係る改正部分は同 28 年 4 月 22 日から施行）

附 則（平成26年7月11日条例第95号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年10月20日条例第104号）

改正

平成27年3月27日条例第39号

この条例は、公布の日から施行する。

一部改正〔平成27年条例39号〕

附 則（平成26年12月22日条例第120号）

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。（平成27年11月規則第92号で、県営織笠アパートに係る改正部分は同27年11月10日から施行。平成28年3月規則第40号で、県営大沢アパートに係る改正部分は同28年4月1日から施行。平成28年7月規則第59号で、県営栃ヶ沢アパートに係る改正部分は同28年8月1日から施行。平成28年11月規則第65号で、県営北浜アパートに係る改正部分は同28年11月11日から施行）

附 則（平成27年3月27日条例第39号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年12月21日条例第82号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、規則で定める日から施行する。（平成29年2月規則第2号で、県営片岸アパートに係る改正部分は同29年2月17日から施行。平成29年4月規則第47号で、県営松原アパートに係る改正部分は同29年4月11日から施行。平成29年7月規則第55号で、県営嬉石第1アパート及び県営嬉石第2アパートに係る改正部分は同29年7月27日から施行）

附 則（平成28年3月25日条例第45号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年7月15日条例第65号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年7月18日条例第37号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

附 則（平成29年12月21日条例第53号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

別表（第3条関係）

県営住宅等の名称	所在地
県営加賀野アパート	盛岡市加賀野二丁目
県営仙北アパート	盛岡市仙北三丁目
県営青山アパート	盛岡市西青山一丁目
県営みたけアパート	盛岡市青山四丁目
県営備後第1アパート	盛岡市月が丘二丁目
県営備後第2アパート	盛岡市月が丘三丁目
県営つつじが丘アパート	盛岡市つつじが丘
県営岩脇緑が丘アパート	盛岡市岩脇町
県営松園アパート	盛岡市松園三丁目
県営松園東アパート	盛岡市東松園一丁目
県営松園西アパート	盛岡市西松園二丁目
県営松園北アパート	盛岡市東松園四丁目
県営湯沢アパート	盛岡市湯沢東三丁目
県営みたけ北アパート	盛岡市みたけ五丁目
県営境田アパート	盛岡市境田町
県営夕顔瀬アパート	盛岡市北夕顔瀬町
県営厨川アパート	盛岡市みたけ四丁目
県営上堂アパート	盛岡市上堂一丁目

県営緑が丘アパート	盛岡市緑が丘三丁目
県営厨川北アパート	盛岡市厨川四丁目
県営月が丘アパート	盛岡市月が丘二丁目
県営佐原アパート	宮古市佐原一丁目
県営山口アパート	宮古市山口三丁目及び山口四丁目
県営八木沢アパート	宮古市八木沢三丁目
県営西ヶ丘アパート	宮古市西ヶ丘二丁目
県営西ヶ丘北アパート	宮古市西ヶ丘三丁目
県営宮町アパート	宮古市宮町二丁目
県営磯鶏アパート	宮古市磯鶏
県営佐原第2アパート	宮古市佐原一丁目
県営実田アパート	宮古市実田二丁目
県営上鼻アパート	宮古市上鼻二丁目
県営八木沢第2アパート	宮古市八木沢
県営鴨崎アパート	宮古市鴨崎町
県営長谷堂アパート	大船渡市猪川町
県営赤沢アパート	大船渡市大船渡町
県営明神前アパート	大船渡市大船渡町
県営上平アパート	大船渡市大船渡町
県営みどり町アパート	大船渡市盛町
県営関谷アパート	大船渡市立根町
県営北野アパート	奥州市水沢区真城
県営内匠田アパート	奥州市水沢区字内匠田
県営常盤アパート	奥州市水沢区佐倉河
県営宮野目アパート	花巻市西宮野目
県営天下田アパート	花巻市西宮野目
県営万丁目アパート	花巻市下北万丁目
県営藤沢アパート	北上市常盤台四丁目
県営大堤アパート	北上市大堤北二丁目
県営蒲沢アパート	北上市村崎野
県営駒下アパート	一関市萩荘
県営関が丘第1アパート	一関市関が丘
県営関が丘第2アパート	一関市関が丘
県営銅谷アパート	一関市銅谷町
県営鳴石アパート	陸前高田市高田町
県営栃ヶ沢アパート	陸前高田市高田町
県営大平アパート	釜石市大平町二丁目
県営日向アパート	釜石市鶴住居町
県営上平田アパート	釜石市大字平田
県営平田アパート	釜石市大字平田
県営片岸アパート	釜石市片岸町
県営嬉石第1アパート	釜石市嬉石町二丁目
県営嬉石第2アパート	釜石市嬉石町三丁目
県営松原アパート	釜石市松原町三丁目
県営北福岡アパート	二戸市石切所
県営石切所アパート	二戸市石切所
県営羽沢アパート	胆沢郡金ヶ崎町西根

県営屋敷前アパート	上閉伊郡大槌町大槌
県営豊間根アパート	下閉伊郡山田町豊間根
県営大沢アパート	下閉伊郡山田町大沢
県営織笠アパート	下閉伊郡山田町織笠
県営北浜アパート	下閉伊郡山田町山田

一部改正〔平成17年条例55号・20年14号・25年31号・70号・74号・26年65号・120号・27年82号〕

改正

平成12年10月12日条例第71号
 平成13年12月21日条例第72号
 平成15年7月14日条例第54号
 平成17年12月15日条例第97号
 平成19年10月19日条例第61号

県営特定公共賃貸住宅等条例をここに公布する。

県営特定公共賃貸住宅等条例

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 県営特定公共賃貸住宅の管理（第3条—第26条）
- 第3章 駐車場の管理（第27条—第35条）
- 第4章 雑則（第36条—第39条）

附則

第1章 総則

（設置）

第1条 居住環境が良好な賃貸住宅を中堅所得者等の居住の用に供するため、県営特定公共賃貸住宅等を次のとおり設置する。

名称	所在地
県営盛岡駅西通特定公共賃貸住宅	盛岡市盛岡駅西通一丁目
県営宮野目特定公共賃貸住宅	花巻市西宮野目
県営藤沢特定公共賃貸住宅	北上市常盤台四丁目

一部改正〔平成12年条例71号・13年72号〕

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 県営特定公共賃貸住宅 県が建設を行い、県民に賃貸するための住宅及びその附帯施設で、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号）第18条第1項の規定に基づくものをいう。
- (2) 共同施設 県営特定公共賃貸住宅の入居者の共同の福祉のため必要な児童遊園、集会所、広場及び緑地、通路並びに駐車場をいう。
- (3) 県営特定公共賃貸住宅等 県営特定公共賃貸住宅及び共同施設をいう。
- (4) 所得 県営特定公共賃貸住宅の入居者及び同居者の規則で定めるところにより算出した所得をいう。

第2章 県営特定公共賃貸住宅の管理

（入居者の公募）

第3条 知事は、次条第2号に掲げる者を入居させる場合を除くほか、県営特定公共賃貸住宅の入居者を公募する。

（入居者資格）

第4条 県営特定公共賃貸住宅に入居することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 所得が規則で定める基準に該当する者であって、自ら居住するため住宅を必要とするもののうち、現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）があるもの
- (2) 災害、不良住宅の撤去その他の特別の事情がある場合において県営特定公共賃貸住宅に入居させることが適当である者として知事が認める者（所得が規則で定める基準に該当する者に限る。）

- (3) 前号に掲げる者のほか、現に同居し、又は同居しようとする親族がない者であって、知事が定める基準に該当するもの（所得が規則で定める基準に該当する者に限る。）
- (4) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、県営特定公共賃貸住宅に入居することができない。次の各号のいずれかに該当する者と同居しようとする場合も、同様とする。
- (1) 住宅の明渡し（第25条第1項の規定に基づく県営特定公共賃貸住宅の明渡し請求を受けたことによる当該県営特定公共賃貸住宅の明渡し又は県営住宅等条例（平成9年岩手県条例第47号）第32条第1項第1号から第6号までのいずれかに該当し、かつ、同項の規定に基づく県営住宅の明渡し請求を受けたことによる当該県営住宅の明渡しをいう。以下この項において同じ。）を行った者であって、当該住宅の明渡しのあった日から2年を経過していないもの又は次に掲げる債務を負っているもの
- ア 当該住宅の明渡しの原因となった行為に係る県に対する金銭債務
- イ 第17条第3号又は県営住宅等条例第18条第3号の費用に係る債務
- ウ 第25条第2項又は県営住宅等条例第32条第3項の金銭に係る債務
- (2) 住宅の明渡しを行った者と同居していた者のうち当該住宅の明渡しの原因となった行為をした者（当該行為をした時成年であった者（婚姻により成年に達したものとみなされていた者を含む。）に限る。）であって、当該住宅の明渡しのあった日から2年を経過していないもの
- (3) 住宅の明渡し第25条第1項第2号又は県営住宅等条例第32条第1項第2号に規定する家賃の滞納により行われた場合において当該家賃について民法（明治29年法律第87号）第761条により債務を負っていた者であって、現に当該家賃に係る債務を負っているもの
- 一部改正〔平成15年条例54号・19年61号〕

（入居の申込み）

第5条 県営特定公共賃貸住宅に入居しようとする者は、知事に入居の申込みをしなければならない。

（入居予定者の決定）

第6条 知事は、前条の規定により入居の申込みをした者の中から県営特定公共賃貸住宅の入居予定者を決定し、その旨を当該入居予定者に通知するものとする。

2 入居の申込みをした者の数が入居させるべき県営特定公共賃貸住宅の戸数を超える場合は、公開抽せんによってその戸数に相当する入居予定者を決定する。

（入居予定者の決定の特例）

第7条 知事は、現に同居し、又は同居しようとする親族が多い者その他の特に居住の安定を図る必要がある者については、1回の募集ごとに賃貸しようとする県営特定公共賃貸住宅の戸数の5分の1を超えない範囲内の戸数（地域の実情を勘案して知事が別に戸数を定める場合には、その戸数）について、前条に定めるところにより当該県営特定公共賃貸住宅の入居予定者を決定することができる。

（入居補欠者）

第8条 第6条の規定により入居予定者を決定する場合においては、知事が必要と認める数の入居補欠者を、入居順位を定めて決定するものとする。

2 前項の入居補欠者は、入居予定者が棄権し、若しくは失格したとき、又は次条第4項の規定に基づく決定の取消しを受けたときは、その入居順位に従って入居予定者となる。

（入居の手続）

第9条 入居予定者は、第6条第1項の規定による通知のあった日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。

(1) 知事の定める資格を有する連帯保証人の連署する請書を提出すること。

(2) 第16条第1項に規定する敷金を納付すること。

2 知事は、前項の手続をした者に対して入居の決定を行い、県営特定公共賃貸住宅の入居指定日を通知するものとする。

3 入居予定者は、やむを得ない事情により第1項の手続を同項に定める期間内にすることができな

いときは、知事が指定する期間内に同項の手続をしなければならない。

- 4 知事は、入居予定者が第1項の期間内又は前項の知事が指定する期間内に第1項の手続をしないときは、入居予定者の決定を取り消すことができる。

(同居の承認)

第10条 入居者は、県営特定公共賃貸住宅の入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、知事の承認を得なければならない。

- 2 知事は、前項の入居者が同居させようとする者が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。

一部改正〔平成19年条例61号〕

(入居の承継)

第11条 入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該県営特定公共賃貸住宅に居住しようとするときは、当該入居者と同居していた者は、知事の承認を得なければならない。

- 2 知事は、前項の引き続き居住しようとする者(同居者を含む。)が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。

一部改正〔平成19年条例61号〕

(家賃)

第12条 県営特定公共賃貸住宅の毎月の家賃は、近傍同種の住宅の家賃と均衡を失しないよう知事が定める。

- 2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、家賃を変更することができる。

- (1) 物価の変動に伴い家賃を変更する必要があると認めるとき。
- (2) 近傍同種の住宅の家賃との均衡上必要があると認めるとき。
- (3) 県営特定公共賃貸住宅に改良を施したとき。

(家賃の減額)

第13条 知事は、県営特定公共賃貸住宅の入居者の居住の安定を図るため、規則で定めるところにより、家賃を減額することができる。

- 2 前項の規定に基づき家賃の減額を受けようとする入居者は、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

- 3 知事は、前項の規定により減額の申請があった場合において、家賃を減額することを決定したときは、減額後の家賃その他必要な事項を当該入居者に通知するものとする。

(家賃の減免等)

第14条 知事は、公益上特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、家賃を減免し、敷金を免除し、又は家賃若しくは敷金の徴収を猶予することができる。

(家賃の徴収)

第15条 家賃は、第9条第2項に規定する入居指定日又は第11条の規定による知事の承認を得た日から県営特定公共賃貸住宅を返還した日又は知事が明け渡しを指定した日(当該指定をした日前に明け渡したときは、その日)までの期間について、徴収する。

- 2 家賃は、月の末日(月の途中で返還し、又は明け渡したときは、その日)までにその月分を納付しなければならない。

- 3 県営特定公共賃貸住宅の使用期間が1月に満たないときは、その月の家賃は、日割計算とする。

- 4 入居者が第24条第1項の届出をしないで県営特定公共賃貸住宅を立ち退いたときは、第1項の規定にかかわらず、知事が返還した日を認定し、その日までの家賃を徴収する。

(敷金)

第16条 敷金の額は、入居時における家賃の3月分に相当する額とする。

- 2 前項の敷金は、入居者が県営特定公共賃貸住宅を返還し、又は明け渡したときに還付する。この場合において、未納の家賃、損害賠償金又は第25条第3項の金銭があるときは、敷金のうちからこれらを控除して還付するものとする。

- 3 敷金には、利子を付けない。

(入居者の費用負担義務)

第17条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。

- (1) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料
- (2) 汚物及びじんかいの処理に要する費用
- (3) 畳の表替え、ふすま及び障子の張替え、ガラス、給水栓、点滅器等の取替えその他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用
- (4) 共同施設の通常の維持に要する費用
(入居者の保管義務等)

第18条 入居者は、県営特定公共賃貸住宅又は共同施設の使用について必要な注意を払い、正常な状態において維持しなければならない。

- 2 入居者は、自己の責めに帰すべき事由によって県営特定公共賃貸住宅又は共同施設を滅失し、又は毀(き)損したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

第19条 入居者は、県営特定公共賃貸住宅を引き続き15日以上使用しないときは、あらかじめ知事に届け出なければならない。

第20条 入居者は、県営特定公共賃貸住宅を他の者に貸し、又は入居の権利を他の者に譲渡してはならない。

第21条 入居者は、県営特定公共賃貸住宅を居住以外の用途に使用してはならない。ただし、知事の承認を得たときは、当該県営特定公共賃貸住宅の一部を居住以外の用途に使用することができる。

第22条 入居者は、県営特定公共賃貸住宅を模様替えし、又は増築してはならない。ただし、原状回復又は撤去が容易である場合において知事の承認を得たときは、この限りでない。

- 2 入居者は、前項ただし書の承認を得ずに県営特定公共賃貸住宅を模様替えし、又は増築したときは、自己の費用で原状の回復又は撤去をしなければならない。

第23条 入居者は、騒音、振動、悪臭等により、他の入居者に迷惑をかけ、又は生活環境を乱す行為をしてはならない。

(検査等)

第24条 入居者は、県営特定公共賃貸住宅を返還しようとするときは、返還しようとする日前10日までに知事に届け出て、知事の指定する職員の検査を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による場合のほか、県営特定公共賃貸住宅の管理上必要があると認めるときは、知事の指定する職員に、随時県営特定公共賃貸住宅の検査をさせ、又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。
- 3 前項の検査において、現に使用している県営特定公共賃貸住宅に立ち入るときは、あらかじめ県営特定公共賃貸住宅の入居者の承諾を得なければならない。
- 4 検査に当たる者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(住宅の明渡し請求)

第25条 知事は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該入居者に対して、県営特定公共賃貸住宅の明渡しを請求することができる。

- (1) 不正の行為によって入居したとき。
- (2) 家賃を3月分以上滞納したとき。
- (3) 正当な事由によらないで30日以上県営特定公共賃貸住宅を使用しないとき。
- (4) 県営特定公共賃貸住宅又は共同施設を故意に毀(き)損したとき。
- (5) 第10条第1項及び第18条から第23条までの規定に違反したとき。
- (6) その者又はその同居者が暴力団員であるとき。

- 2 入居者は、前項の規定に基づく県営特定公共賃貸住宅の明渡し請求を受けたときは、速やかに、当該県営特定公共賃貸住宅を明け渡さなければならない。この場合において、入居者は、知事が明渡しを指定した日の翌日から明渡しの日までの期間の第12条の規定に基づく家賃の2倍に相当する額の金銭を支払わなければならない。

一部改正〔平成19年条例61号〕

(住宅管理人)

第26条 知事は、県営特定公共賃貸住宅等の管理に関する事務を補助させるため、住宅管理人を置く

ことができる。

第3章 駐車場の管理

(利用の許可)

第27条 駐車場を利用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 知事は、前項の利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の許可をしてはならない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。
- (3) 入居者又は同居者の利用でないと認めるとき。
- (4) 家賃を滞納している入居者又はその同居者の利用であると認めるとき。
- (5) その他駐車場の管理上適当でないと認めるとき。

3 知事は、駐車場の管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付することができる。

(行為の禁止)

第28条 駐車場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失すること。
- (2) 指定された駐車場以外の場所に自動車を乗り入れ、又は駐車すること。
- (3) 駐車場の現状を変更し、又はこれに工作物等を設置すること。
- (4) 発火性若しくは引火性の物品又は他の者の駐車支障となる物品を持ち込むこと。
- (5) 駐車場を自動車の駐車以外の用途に供すること。
- (6) 駐車場を他の者に貸すこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼす行為をすること。

(利用許可の取消し等)

第29条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第27条第1項の許可を受けた者に対し、当該許可を取り消し、同条第3項の条件を変更し、又は駐車場の明渡しを命ずることができる。

- (1) この条例に違反したとき。
- (2) 第27条第3項の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他の不正な手段により第27条第1項の許可を受けたとき。
- (4) 利用料を滞納したとき。
- (5) 正当な事由によらないで引き続き30日以上駐車場を利用しないとき。
- (6) 家賃を滞納したとき。
- (7) 駐車場の管理上必要があると認めるとき。
- (8) その他公益上やむを得ない必要が生じたとき。

(利用料)

第30条 利用料は、償却費、修繕費、管理事務費等について別に定める方法により算出した額の合計額に公課を加えたものの月割額を限度として、近傍同種の駐車場の料金を勘案の上、知事が定める。

(利用料の減免等)

第31条 知事は、公益上特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、利用料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。

(利用料の徴収)

第32条 利用者が第34条第2項の届出をしないで駐車場の利用を中止したときは、知事が認定した日までの利用料を徴収することができる。

2 第15条第1項から第3項までの規定は、利用料について準用する。

(利用料の不還付)

第33条 既納の利用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することがある。

- (1) 第29条第7号又は第8号の規定に基づき知事が利用の許可を取り消したとき。
- (2) 利用者の責めに帰することができない理由により利用することができなくなったとき。
- (3) その他知事が特別の理由があると認めるとき。

(不使用及び返還)

第34条 利用者は、駐車場を引き続き15日以上利用しないときは、あらかじめ知事に届け出なければ

ならない。

2 利用者は、駐車場を返還しようとするときは、返還しようとする日前7日までに知事に届け出なければならない。

(自動車等の盗難等に対する免責)

第35条 県は、駐車場内における自動車等の盗難、損傷等について、その責めを負わない。

第4章 雑則

(指定管理者による管理)

第36条 県営特定公共賃貸住宅等の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

一部改正〔平成17年条例97号〕

(指定管理者が行う業務の範囲)

第36条の2 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 県営特定公共賃貸住宅等の維持管理に関する業務
- (2) 県営特定公共賃貸住宅等の利用の促進に関する業務
- (3) その他県営特定公共賃貸住宅等の円滑な利用の確保に関する業務

追加〔平成17年条例97号〕

(決定等に関する意見聴取)

第37条 知事は、第9条第2項の決定若しくは第10条第1項若しくは第11条第1項の承認をしようとするとき、又は現に県営特定公共賃貸住宅に入居している者(同居している者を含む。)について特に必要があると認めるときは、第4条第1項第4号、第10条第2項、第11条第2項及び第25条第1項第6号に該当する事由の有無に関し、警察本部長の意見を聴くことができる。

追加〔平成19年条例61号〕

(知事への意見)

第38条 警察本部長は、現に県営特定公共賃貸住宅に入居している者(同居している者を含む。)について、第25条第1項第6号に該当する事由の有無に関し、知事に対し、意見を述べることができる。

追加〔平成19年条例61号〕

(補則)

第39条 この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定める。

一部改正〔平成19年条例61号〕

附 則

この条例は、平成10年4月1日から施行する。ただし、第3条から第8条までの規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年10月12日条例第71号)

この条例は、平成13年2月1日から施行する。

附 則 (平成13年12月21日条例第72号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年7月14日条例第54号抄)

1 この条例は、公布の日から施行する。

3 第2条の規定による改正後の県営特定公共賃貸住宅等条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた入居の申込みに係る入居予定者の決定について適用する。

附 則 (平成17年12月15日条例第97号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年10月19日条例第61号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年11月1日から施行する。

(県営特定公共賃貸住宅等条例の一部改正に伴う経過措置)

8 第2条の規定による改正後の県営特定公共賃貸住宅等条例(以下「改正後の特定住宅等条例」という。)第25条第1項第6号の規定は、施行日以後に改正後の特定住宅等条例第9条第2項の規定

による入居の決定を受けた者、改正後の特定住宅等条例第10条第1項の規定による同居の承認を得て同居する者及び改正後の特定住宅等条例第11条第1項の規定による入居の承継の承認を得た者について適用する。

- 9 施行日前に第2条の規定による改正前の県営特定公共賃貸住宅等条例（以下「改正前の特定住宅等条例」という。）第9条第2項の規定による入居の決定を受けた者が暴力団員であることが判明したときは、改正後の特定住宅等条例第25条第1項の適用がある場合を除き、知事は、当該決定を受けた者に対して、県営特定公共賃貸住宅の明渡しの勧告をすることができる。
- 10 施行日前に改正前の特定住宅等条例第9条第2項の規定による入居の決定を受けた者が暴力団員と同居していることが判明したときは、改正後の特定住宅等条例第25条第1項の適用がある場合を除き、知事は、当該決定を受けた者に対して、当該暴力団員を退去させる措置をとることを勧告することができる。
- 11 知事は、前2項の勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該勧告を受けた者に対して、県営特定公共賃貸住宅の明渡しを請求することができる。
- 12 前3項の規定にかかわらず、施行日前に改正前の特定住宅等条例第9条第2項の規定による入居の決定を受けた者又はその同居者が暴力団員である場合であって、他の入居者に著しい被害が生ずるおそれがあり、当該被害を防止するため緊急の必要があると認められるときは、知事は、当該決定を受けた者に対して、県営特定公共賃貸住宅の明渡しを請求することができる。
- 13 前2項の規定による明渡しの請求については、改正後の特定住宅等条例第25条第2項の規定を準用する。

指定管理者制度の概要

1 「公の施設の管理」に関する制度の改正

指定管理者制度は、公の施設の管理に民間の活力を活用し、住民サービスの向上や管理運営の効率化を図ることを狙いとして、平成 15 年の地方自治法の一部改正により創設された制度です。

<指定管理者制度>

- ・ 議会の議決を経て地方公共団体の指定を受けた「指定管理者」が管理を代行します。
- ・ 指定管理者の対象範囲については民間事業者（NPO法人、株式会社、任意団体等）も可能となります。
- ・ 指定管理者も個々の使用許可※を行うことが可能となります。
ただし、法令上、地方公共団体あるいは長に専属的に付与された行政処分は、指定管理委託することはできません。（使用料の強制徴収等。）
なお、県営住宅の家賃決定や入居許可行為等一部業務は、法令上、指定管理委託ができません。
- ・ 地方公共団体は管理権限の行使自体は自ら行いませんが、指定管理者の管理権限の行使については、設置者としての責任を果たす立場から、必要に応じて指示や調査を行い、管理継続が適当でない場合は、指定の取消や業務停止を命ずることができます。

2 指定管理者による管理開始までの流れ

公の施設の管理について、指定管理者制度を採用するには、下記のような手続きを経ることになります。（公募の場合）

手続きの流れ	備 考
◆ 基本方針の決定	・ 施設の性格、機能、設置目的などを考慮し、施設のあり方を検討した上で、管理の基準、業務の範囲、指定期間、募集・選定方法などについて基本方針を決定します。
◆ 指定管理者の募集	・ 指定管理者の募集については、1ヶ月以上の募集期間を設定し、県のホームページ等によりお知らせします。
◆ 申請の受付	・ 指定管理者の指定を受けようとする場合は、募集要項に定める申請書及び関係書類を県に提出します。
◆ 候補者の選定	・ 指定管理者の選定に当たっては、公平性、効果性及び効率性、安定性について総合的に審査し、最も適当と認められる法人等を指定管理者の候補者として選定します。（必要に応じて外部委員を交えた選定委員会を設置します。）
◆ 指定の議決	・ 指定管理者の指定に当たっては、議会の議決が必要になります。 （議決事項：施設の名称、指定管理者となる法人等の名称、指定の期間）
◆ 協定の締結	・ 県と指定管理者の間で協議の上、施設の管理に関する協定を締結します。（管理に係る業務内容に関する事項、県が支払う管理経費に関する事項、個人情報の取扱いに関する事項など）
◆ 管理開始	・ 指定管理者には事業報告の提出義務があります。